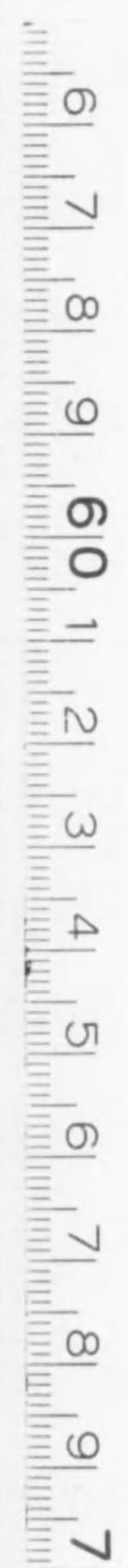


續修身科郷土資料集成

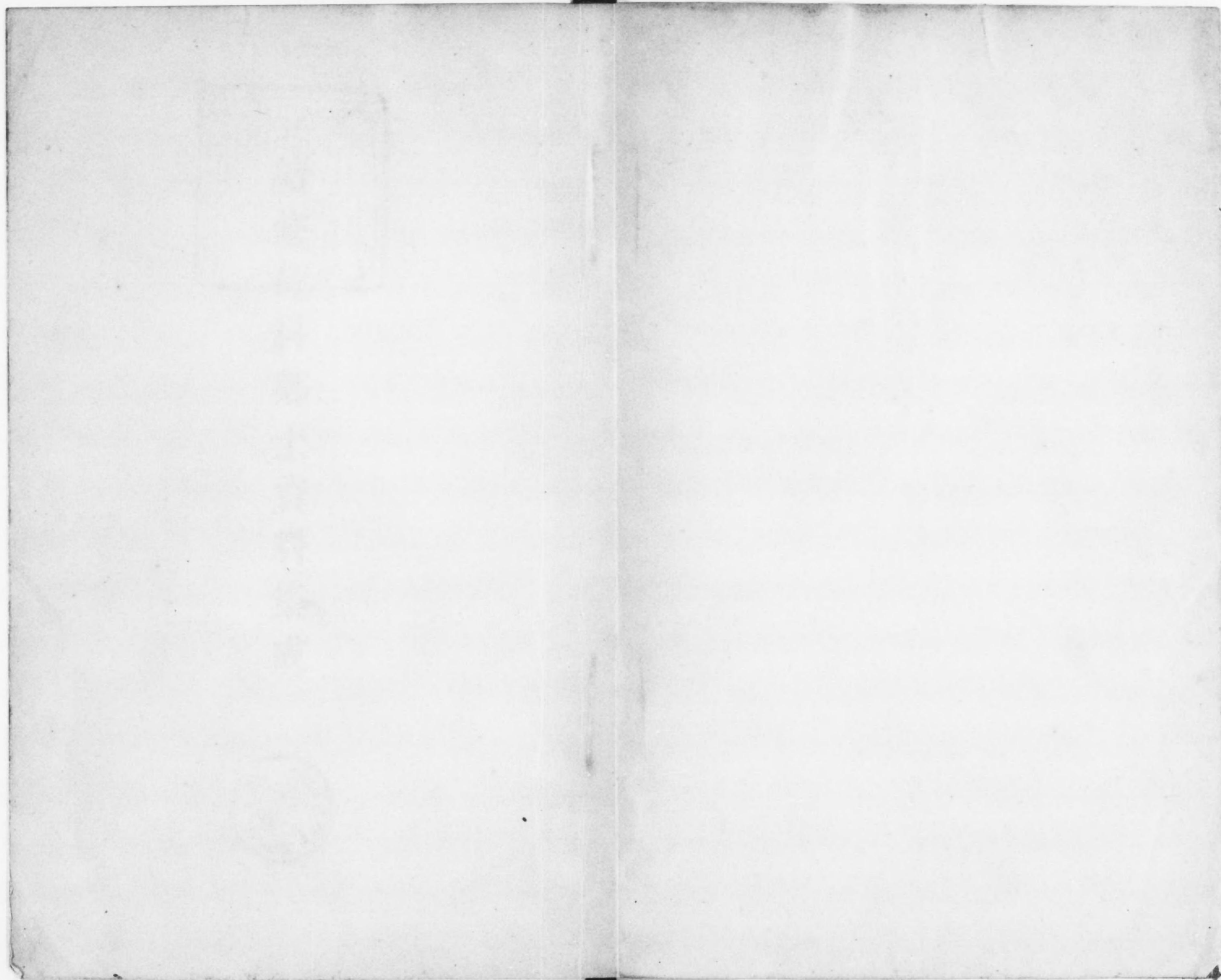
特277
921

特277-921
76#10862



始







續修身科鄉土資料集成



はしがき

曩に本會に於て、修身教授具体化資料の編纂をいたしました
が、其の際充分に調査を爲すことが出来ず、従つて大切なる資
料にして蒐録することの出来なかつたものが、猶多くあること
を感じざるを得ませんでした。これ更に其の續篇として、本書
の編纂せられた所以であります。

本書の材料の大部分は、縣下全体の小學校長諸君其他に御
依頼しまして、提出していただいたものであります。諸君が事
務繁忙の折柄にも拘はらず、本會の爲に、細密なる調査を遂げ
て下さつたことは、感謝に堪へないところであります。固より
これを以て、其の資料を盡し得たとはいひ得ぬにしても、今回
は少くとも其の中の樞要なるものを、網羅することが出来た筈

76W10862



と思はれます。

本書は固より單なる資料ではありませんが、これを通讀することによつて、何人も感奮するところがなくてはならぬことを、確信いたします。従て修身教授に於て、最も有効なる實例となるといはねばなりません。遠いく、史上の人物の取扱に、飽き果てた實際家は、必ずやこれによつて、更に清新なる興味を、味ふことが出来るだらうと思ひます。

資料の提出は、提出者の郷里附近のものを主として、御依頼したかつたのであるが、必ずしもそれに限るのではありませぬ又徳目の關係上、不足を感じましたものについては、本會に於て、補説したところもあります。極めて稀には、折角御提出を願つたものも、諸種の關係上、蒐録の出來なかつたものもないではありませぬ。

猶文体の統一を期する爲め、止むを得ず改削を行つたところもあります。それ等については、切に御諒恕を乞はねばなりません。

本書編纂の實際については、大分縣師範學校訓導大塚富吉氏、仲村勇氏、熊井清吉氏に負ふところが多大であります、謹んで謝意を表します。

昭和二年五月三十日

大分縣教育會調査部にて

越 川 彌 榮

目次

西國東郡

近藤 弘 記……………(勉學)……………一

鴛海量容先生の敬神崇祖……………五

鴛海謙齊翁の勤勉と攝生……………六

鴛海 寛平翁……………(剛毅と公共心)……………七

賀來 藤三郎……………(仕事にはげめ)……………九

東國東郡

磯 邊 リ ッ……………(姑舅、家整)……………一二

萱 島 信任……………(公益)……………一三

手野村の貞平……………(孝行)……………一九

古庄重敏……(公益)……………二一

速見郡

孝子澤右衛門……(孝行)……………二七

帆足萬里……(勉學)……………三〇

都甲ハツネ……(孝行)……………三二

喜代女……(孝行)……………三四

宮崎ジュン……(夫婦、貞操)……………三六

岡リユウ……(孝順、貞節)……………三九

原野マキ……(孝順、貞節)……………四〇

菅常……(孝行、貞節)……………四二

關蕉川……(志を立てよ)……………四四

次 目

大分郡

綾部剛立……(勤勉)……………四五

木下俊程……(儉約)……………四六

高橋草坪……(自立自營)……………四七

木下俊程……(規律)……………五〇

帆足萬里……(兄弟)……………五一

野上安兵衛と前田壯左衛門……(信愛)……………五二

元田伯倫……(勉學)……………五九

脇蘭室……(勉學)……………六一

工藤三助……(公益)……………六三

吉岡妙林尼……(勇氣)……………六七

目 北海部郡

毛利空	桑	……(進取の氣象)……	六九
山村富太郎	……(博愛)……	……	七三
田末健一	……(孝行)……	……	七五
石井正圓	……(公益)……	……	七七
宮崎勝藏	……(公益)……	……	七九
小手川長十郎	……(公益)……	……	八四
仲家太郎吉	……(勤勞)……	……	八七
鶴峯戊申	……(志を立てよ)……	……	八九
陶山淺野	……(貞操、志を堅くせよ)……	……	九一
稻葉良通	……(勇氣)……	……	九三

次

井澤幸兵衛	……	九七
莊田貞子	……(貞節)……	九九

南海部郡

三浦カ子	……(貞操、姑舅、慈愛)……	一〇一
田村ヒチ	……(孝行)……	一〇三

目

大野郡	赤峯岩三	……(公益)……	一〇五
	伊藤俊次郎	……(公益)……	一〇七

直入郡

田能村竹田	……(自信)……	一〇九
-------	----------	-----

日田郡

歌珠郡

廣瀨中佐(志を堅くせよ).....	一一〇
廣瀨中佐(身体).....	一一二
廣瀨中佐(忠實).....	一一三
小河一敏(皇室を尊べ).....	一一四
工藤力馬(孝行).....	一一五
矢野勸三郎(忠君).....	一一八
嵩地白孝(公益).....	一二一
久留島信濃守通佑(皇室を尊べ、職務).....	一二二
長野伊助(公益).....	一二五

宇佐郡

廣瀨秋子(孝弟、兄弟).....	一二八
廣瀨淡窓(規律、衛生、徳器).....	一三〇
鹽谷大四郎(産業を興せ).....	一三四
穴井六郎右衛門(進取の氣象).....	一三八
伊藤壯兵衛(誠實).....	一四〇
日隈多聞(公民の務).....	一四一
廣瀨旭莊(禮儀、友情、義憤).....	一四三
廣瀨久兵衛(公益).....	一四四
佐郡倉成龍渚(忍耐).....	一四九
南一郎(克己).....	一五〇
孝女いぢ(貞操、孝行).....	一五三

河野 勇 平……………(勤勞、義務、公共心)……………	一五八
赤尾 三左衛門……………(公益)……………	一五九
上 田 春 莊……………(公益)……………	一六一
下 毛 郡	
今津 億五郎……………(衛生)……………	一六四
前 野 良 澤……………(仕事にはげめ)……………	一六五
禪 海……………(忍耐)……………	一六九
大 分 市	
賢 女 の 碑……………(孝行)……………	一七三
三 ヶ 田 ツ ル……………(貞操、孝行)……………	一七六
幸 フ……………(勤勞、公益)……………	一七七
小野 惟一 郎……………(公益)……………	一八一

修身科郷土資料集成

大分縣教育會編

西國東郡

近藤弘記 (勉學)

先生年譜

- 近藤家ハ祖先累代産土神春日神社ニ奉仕ス
- 一、文政十一年三月二日出生
- 一、天保十二年(十四才)ヨリ弘化四年(二十才)マデ同村鷺海量容ニ就キ漢學ヲ受ク
- 一、弘化四年(二十才)ヨリ嘉永三年(二十三才)マデ豊前國京都郡定村直孝ニ從ツテ國學ヲ修ム
- 一、嘉永五年(二十五才)ヨリ安政二年(二十八才)マデ周防國佐波郡宮市縣鈴木高朝ニ從ツテ國學ヲ修ム
- 一、文久三年(三十六才)上京シテ從五位下淡路守ニ叙セラレ任官ス、明治五年(四十五才)朝旨範ヘ右官位ヲ奉還ス
- 一、同七月神社下調申付候事 大分縣
- 一、同十二月鷺島原藩主ヨリ國學修行生徒教導ノ功ニ依リ三ツ組臺付盃拜受
- 一、明治六年(四十六才)豊後國大分郡國幣中社西塞多神社禰宜ニ兼任ス
- 西國東郡

近 藤 弘 記

- 一、同年五月官國幣社權宮司以上一同御用有之候條來六月一日ヲ參集ノ期限トシテ上東京候様教部省ヨリ連有之候處宮司物集高世差支之儀有之候ニ付同人爲代早々同省へ出頭申付候事 大分縣
- 一、明治七年(四十七才)六月權訓導ニ補セララル
- 一、同八年(四十八才)十月中講義ニ補セララル
- 一、同九年(四十九才)權少教正ニ補セララル
- 一、同十年(五十才)十二月官國幣社神官一同被廢西寒多神社補宜ヲ免セララル
- 一、同年大分縣神道事務分局副長擔任拜命
- 一、同十一年(五十一才)六月第一區一小區郷社若宮八幡神社同官拜命
- 一、同十二年(五十二才)六月豊後國西國東郡内郷社祠官申付候事
- 一、同年一月神風講社副社長可相勤事 神宮々司大教正
- 一、同年五月神宮大分教會一等講師申付候事 神宮々司大教正
- 一、明治二十四年一月二十六日六十三才ニテ歿ス

先生の父は、遠江守家義といひ母は秋吉某である。幼名を主税と呼んでゐた。後に清舎又は春堤と號してゐた。資性温良俊悟であつて謙讓の徳が高かつた。學問は、和漢を兼ねてをり、物事に博覽強記であつた。彼の和學の大家として聲の高かつた物集氏の如きも、非常に畏敬して稱譽措かなかつたといふ。

近 藤 弘 記

豊前國京都郡の定村直孝先生の許より郷里に歸るともはや自分の地方に、師事する人がないのをなげいた。どうかして勉學をつゞけたいと思ひ、日夜思ひなやんだしかし笈を都門に負ふて、遊學するには資財の乏しい境遇にあつた。しかも遠く父母の膝下を去つて、再び勉學の途につくことは、到底許容される事でもなかつた。然し如何とかして勉學の志を遂げんと志し、一日父母に一千日の暇を給へこの遺書を殘して家を出るに決した。

即ち眞玉大村の祭典の夜を限りに、斷然意を決して其夜父母を後に密かに東途の旅程に上つた。蓋し伊勢國に赴き、かの鈴屋本居文庫に至り、その群書を借りて獨學研鑽を續けやうと志したのであつた。行くに一錢の旅費なく、家を出たまゝの先生は、往々文人の門を叩き、途々學徒の家を訪うて、詩歌を詠じ、文事を談じて旅程をつゞけた。時に先生歳二十五であつた。やがて豊前をすぎ、中國に入つた。たま々周防國宮市に到り鈴木高輅の家に滞在することゝなつた。幾日かをすごす内、その志望を告げて一日も早く伊勢に行きたき旨を語つた。鈴木高輅師は、その志に賛成した。けれども鈴木師自らの藏書の多くを持つて居り鈴木師家塾の弟子に漢學を講じ、傍ら同藏書の涉臘をしたならば、敢へて伊勢にまで赴くにも及ぶまいとさ

れて、師の親切と理に従ひ、この宮市の地に足をとどめ研鑽しやうと決心した。これより約三年高柄師につかへて勉學し、古書を翻し群書を涉り、筆寫したものの數十卷、刻苦勉勵、全力をあげて志望達成をはかった。其間國學は益々進み、詩囊は愈々熟達した。或は一夜百首を咏じ、或は一題百首を咏じた事は常であつた。筆札巧であつて特に長歌に秀てゝゐたこの事である。同地に居ること既に一千日とならうといふ時に、丁度郷里の老父の病篤きを聞き、急いで歸國し孝養につとめた。爾來郷里にあつたが其の好學の念は渝らず先生終世讀書は廢せなかつた。

これより神職、有志の就いて學ぶものが多く、國典を授け、傍ら著作し、詠賦し、或は地方に巡講して郷土を導いた。後に、藩主島原侯より奇特を賞せられ木盃を賜はつたのは、その當時としては、實に異數な表彰であつた。曾つては宮司代理として、教部省に出頭した時の如き、千家尊福男に知られて、禮を厚うして、出雲大社に奉仕せよとの懇請を受けたが、固辭して受けなかつたといふこともある。先生勉學の目的が如何に立派であつたかどうかわれる。誠に謙讓であり聞達を好まなかつたがわかる。又鶴崎の毛利空桑先生の歿する時は遺書して「葬儀は近藤弘記先生に頼むべし」とあつたので、先生は十數里の難道を徒歩して、鶴崎に行き懇に空桑先生の葬儀を行

近藤 弘 記

つたとの事である。先生の人格が如何に尙く、世の人が畏敬されてゐたが判かる。先生は又情誼にも篤かつた人であることもうかわれる。(西國東郡誌による)

(西國東郡草地尋常高等小學校提出)

駕海量容先生の敬神崇祖

量容先生略傳

量容は西國東郡草地村の鴻儒なり。弘化元年正月家塾油養學會を入院に開き、子弟を聚め經典史類を授け、聖賢の道を説けり。學風を欣慕し、遐邇笈を負ふて到り學ぶ者、年々多きを加へ、其の薰陶を受けし者、前後三千余人、知名の士幾百人の多きを出せり。

量容先生は、學徳與に修つたが、敬神崇祖の念は非常に厚く、家を隔つる數丁の小園山上に祀つてある祖先の靈に、毎朝参拜し、その餘徳を拜謝した。ことに雨の日、風の朝、如何なる日と雖もこれを廢した事はなかつたとの事である。而かも年老いて、明治二十九年十二月十九日、七十有九歳を以て病歿するまで、一日も怠る事がなかつたとの事である。(西國東郡誌による) (西國東郡草地尋常高等小學校提出)

駕海量容先生の敬神崇祖

鴛海謙齊翁の勤勉と攝生

謙齊翁の略傳

謙齊翁は量容の弟にして、岐黃の道に長じ、加ふるに學識の富麗を以てす。時人呼びて神醫とす。島原侯の召に應じ、藩醫學校
醫學兼病院副長となり、後、福岡病院副長、蘆屋病院長に歴任し、又醫術開業試験委員に擧げらる。後辭して郷間に歸り醫を以
て業とす。

生攝と勉勤の翁齊謙海鴛

翁は學問に精であつて、技には特に長じてゐた。年老いても尙勉學を怠らず、博く
内外、新舊の書籍、雜誌を閲讀し、或は採萃して、その業の進達を圖つた。勉學は往々深
更に入ることがあつた。深夜夢寢の間も治療の新法の案出に腐心し、その研究に徹
すれば、深更直ちに起き出で、之を筆に認めて置き、實地に應用することに力めた。
従つて翁の技は進み、學は徹したのであつた。

翁は又、身體の保健には、特に留意し、往々人の意を用ふることを怠りがちな食物の咀
嚼に、最も意を注いだ。而かもよく、それを自らに實行した。即ち「一口よく數十回
咀嚼し、食物は口中で全く流動物となつて少しも固形を殘さぬやうして、始めてこれ
を嚥下してゐた。」との事である。而かもこの實行は、生涯つゞけられた。之れが爲
か、明治廿五年七十一歳の高齡を以て歿するまで、非常に健康であり、又精力絶倫であ

つた。(西國東郡草地尋常高等小學校提出)

鴛海寬平翁 (剛毅と公共心)

寬平翁略傳

翁は西國東郡草地村の人にして、明治初年より區長又は學務委員をして一村を率ゐ、衆望を擔ひ村治に、教育に大いに力を致し
たり。

(一) 剛毅よく一郷を救ふ

明治十年の西南の變が起ると、中津の士族増田宗太郎は、之に應じた。又高田の郷
士俗稱大五郎事松本爲平も亦黨民を募つて暴擧して、用務所、學校、吏員、富豪等の家屋
に放火し、或は破壊し、掠奪、強請甚しく行はれた。時に近村にも之に従ふ者の多く、村
民の多くは恐れをのき、唯その暴行のまゝに任かするより外に仕方はなかつた。
時に草地村に區長である寬平翁は、意を決して、高田區長南喜平氏と謀り、早馬を以て
急を大分權令に報じて、臨機の處置を執る許を受けた。即ち一方村内は、嚴重に警備
をやらせ、一方には主魁大五郎を高田町に斃すを得た。爲めに暴徒は、すこしも村内

翁 平 寬 海 鴛

に入ることなく、その暴行をまぬかれ、この地方は、全く平静に復せしむることが出来た。

後縣吏(白杵士族某等)が来て此地の賊に應じた者を調べる時、その調べ方が非常に峻厳であつた。従つて地方にも、多くの罪人を出すやうになつた。翁は、直ちに「此等の暴民も決して深き意志のあつた者でないことを説き、之を皆罪するのは、殘酷である。」と鴛海鳳太郎、同百郎、同量太郎等をして、縣吏に強談判をさせて成功し、村民の多くが、罪せられずにすんだ。

(二) 無私よく公共事業につくす。

寛平翁は、又教育事業に熱心であつて、十年の變に學校の中絶したのを歎いて、東奔西走、百方力説して遂に郡内第一の稱ある西園學校を建つる事を得た。此他に農談會を創設して、産業の進歩改良を圖つた。その他村の公共事業には率先して行ひ之に臨む時には全く無私であつて、唯公のためのみに考へた。従つて費用の如きも私の利欲がなく、自分の囊中の物は、少しも惜しまず之を出して、村民の爲を圖つた。爲めに村民の信望を得て、信頼を得事業が大いに揚つた。(四樂翁傳による)

(西國東郡草部尋常高等小學校提出)

賀來藤三郎 (仕事にはげめ)

賀來藤三郎は西國東郡高田町賀來太郎兵衛の二男に生れ年二十五同郡玉津町豪商賀來藤太郎の養嗣子となつた。賀來家は代々醬油醸造を業としてゐたが、その製法は舊法を墨守して何等の改良を施したることはなかつた。藤三郎家をつぐや大いに醸造法を改良し佳品を製造することにつとめ、遂に數年の後には發賣三千餘石賣子二百六人の盛況に達した。しかし藤三郎は之を以て満足せず明治十五年上京して、東京市内の料理屋、蕎麥屋について、何人の製造する醬油が最も販賣多かいかを調査した、その結果銚子港、土浦町等の醸造家十數人が多額の販賣者なることを知り得たのである。こゝに於て藤三郎は人より紹介状をもらひて之等諸氏を訪問して親しく醸造法を研究することになつた。中にも銚子町岩崎重次郎は最も懇篤に藤三郎を指導してくれた。藤三郎がはじめ岩崎を訪うて志をのべると岩崎は曰く「豊後のやうな田舎では安い大豆、安い麥をつかつて成るべく安い醬油を作る方がよろしい。品物よりも價の安い方が販賣の都合によろしい。若し君の希望の如く醸造法を改良することになると、當然高い原料をつかひ従つて價も高くなり従來の

得意も失つてしまふだらふ」と。

しかし藤三郎は如何にもして醸造法を改良し品質のよい品物を販賣せんものと更に切にその志をのべた。岩崎はその熱心に感じて更にいふ様。

「左程まで研究したければ、指導もいたさうが、その代りに今君の方につくつてある醤油はたとへ何千石あらふと之を皆川に流してしまひなさい」といふ。

藤三郎は之には一寸驚いたが、切なる希望はひるがへすべくもなく、「御傳授を受けました上は左様いたしませう」と云ひ放つた。かくて岩崎の醤油蔵に滞在して悉くその醸法を傳習したのである。明治十六年はじめて傳習の最上醤油を製造したので、前約の如く一千石の舊製醤油を悉く河中に投じた。價も高く、色も淡く粘氣も少ないといふので商勢頓に衰へ、百年の家計も殆んど蕩盡せんとするにいたつた。藤三郎の苦心は言語に絶した、翌年春、大分縣警察部長某公用を帯びて玉津町に來り藤三郎の家に止宿した。

晩食の折藤三郎を誠しめていふ様「足下の家は甚だ奢侈である商家は一層節儉せなくては百年の計を誤る」と。藤三郎は不審に思ひその故を尋ねると

「刺身醤油を三百里の遠方より買ふのは奢侈ではないか」と。藤三郎は心中非常

に喜び、實は云々と悉くを申し上ぐると、某は非常に感心して醤油一樽を買ふて歸つた。これより販賣の端緒を得て大いに意を強ふして販路を擴張し、京都、大阪、神戸、廣島、大分等に販賣店を置き商勢は日に隆盛となつた、かくて二十八年には内國博覽會に於て二等賞牌を授けらるゝにいたつた。(大分縣師範學校附屬小學校提出)

東國東郡

磯邊リツ (姑舅、家整)

リツは大分縣東國東郡西安岐村大字吉松後藤正照の長女として文久二年五月十日に生れ、二十八歳の時同郡武藏町大字古市磯邊保造の妻となつた。

家は貧しくして、家族は多く、リツは家事に當る傍、貸裁縫をなして家計を助くる程であつたが、リツが誰に對しても懇切であつて、曾て人の非を語つたことがなく、人づき合が圓滿であり、家庭は常に和氣にみちてゐたので、人も之をうらやんで、リツの人となりをほめ稱へぬ者は一人もなかつた。

然るに大正元年保造が病死してから、家計はいよゝゝ苦しくなつたが、リツは女的身でよく家を整へ、貸裁縫を業として家計を支へ、忙しい暮しをつゞくること十四年此の間リツの心盡しによつて、三人の娘はそれ〴〵に高等女學校を卒業し、其の二人は既に他家の嫁となつた。

リツは又老いた姑を勞はることは極めて懇で、これにつけても早くから人々に稱讃せられたといふ。かくてリツは大分縣知事其の他の表彰を受くること、四回にも

磯邊リツ

及んでゐるといふ。(大正徳行録に據る)

萱嶋信任 (公益)

萱嶋信任

萱嶋信任は信右衛門と稱す。世々綱井村(東國東郡旭日村の綱井區)の庄屋である父進右衛門は明和八年卒した。此の時信右衛門は僅に七八歳の子供であつたが、しかも直に役儀を繼ぎ、婚姉小原村(今の國東町小原區)庄屋加藤多右衛門が後見して勤てゐた。信右衛門は水道に心を盡し、終に其の村を富ませた。後封内の水道方を命ぜられた。老いて中風を病み辭退したけれども許されず、空口(草器賣類)に乗り、池川普請場へ參つたといふ、依て年々米貳石づゝ賜はり、又運上なしに酒を賣ることを許され、其の利を以て日々酒を飲み、老を養ふ様にしてゐたが、老病の爲で勤も心に任せないといつて、米等を辭したが聞届けられず、冥加に餘ることであるが、又落髮して斷つたが、尙聞届られない、終に生涯賜はるといふ事にされた。天保五年五月病で卒した。

初め父進右衛門が、高尾といふ所に新池を築いたが水が溜らない、遺憾に思つて居

る内病死した。信右衛門の母は賢い女で、筆算もよくし、略々庄屋の役も勤まる程であつたが、常に信右衛門に言ひ聞せてゐたことは、彼の池を築き終つたならば、屹度村民を引立ることが出来、這は亡父の志を繼ぐことでもあるから、必ず成就せよと教戒したので、信右衛門は幼少から深く心懸けて居たとか。

此時會々綱井村は甚だ困窮して、或る年の早魃の時には日燒茸といつて水田に夥しく生へ出したのを食ふて死する者もあり、又五反内といつて、五反内外を持つてゐる者作ることが出来ず、白布一匹に酒、諸葎を取添へて次郎丸村(旭日村)下次郎丸區の者に譲つたといふ事もある。兎に角に其村は大變な窮乏を來してゐるのである。

明和八年、信右衛門が始めて役に命せられたが、早魃の爲か、又は兼て困窮に陥つてゐた故か、綱井村無附高凡そ七百拾石餘の所から年貢正米僅に八斗納つてゐた由、其後も唯三石納つた事もあつたといふ事である。今では正米年々三百石に餘る程納まるやうに成つたのである。又信右衛門初役の時、村中牛馬三十七疋居たのに、晩年には百二十疋に成り、又安永の頃のことであつたか、綱井村の者二十人、十七人、十五人、など組を立てて、藏本に出で八勺粥とやらを戴き、物貰ひした者村中の半分以上であつたといふ。信右衛門が死んで二年の後である天保七年の凶荒には、綱井村から

出でた物貰ひは四、五人に過ぎなかつた。是は皆信右衛門の力である。

昔は綱井村往還の道から下三十町程の水田へ引通しといつて、田毎に水を引き終つて後、始めて次の田に水を引くといふ事で、大變便利が悪く、水が行届かずして、早捐が多かつた殊に牛馬通行の道がなく、甚だ困つて居たのを信右衛門は深く憂へ、十二三歳の頃、石田監郡通行の時、彼の道の側に伺候して、云々の次第で、下民が困窮してゐるので、新道溝附のことを願つたのに、後見多右衛門、折節監郡に附き従つて居たが、大變叱つて失禮を制したけれども、信右衛門は少しも屈せず、此儀は是非共といひながら、且つ願ひ且つ進み、終に監郡の膝元近く蹲み、只管歎いたれば、監郡は深く感じ、幼稚の者が下民の疾苦を救ふ爲にといつて、斯くまで心を盡すことは奇特であるといつて、いかにも許し遣はす直ちに大積りして見せよといはれたれば、信右衛門は畏まり直に一通を差出したのに、溝になり、道になるべき間敷、人夫の見積り繪圖まで、委細に備つていたので、監郡は彌々感じ入り、上邊の申取りは我等の役分であれば、此場で直ちに許すから、速に取り懸れよと申付られ、直ちに着手、不日功成つて水道作路とも出来上り、今に便を得てゐるとの事である。石田監郡の情と信右衛門の熱は後世までも村民の追慕して止まないものである。

信右衛門は幼少の時算書を求め度いよしを母に申上げたのに、婦ぐらし故買得ないが、尤の願ひであるから、姑く待てよといつたのに、翌朝信右衛門が見ねない、其翌朝も又見ねないので大變母は不審に思つてゐた處、それは山芋を掘りに行つたのである。彼はそれを賣つて遂に算書を手に入れたといふ事である。これが幼少なる彼に於いて役人を感せしめた土工の見積りとの原動力になつたのである。

十五歳の時亡父の志を繼いで、困窮の人氣を引立て、終に高尾の新地再興の事に取懸つた。或る日の事愈々地盤を深く掘り付け明日から埋めにかゝると評定して歸へり床に入つたが、間もなく亡父信右衛門を呼び抱き起して、盤掘がまだ足らない、真中の所が二間、深さ一間半ある。此處に濕つた土があつて、蟹とあかにこといふ蟹が居る、是を除かねば必ず此處から水が漏つて後悔すると申し聞かせられて夢が覺めたが、此の時彼は坐して居たといふ。幼少の時父に死別した故に父の顔貌を能く覺わていなかつた程であつたが、其の時こそ能く顔を見ることが出来たと、老いて後孫に咄し聞かせたといふ。翌朝池の普請場で、昨夜云々の事があつたと村民に語り、其力して盤の掘り下げをした處、果して蟹とあかにこが出た。又姑く掘つて眞の盤に達することが出来たがそれと同時に内側から泉が湧き出たので扱てこそと思つ

任 信 島 堂

て入念に埋めた石垣を築いて堅固な堤防にしたので亡父の靈と信右衛門の努力とによつて大工事を成就して一大池となつたのである。其他高尾の池より下に古池が二つあつて是も皆用になつなかつたのを信右衛門は築き立て、村中五つの池は上から順々に水を引き込む様にした。それで餘つた水で、皆田に注ぐ時は是に注ぎ、次の池に貯へなければならぬ時は、是に貯へ少しも水の費をむだにしない様に便利にしたのである。

池普請の時、或る人が信右衛門が毎朝先に行つて、火を焚いてゐるのを見て、濟まぬことに思つて傍輩と申し合せて、夜中早く行たのに尙後れたと云ふ。そこで又其の翌晩一夜寝ずに池床に至つて見れば、信右衛門は早や土手の上を徘徊して、口惜く、こいつて居たそうである、それは人夫が早く出ないので、仕事の埒が明かないのを遺憾に思つて言ふてゐたのであると思ふ。後で聞けば夜中家に歸つても能く寝入らずして度々二十町餘りの山中の池に出掛けたものだといふ。

其後、隣村重藤村(今の重藤區)は濱邊と田圃との間に小川があつて、風害を蒙ることが少いが、綱井村は濱邊の砂と田地と續いてゐる爲、砂を吹き込み、或は稻の穂を吹き荒し其の害が尤も多かつたので、信右衛門は若年の身で、濱邊に松を植ゆれば必ず田

任 信 島 堂

の爲になるだらうと思ひ、人夫使ひの願ひを後見多右衛門に申したのに、砂原に松は生ひ立つものではない、殊に右の類の願出では今まで例がないとて許さなかつたので、信右衛門は直ちに歸つて、夜中自身で土を運び入れ、松を試植したのに、生ひ立つので、終に願ひ立て人夫も下され、遂ひに濱一圓に松を植へ付けたのである。今に濱松の茂りは他村の比ではないと。

其の頃の諺に「嫁をやるとも、綱井にやるな」といはれてゐた村が今では村の中心をなすし且つ近在にない立派な村をなしてゐるのも彼の殉職的努力の賜物である。(大分縣偉人録に據る)

手野村の貞平 (孝行)

東國東郡武藏の郷手野村(今の西武藏村字手野)に生れた人である。父は又助といつて貧しく暮らしてゐたが二人の子供をかゝへ、田がへし草きる營もつきて、姉の十九になるヨシと貞平とをつれて、妻と共に寛保の頃筑前に出稼ぎに行つた。十七年餘り経つた時父又助は死したのむ木蔭もない心地をして、又故郷にかへつた。里人はあはれに思つて、やうく疊五疊ばかり敷かる小家を造つてやつた。そこで彼等は昔親の作りすてた地が少しあつたのを返して貰つた。而し貞平は生來の啞で、物を語り物を聞くこともかなはず、それに母も老ひ衰へ、頼む姉は病ひにかゝり且つ眼も見難い様になつた。彼等の生活は益々苦しくなつて、只僅に啞の貞平によつて朝食夕食の煙さへ有るかないかといふ位で日を過した。

されども貞平は天性至孝であつて、心の及ぶ限りは母姉に志を盡した。而し其の貧しさは言葉に盡されない程であつたが、貞平の心は極めて潔く、菜をつんで飯にかえ、水をわかしては湯となし、春はイビラ様の物をあさつて飢渴をしのび、或は日傭などゝなつて、人に物乞ふことをせなかつた。たま／＼止むを得ず物を借ることがあ

れば、指を出して日を數へ、借へすべき期日を違へず返すといふ有様であつた。其の中安永五年霜月遂ひに母は死んだ。貞平は悲しみにたへず、三日の間食物をとらず親族共がいろ／＼すかしすゝめて、漸く食事をとつたといふ。さてかやうな有様であるから、母を葬る事も如何であらうかと、心配してゐたが、貞平は彼様なことはよくより覺悟してゐたので、貧しい中にも、被ぐべき衣、米味噌様の物に至るまで、隣り村に在る小父にあづけ置いたので、立派に母の葬式を終へたのである。

其後は姉を母の様に思つてよくつかへたが、姉はあまりに貧しいので他人に袖乞をして暮らして行かふと思ひ立つたことも度々であつたが、貞平其氣色を見て、殊の外になげき、手をひろげてさへぎり止め、涙を流して、袖をひかへ、己が働いて養ふといふ手眞似をして、どうしても聞き入れなかつた。ひそかに聞けば、姉の死後の供へも母の時の様に準備してゐたとの事である。その孝狀國主にも聞へ、直ちに褒美を下し賜つた。貞平は大變悅しい氣色をして拜納し、これで母の石碑を建てやうと姉や人々にはかつた。啞の悲しさ自分の情をあかす事が出来なけれ共、心にどれほどか國主の有難い賜を榮へと思つたことであらうか。

其後相變らず、益々姉への道を盡し、郷黨皆彼の善行に感激の涙を流さない者がな

手野村の貞平

いといふ程であつた。(大分縣傳人録に據る)

古庄重敏 (公益)

古庄重敏は通稱小右衛門といひ、晩年逸翁と號した。母は小串氏。文化四年東國東郡姫島に生れた。此の古庄家は、代々大友氏に仕へ、數度の戰場に武功を建てた家柄であつたが、義統が領土を沒收せられた時、祿を失ひ、處々を流浪した末、姫島へ落着いたのに居ること數年にならずして、島の父老に推されて里正となり、爾來子孫相續いで、其の職を襲ふこと二百五拾余年の久しきに亘つた。されば島民が古庄家を慕ふことは、をさ／＼藩主にも劣らない程で、古庄家を呼ぶのに殿又は様の敬語を用ひ又履を穿いたまゝ、門前を通行せなかつたといふ。文化八年父を喪ふた時には、重敏が八才の小兒であつたにもかまはらず、藩府の命を以て、父の職を紹がしめ、母を以て特に監視せしめたときは、畢竟之が爲であつた。然るに母は父の在職の時から、役場の事務を佐けたことがあり、又伶俐の質で筆算も心得て居たので、後見としては、大變適當してゐたが、村民が弱冠の重敏を里正に戴いて如何に感ずるだらうかと、氣遣

ふたものもあつたが、重敏は天資孝順であつて、能く母に事へ、事の大小となし必ず先づ母に詢ふて之を行ひ、決して獨斷專行せなばかりか、母も亦事を理むるのに精密であつたので、里人は益々敬愛し、重敏が幼年である故を以て、之を侮るものは決してなかつた。かくて重敏は壯年に達したが、非常に慷慨氣節を尙び、人の急難を見れば知ると識らざるとによらず、直ちに馳せつけて之を救ひ、少しも一身一家の安危を顧みなかつた。又一旦心に決することがあれば、勇往邁進してなしとげねば己まな風があつただけでなく、公に報ずることも誠に謹直で、細事と雖も等閑にせず、一意専心、力を事業の發達に盡したので、里民は益々其の熱誠に服し、年貢賦役等の公務は決して怠るものがなかつた。故に當時、杵築藩内に於いて村治の模範となるべき處を問へば、皆先づ指を姫島に屈したといふ事である。元來姫島民は、古來漁業と製鹽とを以て、其の業としてゐたけれ共、天保、嘉永の當時に於ては、鹽田の狭少であるのと製法に改良を加へなかつたことに依つて、産額は極めて少量であつた。漁業も亦舊來の方法によつて、この方面の進歩を計らなかつたが爲に、収益は多くなかつた。然るに民口は逐年増加して、收支が償はない爲め、家計上に多大の影響を蒙り、貧困に陥る者が漸く其の數を増加し、甚だしいものには、流離散亡する者もあるやうになつた

古 庄 重 敏

古 庄 重 敏

のである。重敏は竊かに云ふやうには、自分はいやしくも一村の長と仰がるゝ以上は、何とか善後策を講じて窮民を救済する處の義務があるけれど、姑息の手段を施して一時を彌縫するとしたならば、彼等の依頼心を増長して、終には復た收拾することが出来ない様になるであらう、故に此の難局を處理しやうとするには、漁鹽の二業を擴張して島民に業を授け、放慢遊惰の風を矯正して、獨立自活の觀念を起させ、病的の状態を一變して、健全なる島民となすことより外に第一にせまるものはないと思つて、終に意を決して、此の改良進歩を計つたので、着々効を奏し、起工後未だ十年にならなくして豫期の目的を貫徹したのである。茲に其の概略を記して、熱誠に勉強を綜合したならば、何事として成らないものはないといふ事を證する事が出来るであらう。

姫島は周防灘中の孤島であつて、海濱は到る處巖石牽碇である。然るに天保の當時にあつては、波止の設けがない爲に、僅かの風波があつても、船舶を繫留することが出来ないばかりでなく、一朝暴風襲來のことがあれば、漁船は岸邊近くに迄も漕付け、ても尙覆没の災に罹る者が多かつたのである。重敏の炯眼は疾くに此の點に着眼して、里人に説くのに突堤を海中に築いて、船舶を碇繫するのに便利であると云ふ事

を以てしたが、工費を得るのに困難を感じて空しく時日を過した。然れども天保十二年終ひに此の工事を起すことに議がまとまつて、周防から石工を召しよせ、北山の崖下の海中に二百餘歩の波止を築かせたのである。それから後は、漁民は遠く沖合に漕ぎ出でて漁業に従事し、暴風の時でなければ業を休むものはなく、其の収益も随つて豫期の如くに増加したので、漁民の生活に苦しむ者は殆んど其の迹を絶つやうになつた。

又製鹽事業は、古濱と唱へてゐる處に鹽田二、三枚を開いた迄で、収益も随つて少額であつたのであるが、更に鹽田を開いて、島民に業に就かしめやうと思つて、同志を募つたが孰れも皆資金に乏くて應じなかつたので、嘉永の初め、自から資金を投じて、油断なく工業を監視した結果、翌年二月、鹽田二町歩と耕地一町二反歩とを開拓し、尋いで製鹽業者を周防から聘致して、此の製法を改良させた爲に、始めて善良な食鹽を製造し得ることとなつたのである。

然れども嘉永三年に於いての大暴風雨は、全國の大飢饉となつて、物價が騰貴したので、島民の餓死に瀕する者が續々と出る様になつた。そこで彼は東奔西走一心になつて力を救助に盡したが、限りのある金穀を散じて、限りのない貧民を賑恤しやうと

古 庄 重 敏

古 庄 重 敏

することは、到底持續するものではないので、更に鹽田を増築して、窮民に勞銀を與へて獨立自營の道を立てさせるに越したことはないと思ひ、此處に又獨力此の業に従事したので、徹々たる資産は直ちに盡きて、一物の餘裕もない様になつた。そこで事情を具して、藩府の給助を仰ぐことになつたが、藩主松平侯は大變に其の熱誠を嘉して、直ちに資金を貸與へられ、猶必ず工業を完成せよと有難い諭言も賜つたのである。重敏は深く其の恩命に感じて、粉骨碎身、此の工事を督したので、起工後數ヶ月を出ないで、外圍工業を竣へる迄に進捗したのである。

かくて安政六年には、鹽田九町歩と耕地二町二反歩とを得たが、同年から萬延元年に至る八ヶ年間は、鹽の價が非常に低落して、之が爲に其の資産を蕩盡して余す所がないまでになつた。そこで妻女を相手に鹽菰を編み、少許の勞銀を得て、糊口の資に供した程であつた。さうであるけれ共一意専心此の業の發達に盡瘁して、寸暇も怠らなかつたので、漸く家運を挽回したただけでなく、此の村の富を昔時の十倍となした爲、里民は彼の無窮の鴻庇を欽慕する様になつた。

其外里民に對し學問の大切なことを説き且つ大變獎勵し、遂に晩年に至つて學校を設立して子弟の教養に心を盡した。

かくて、其の功績偉大なるを以て、松平藩公より褒賞を受け、尙特に終身帶刀を許され、公事に苗字を署すことも許されたのである。而し明治五年二月十五日彼は病に冒され遂に歿した、年六十五、明治十三年同島の有志相謀て碑を塩田の上に建てて、其の功徳を永遠に表彰した。同三十五年、第二回水産博覽會は、小右衛門が生前の功績を追賞して、特に褒狀を下賜せられたのである。(大分縣偉人傳に據る)

速 見 郡

孝子澤右衛門 (孝行)

澤右衛門は、速見郡藤原村字覺雲寺の人である。幼名を乙吉といつてゐた。父の澤右衛門は四十七八歳の頃、ひどい眼病に罹つた。澤右衛門は看病に手をつくし、藥用なども進め又神佛にも祈願をこめて、父の全快を祈つた。然しそのかひもなく、遂に父は乙吉が十七の時に盲目となつてしまつた。さなきだに貧しい家はいよゝゝ苦しい生活に入つた。弟の猶吉は漸く十二であり、それに急に盲目になつた父にも少からず手をとつた。父は老年の盲目のこととて、その不自由は一方ならずそれに父は農家のこととて、身の不幸を歎いた。この間乙吉と猶吉は、一生懸命であつた。父は盲目になれて身の不幸はあきらめたが、家の貧しさと、二人の子供の不仕合を苦しめた。年毎の作物は、父澤右衛門の何よりも苦になる一つであつた。日毎に野良より歸る二人を待ち兼ねる父の願は、田作の豊凶の様子であつた。乙吉はこれを父に安堵させる方法として弟の猶吉を手わけして、稲作の中から、穂の大きなのを集めて把となし、これを夕方の土産として父に示した。父はいつもこれを手さぐ

りにしては、その年の豊作をよろこばせた。たま／＼不作の年があつて、母がその凶作を歎くやうな事があつても、乙吉は母を止めて一口も父の前に語らせなかつた。父はこれによつて年々の豊作をよろこびつゝ、月日を送つた。乙吉の孝養はそればかりでなく、朝夕の家にある時などは、孝養と手當に怠りなく、兩便の如き場合には先きに立つて、手を引き、肩をかけて、履物をすゝめたり、杖をすゝめたりした。ことに盲目の父を慰むるには、出来るかぎり家にあることだと思つて、年若きにもかかわらず外出するやうなことはなかつた。そして父を慰むることにつとめた。たま／＼家を出るやうなことがあつても、必ずその用件と行先を告げ、歸宅の時間などもまづがわたことはなかつた。用事などあつて、市に買物に出る時など必ず小魚など買ひ父への土産をも怠らなかつた。家は貧しく金なども少なかつたが決して、その不足など父に告げたことはなかつた。幾年かする中に澤右衛門の家は毀ち屋根は破れた乙吉は何とかして葺かへをしたいと思つて苦心した。父はそれを聞いて盲目の身にも叶ふなればと日に日に小繩をなふなどして加勢した。乙吉は蔭ながら父のこの苦心を感謝した。一家は圓滿で氣持よく打ち暮らした。葺ふく用意もそろ／＼出来た。近隣の人々は乙吉の孝養と父のこの苦心を聞いて、相はかつて打寄つて葺

替へをして呉れた。父はよろこび、健康もつどいた。しかし父は自分が盲目となつて、身の自由さへ思ふにまかせず、年若い我子二人に少からぬ難儀をかくるをあはれに思ひ、二人の孝養に自分ながら泣かされた。そしてせめても早く死にたしなど思ふやうになつた。しかし二子の孝養を思ひ、身の不自由を思ふては自殺することも出来なかつた。そこで田地なども人に小作をたのみて乙吉と猶吉の仕事でも少なくてやりたいたいと思つた。乙吉はそれを聞いて父にも話した。仕事なども決して苦しくなく、毎日の野良仕事など物の數でもないと思つた。其の後一日の仕事の疲れなど口にもせず、父の耳にも入れぬことにした。澤右衛門の家は、楽しい日が送られた。此事が上の聞召すところとなつて寛政十二年兄弟の者に、米一俵づゝを賜はつてその孝養を賞せられた。やがて父は享和三年五十三歳を一期にと／＼あの世の人となつた。乙吉は心からかなしんだ。後乙吉は、父の名澤右衛門をついで、此の家をついだ。やがて妻をも迎えた。妻も姑に仕へて孝養であつた。澤右衛門は天保五年六月五日に死んだ。法名を覺然教了信士といふ。(遠見郡藤原村子安祖敬提出)

帆足萬里 (勉學)

(出典 大分縣偉人傳 帆足萬里全集)

帆足萬里先生は今より百五十年程前豊後日出藩に生れ成人の後大學者大政治家となられた偉い人でありませす、先生は幼い時から惻かな質でありました上に非常な勉強家で十四歳の時から小浦今の豊岡町の一部の脇蘭室先生について學問をせられました。が毎日一里あまりの途を風雨寒暑の厭ひなく通はれて勉強せられましたので其の學問は日に月に上達して遂には三浦梅園廣瀬淡窓兩先生と共に豊後の三碩儒と稱賛せらるゝに至りました。先生は毎日唐本を讀むこと厚さ二寸、文を草すること洋々數千言と云ふ事を聞いても如何に熱心に勉學せられたかを察することが出来ませす。特に先生が當時蘭語の辭書によつて洋語を獨習せられ究理通を始め種々の著書を編述せられた事は後人の到底想像も及ばない苦心の結晶であると思ひませす、先生は嘉永五年七十五歳を以て日出町二の九で卒し明治二十五年二月二十六日には特旨を以て從四位を贈られました。(日出尋常高等小學校提出)

帆 足 萬 里

帆足萬里 (攝生)

(出典 大分縣偉人傳 帆足萬里全集)

帆足萬里先生は幼少の時には病身でありましたが能く七十五歳の長壽を保たれたのは全く平素攝生の宜しきを得た爲めでありませす。先生常に人に語られるには「長壽は人生の福なり余が家世々長壽を得る者無し皆五十前後にして歿せり余は攝生以て長壽を保たざるべからず」と平素運動を怠らず最も飲食を慎み食事は朝夕二回とし朝は必ず粥を用ひられたさうでありませす。(日出尋常高等小學校提出)

帆 足 萬 里

都甲ハツネ(孝行)

(出典 大分縣婦女善行録)

ハツネ女は幼時日出町堀都甲壯吾の養女となつたが家計不如意しかも貧しい中に親子三人よく親睦しハツネ女も小學校の教育を終ることを得た。

當時養母は脚氣病にて治療に萬策を施すものゝ今は起居さへ自由をかぐに至り一入の心勞を加ふるに至つたものゝ彼女は孱弱き一身に家事萬端を引き受け毎日鶏鳴に先さんじては起き豆腐數箱を製りて之を賣り其日の商ひに孜々として少しも怠らなかつた。

然るに明治四十二年五月養父は更に中風症に罹り言語さへ通せざるに至り兩便をもハツネ女の手を要することゝて家計は益々困難に陥り其日の暮しにさへ事かぐやうになつた。

今や一縷の望みもたへんとして來た彼女の家庭は悲風慘風の聲を以て満たされたものゝ彼女は少しも厭ふ氣色さへ無く年頃の女ながら容姿だに顧みず身骨をくだいて勞し勞しては食滋を購ひあがなひては病親を慰め孝養の限りを盡すに他念

もなかつた然るに翌年二月に至り不幸にも養母は遂に他界へ去つたのである。彼女の悲嘆は又實に氣の毒の至りであつた爾來心をつくし身を碎きて養父を看病したが至誠神にも通じたか其後父は覺束なくも室内を歩行し得るに至つたのである。あゝ婦徳地に落ちし今日尙ほ此の孝女を見て心強さを覺ゆるのである。

日出町修身教會が其の徳行を表彰したのは明治四十三年である。

(日川尋常高等小學校提出)

喜代女 (孝行)

(出典 日出孝子傳)

喜代女は日出町城下の町人吉助の女である吉助は小商人で老後を晏する事も出来ねば毎日一荷商に身をゆだね城下近くの村々を往き歩きわづかに其の日の煙の料をつないで居た。

行商とはいふものゝわづかばかりの品しかも時おくれの物を人里まばらな村落に賣ることのでいつもたそがれ越わて星月を踏んで歸るのが常であつた。

火影さへ淋しい家に父まつ身の常女は氣づかはしけに門さき行きかふ人影をさけぶはいつもであつた。

餘り歸りの遅さに心をくだいては幼き身の道さびしさも打ちわすれまぢわぶる父を迎ゆべく「父さん父さん」と聲をつどけ半里の田舎までも行き父を勞り其の日の商を慰め父の荷物を受け取り自ら擔ひて歸へるのを常として居た。

もとより貧しかつた彼女は家にありながら父の一助として春は酒の糟夏秋は心太などを商ひしかもいさゝかの田畑があつたので自ら肥を擔ひて父にかはりて甲

喜代女

斐甲斐しく耕し栽つた。

其の振舞は實に大人にも劣らず男子にもめげず親に事ふるの至誠外に表れて美しいことよく筆舌のつくす所ではなかつた。

されば時の藩公はいたく喜代女を嘉賞し給ひ文化元年米一俵を下賜し給ふたのである。

近里聞き傳へて其の孝順に感じ又いさゝか宛を施し其の美譽を嘆稱した。

(日出尋常高等小學校提出)

喜代女

宮崎 ジュン (夫婦、貞操)

(出典 大分縣表彰録 大分縣婦女善行録)

日出町宮崎ジュン女は幼少にして父を喪ひ其上母は他家に再嫁し祖父の手一つに養育せられたのである。

年十九の春夫睡翁を迎へて婚したが後復祖父を亡ひ祖母に事へて孝養に努めたのである。

夫睡翁は性果斷にして寛容の度量に乏しく而も家を治むること頗る嚴格にしてジュン女を遇すること極めて苛酷であつた。

然るにジュン女は之に事ふること柔順よく翁の意を満たして何一つの不満をもたせなかつた。

睡翁己に七十歳を越えジュン女亦七十に近づいた明治七年の頃翁は中風の病に罹り四肢の自由さへ缺いたのである。ジュン女は寒暑を問はず晝夜側に侍し醫藥を進め手足を揉み飲食の調度起臥の扶助等總べて一身を以て百般の事にあたり敢て少しもゆるがせにせなかつた。

宮崎 ジュン

翁も亦時たりともジュン女の側を離るゝを好まず時折他に去ることもあれば必ず招呼するのでジュン女は取るものもとあへず事を捨て用をわいて側に走るのが常であつた。

其の誠實な行爲は他の見るめも氣の毒と思ふ位親戚兒孫はジュン女の年老いてしかも其の過勞の爲め疾病を發せん事を心配し之に代らんことを請ふもジュン女は叮嚀に之を斷り少しも苦しさは覺ぬと常に言つてゐた。かくて懇ろに看護すること實に數年間一日の如くであつた。

神も彼女の心に同情したのであらふ幸ひにして睡翁の病も漸く癒ゆるに至り日に日に元氣を恢復したのである。

然るに翁の快方にむかふや意氣益々激烈となりわづかにても心に満たぬ事あれば忽ち叱聲を放ちいかりをうつすに至つたけれどもジュン女は却つて其の叱聲の日に加はる元氣さをよろこびては従容色をやはらげ其の欲する所に従つて少しもさからふ事はなかつた。

翁がたま／＼庭園を散歩したり或は近所の家々を訪ふ毎にジュン女は常に先後を扶持し殆んど老母の幼兒を護るがやうであつた。

宮崎 ジュン

親戚知友はジュン女を慰むるが爲め故らに酒食を設けて招くこともあつたが彼女は必ずや翁の許を待ちて然る後それが招きに應じ、かも宴酣なるに至らずして慇懃に私の歸りをまちわぶる翁ある事情を陳べては歸り去るのであつた其の貞操の至誠より出づること皆感嘆せぬものはなかつた。

明治十七年八月十日縣より其の特行を表彰せられ大正二年十一月には日出修身教會長木下子爵より香花料を贈り之を追賞せられた死して餘榮ありといふべきである。(日出尋常高等小學校提出)

岡

リュウウ (孝順、貞節)

(出典 縣表彰録 大分縣婦女善行録)

リュウウ女は速見郡杵築町士族大山九郎兵衛の二女嘉永二年六月九日同町大字宮司に生れ明治二年三月十日日出町士族岡六市に嫁したのである性質極めて温順貞操常によく夫を助け家政に勉勵し姑に事へて孝養の限りをつくした。去る明治二十年頃姑は眼病に罹り銳意治療につくしたが其の効なく遂に失明するに至つた。以來姑に屬する用務は一層忙しくなり起臥食事の扶持はもとより兩便の往復に至るまで總てリュウウ女の手を経ないものはなかつた。リュウウ女は叮嚀に援助し看護に心膽を砕いたが老後の失明とて又心を慰むるの術もなく始終臥床に在りては神經を勞し意氣頓に急激となり諸般の事にあたりては督促し或は干渉しやゝもすれば言鋒激するに至るもリュウウ女は少しも之に忤ふことなく其の言ふがまゝに従つて居たのである。加之七八年前より姑の身体は疼痛甚だしく療養するも尙ほ癒えず日々幾回となく苦悶を續けた。リュウウ女は其度毎に如何なる多忙をも顧みず或は撫で或は擦りなごして夜も十二時を過ぐる迄は按摩に時をすごし寸時も怠る事

はなかつた。かくすること殆んど十三年の久しき實に一日のやうであつた。明治三十三年五月三十日姑は遂に病の爲め歿したのである。此の事上司に達し明治三十三年七月十七日時の縣知事より嘉賞金若干を賜はり近くは大正二年十一月三日日出町修身教會より其の善行を表彰せられた。其の出色亦孝婦といふべきである

(日出尋常高等小學校提出)

原野

マキ

(孝順、貞節)

(出典 縣表彰録 大分縣婦女善行録)

マキ女は速見郡日出町原野雄次郎の婦で十九の妙齡を以て杵築町より嫁したのである。性質極めて温良しかも快活俗にいふ青竹を割つたといふがやうな淡泊さであつた。主婦とはいへ年尚ほ淺き身を以てよく舅姑に事へて孝順夫雄次郎に對しては貞節よく一家の和平を致したのである。舅の死後は専念姑に事ふること實に二十有餘年であつた。姑が曾て瘡毒を患つた事があつたが明治十七八年の頃は全く一室に蟄居し他見をも憚るの有様となつた。然るにマキ女は少しも之を意に

介する事なく色をやはらげ姑を勞はり神佛に祈願して其の快癒を祈り座中の歩行を扶け等して其日其日の慰藉に心勞をつくしたのである。かくすること數年、同二十年の五月に至り姑は遂に兩眼の明を失ひ黒白さへ辨ずる事を得ざるに至つた。家庭はもとより赤貧洗ふが如くあまつさへ打ち續く不運の手に鬪弄せらるゝ身の孝心はやみ難く遂にひそかに己が衣裳の悉皆を賣り拂ひ其の錢を以て珍味を求めては之を姑にすゝめ其の口を賑はし憂を散せしめ醫藥はもとより人傳に聞く良藥の多くは尋ね求めて之を服せしむる等其の心情は誠に至れりつくせりであつた。しかも夫雄次郎は藥價取立等の爲め醫家より備はれ常に外出勝ちなので寸暇を求めては臼を摺り洗濯をする等家政上には更に細密の心を用ひたのである。二十三年五月に至り姑の病は益々重きを加へ一層疲憊し自分自体も自由にならざるに至るやマキ女は晝夜衣帶もとかす飲食の持ち運びをはじめ不淨物の始末喘唾の掃除等に至るまで苦とする姿も見せず孜々として之に従ひ寒夜指を落すが如き日も夜半に寝ね晨に起き看護を怠らずひたすら孝養に心膽をくだいたのである。かくするここ一週年遂に二十四年の五月マキ女の孝養も酬いられず姑は遂に七十八歳を一期としてあたまかきマキ女のかいなにいだかれながら鬼界に去つたのである。

同年八月縣はマキ女の行爲を奇特として表彰し近くは大正二年十一月日出町修身
教會長木下子爵は香花料を手向けて之を追賞した。隣保も亦彼の女を稱嘆せざる
はない。(日出尋常高等小學校提出)

菅

菅

菅 (孝行、貞節)

(出典 日出孝子傳)

常

常女は日出藩の中小姓茂二右衛門の妻であつた。
文吾といふ一男をあげ姑と共に一家を支へてゐたのである茂二右衛門は長年の
難病を煩ひ且つ兩眼さへ見わたるに至つた時に文吾は物のよしあしさへわかぬ幼
さ姑は老ひさらばひあまつさへ赤貧洗ふが如き常女の一家は日一日と其の日の暮
しにさへもだへを加ふるに至つたのである。

しかも彼女の夫茂二右衛門に對する心情は更につのるのみで三度の食事はあろ
か日頃の好物にさへ其の限りをつくしたのである。

一方文吾の教養に至りては貧しき中にも心を怠らず言葉を正し衣を更め座をか

菅

常

へて時をうかがひ女なればとていかでか幼児の教養が出来ざると誠心誠意の心づ
くしよその見る目も氣の毒であつた。

かくも貧しき苦しき中でさへも動ずる色を見せずか弱い女の一身に家事萬端を
引きうけ姑夫を勞り慰め其の子を養育する等世に稀なる孝貞の聞えは高かつたの
である。されば時の藩公は文化元年金二百疋を賜ひて之を賞したのは今尙ほ世人
の耳目に新しう傳はる所である。(日出尋常高等小學校提出)

關 蕉 川 (志を立てよ)

帆足門下十哲の一人として、經濟に、政治に、文學にその名聲をとどろかした關蕉川は、豊後日出藩士小山某の二男で、寛政五年十一月、江戸芝敷小路の藩邸に呱呱の聲をあげた。天の將に此の人に、大任を下すや先づ、その心志を苦しましむる例に洩れず、薄幸なる天才は、その五歳の時父を喪ひ、母に伴はれて日出に下り、叔父瀧某の家に預けらるゝ身とはなつた。隨がつて日々の仕事とても何するともなく、憂き年月を送つてゐた。かくて十六の春となつた。彼は一日慨然憤を發して思ふやう、我れ今親類の家に食客となつて、諸事意の如くならぬは止むを得ぬことながら、この家中の少年子弟が朝に夕に文武の道をはげみつゝあるのに、自分獨りたゞぼんやりして、その日を過して行くは如何にも残念なことである。今より學問修業をして如何にもして一人前の人とならふと決心し、帆足万里の門下生となつて學問を習ひはじめた。瀧、小山の兩家では此の事を聞くや非常に反對して、學問に志すなどは以ての外、それよりも傘張りなりとも習ひ覺わて明日の糊口の資を得ることをすゝめた。この時蕉川が之等の人々の意見の如くなつてゐたならば、遂に晩年の大成はなかつたのだ。

川 蕉 關

が、彼は頑として志をひるがへさず、益々精勵刻苦したので數年の後には學問大いに進歩し、同社の人々皆兄事したといふ。

その關姓を冒すは後年大阪で師關道淵の家を嗣したるによる。蕉川一たび大阪に帷を下して門生を教化してゐたが、後日出藩大阪藏屋敷の留守居役となり、更に藩の目付役となりて日出に歸任し、家老に進み、五十二骸骨を乞ひて再び帷を下して晩年を育英の爲につくした。安政三年六月六十五歳にて没す。(大分縣師範學校附屬小學校提出)

綾 部 剛 立 (勤 勉)

綾部剛立は豊後杵築の人である。享保二十年に家に生れた。幼にして神童を以つて稱せられてゐた。

剛立幼より星曆の研究に心をつくし、藩主に書を奉りて志をのべ職を辭すること前後三回、しかしゆるされず遂に藩を脱し大阪に行つた時に二十八歳である。之より心をひそめて星學を研究し、之を書に索め、之を天に驗し、その説くところ實際と會はねば、ここごとくその書をすて、望遠鏡を製して星辰を観察し、寒風暑熱の候といへ

立 剛 部 綾

ども未だかつて疲厭したことなく、二十余年にして漸く一通りの研究が出来た。しかし實驗をつむこと十年にして凡百の測量毫末も違はなかつた。當時諸侯伯の名をきゝ禮を厚くして招聘したが、皆亂してつがへなかつた。寛政九年、幕府大いに曆政を修むることになり、剛立を起たしてその任に當らせ様としたが、齢多く、仕途につくを肯せなかつたので弟子をして之に代らせた、執政大いにその功を嘉みし、獨り當時者を賞したばかりでなく、その功を剛立に及ぼし賞賜少なくなかつた。

(川登小學校提出)

木 下 俊 程

木 下 俊 程 (儉約)

日出藩主木下俊程は、常に儉約を尙び、奢侈をいましめられてゐた。故に平日は決して絹布は用ひられなかつた。單衣は紺に白の細き堅縞、又は細い碁盤縞に限られてゐたが、讀書に餘念もないために、袖袂を焼き焦すことがあつても、新調を命ぜられたことはなかつた。夏分は奈良帷子に限り、越後縮の如き上等品は決して用ひられなかつた。ある時侍臣に語る「財を治むるの道にない。儉約の事あるのみ」

高 橋 草 坪

高 橋 草 坪 (自立自營)

と。侯が封内を巡視せらるゝ時は熱心に民政の得失に注意されてゐたが、或時小武村の里正某の家に一泊したとき、同家の常食とする飯を差出す様に命じた、某はその日炊いてあつた黄梁の飯を差出したところ、侯は結構だと仰せられた。之は里正某が衣食に奢り居ると聞いてか所望されたことである。侯自身も常に一汁一菜に限られ、飯食物について、苦情を申されたことは、一度もなかつたといふ。

(川登小學校提出)

田能村竹田が大阪で、友人浦上春琴を訪づれたことがある。春琴が竹田に云ふ様「自分はこの頃あるところ、高橋草坪といふ人の描いた山水を見たが、筆墨の老練なるところから推してどうしても、之は乾隆以前の清水であると思ふ。自分は勿論鑑識眼はないが、作者の手腕の非凡なことはわかる。君若し、支那畫家傳中にか様の人があるから教へて下さるまいか。」と、竹田は如何にも不審さうに

「自分は明、清兩朝にか様の人のあるのは聞かぬが、氏と云ふ、號と云ひ、自分の門人と同じであるが、或はそれは自分の門人も知れぬ」と答へた。春琴は更に不審げに

「それは間違と思ふ、今日の世にはあれ程の書家は居らぬ。若し君の門人ならば僕は只今からでも弟子入りをせう」といふ。

此の時草坪は竹田に従へて次の室にゐたので、竹田が呼び入れて、春琴に紹介した春琴は草坪に向つて云ふやう「あゝ君が草坪氏ですか、君の氏も號も全く古人と符合したるは全く以て藝術界の一佳談である。大いに修養されて古人の高橋草坪の如き大家となり給へ」と。

竹田はその後春琴に會つたとき、草坪のかいた書を春琴に示したところが、春琴は熟々と之をながめ、やゝしばらくして、「この書が先日の草平氏の書ならば、自分が先日見た書も草坪氏の書に相違はない。自分は先日相濟まぬ事を申した。君僕に代つて謝して下されよ」といつた。

高橋草坪は竹田門人の四天王の一人として、然もその魁をなす書家であつたが惜しいことには天壽をかさす三十二歩で逝つたのは返すくも残念なことである。草坪は杵築の人、文化元年家に生れた。生れて穎敏、殊に書才に富み、少年時代より物の形を寫すことを無上のたのしみとしてゐた。草坪は幼ながらも行く行くは一家の書家として、世に立たうと決心したのである。しかるに、家は赤貧洗ふが如く筆

高橋草坪

紙墨さへ買ひ求むることが出来ぬので、醬油屋へ丁稚奉公として出で父の手助をすることになつた。

かくて朝夕となく樽拾、掛取などに追ひ使はれ、好きな筆をとる機會も無かつたが仲間の者の眠つた間、獨り燈火の下で、熱心に書を稽古したのである。

熱心の結果は次第にその書の噂が廣まり、田能村竹田が杵築に來たのを機會として遂にその門生となつたのである。後竹田と大阪に出で、浦上春琴を驚かしたのであるが、春琴は感心の餘り、家の繼嗣者たらんことを願つた。しかし自立自營の精神に富める彼は他家に養はるゝを屑とせず、その議は遂にとゞのはなかつた。頼山陽一日草坪に云ふやう

「君の書筆は老熟してゐるが、書卷の氣に乏しい、今より學問に志して、之を補充しては」と

草坪大いに悟るところあり、爾來日夜學をつとめ、毎日、作詩十首、讀書若干卷、習字一千字づゝを習つた。若き天才はかくの如くして、愈々技神にせまらんとして、中途に逝いたのは、返すくも遺憾の極みである。(川登小學校提出)

高橋草坪

木下俊程 (規律)

木下俊程は豊後日出の藩主で、天保四年二月、日出城に生れた。

侯は謹嚴なる君子で、その身を修め、國を治むるにも非常に規律正しくなされた。毎日朝は午前十時頃から、役人を集めて、政務をさかれ、正午前後に退出され、午後三時頃よりは、武術道場に臨まれて、藩士及其の子弟を相手に親しく劍槍を仕合ひせられるのを常としてゐた。晚餐は必ず日没前に済されたが、飲食について、彼此と苦情など申されしことは絶へてなかつた。又特に何をこしらへてすゝめよなど、云はれたことはなかつた。しかも膳部は常に一汁一菜に限られてゐた。酒も用ひられたが決して量を過されたことはなかつた。政廳で政務をさかれる時は、いつも袴をお用ひになり、袴は勿論、煙草盆なども皆取り去らしてゐたといふことである。

(川登小學校提出)

帆足萬里 (兄弟)

帆足萬里は、幼時より清操儉素を以て自らつとめてゐた。衣服の如きも極めて粗末なもので常に人に云ふて曰く、「毎日一回豆腐を食ふことができれば、それで十分だ。決して魚を喰はふとは思はぬ」とその勤儉なる有様を想見することが出来る。しかるに萬里の兄通億は藩主東上に従ひて江戸に祇役せやうとするが、貧困の故を以て、之をつとむることが出来なかつた。或人が萬里に此事を話すと、萬里は直ちに平素貯蓄して、藩庫に預けてあつた金百兩を出して、之れを兄通億に與へて旅費に供し、少しも惜む色がなかつたといふ。(川登小學校提出)

野上安兵衛と前田壯左衛門 (信愛)

ことし十五歳になる栗三郎は人々の勤めに従ひ眼病平癒祈願のため辻の堂(速見郡大神村字辻堂)にあり愛宕將軍地蔵を祭る明治四年愛宕社と改稱す(の地蔵さまにお通夜することにした。父上や母上から慈愛のこもれるいろ／＼の注意を受け早夕飯をすまし厚着をし(その頃は今のやうに毛布やまんとも無ければめりやすのしやつなども無い防寒の用意としては臨時一二枚着添ゆる位のことである又この時代の青少年は寒中でも多く足袋を穿かぬ風であつた)兩刀を腰にさし杵築上の町の家を出たのが七つ頃今の午後四時であつた。十一月の鹿鳴越(カトヤ)あらしに二里餘の道は眼病に悩んで居る今の栗三郎には随分難儀ではあるが、豫て通りたることもある道のことゝて別に變りたることもなく辻の堂に着いたのが暮れ六つ頃今の午後六時頃であつた。其の日は丁度地蔵さまの縁日ではあるが、最早お参りする人も見受けぬ上に、日は早や鹿鳴越の彼方に入りて、入相の鐘が遠く聞ゆるので、今宵一夜をこの堂で明かす覺悟で來たものゝなんとなく淋しい様な一きは寒い様な氣がした。先づ手水鉢にて手を清め拜殿に額き眼病平癒を祈つた。そして廣くもあらぬ堂の

内を見廻し、お通夜をするに都合のよい所に座を占め燈打にて火を起し(其の時代にはまだマツチは無いので燈打石と鋼とを打合はせて火を出しその火をほくちになつし初めて火を得るのである)線香に付け香爐に立て、をんかかかびさんまねをはかの地藏さまの御眞言を一心不亂に繰り返して眼病平癒の祈願をこめるのである。さすがに長い冬の夜も次第に更けて多くもあらぬ里人の夜業の燈も消えて、いつしか冬の夜の静けさに歸りたる九つ頃今の午前十二時頃と思はるゝ頃堂の杜にて鳴く鼻や霜夜の寒さにおびゆる狐の聲は一しは冬の夜の淋しさと寒さが身に逼るさうして又風の吹き渡る度に杜の木葉がばら／＼と參道の石疊の上に落ちかゝる音がする、さうして石疊に落ちた木の葉を踏む足音がばり／＼と聞ゆる、栗三郎さんも不思議のことじや今頃よもやお地藏さまにお参りする人もあるまい、これは自分の氣からさう耳に響くのであらう、そんなことではまだ信心が足らぬと思ひ直して一生懸命に又御眞言を唱えたがやつぱり落葉を踏むばかり／＼といふ音はまぎれもなく聞ゆるのみか、その音がだん／＼近づいて來るのでもしや信心深き人のお参りするものにてあらばその人を驚かすも誠に氣の毒であると思ひ御眞言は口の内に線香の火は兩の手にて覆ひ外から見えぬやうにして足音のする方を透して見

たされども眼病のかなしさには物のあやめもわからぬので、もしや又これは狐や狸などの餌をあさるために、真夜中出で、このあたりをさまよふものならんと、思ふ利那不思議も不思議拜殿の板に物を投げた音が、ざつと強くやみに響いた、そうして「栗三郎さん栗三郎さん」と自分の名を呼んだ、これを聞いた栗三郎さんの線香を覆ふた兩の手は忽ち傍に置いてある刀に走つた、さうして今頃こゝで私の名を呼ぶのは誰じや何人じと問ひ返した。

榮之助は今宵例の通り阿部先生の道場にやはら(其の時は今の柔道をやはらといつて居つた、因に阿部先生といふのは楊心流阿部翁七長義先生のことである)の稽古に行き、稽古も済んで數多の門弟一同先生に挨拶して歸らうとした時、先生から栗三郎が辻の堂にお通夜に行かれたことを承り、めつたに欠席したことのない栗三郎が今宵欠席の譯もわかつた。さうして榮之助は「それでは一人で行つたのでありませうか」と尋ねた。先生は勿論一人である、嗚今頃はあの堂の中で栗三郎は寒さにふるわて居ることとせうといひ添わた。この時榮之助のみは何か心に背いたやうであつた。間もなく門弟一同が阿部先生の道場を出でた。その時は彼是四つ頃今の午後十時頃であつた。榮之助は急いで我家に歸り、門を開けて内に入り、塀の上

さしかゝつて居る霜ごねり(甘柿の名)五六個をちぎり、玄關に上りて襖の外から兩親に只今歸りましたと挨拶した、けれども寢ばなと見わて何たる應も無い、そこでそのまゝ庭に下り、炮烙を籠にかけ、燈打石で火を起し、あられ、とうきび、大豆などのいりものを初めた。そのがさがさする音に目をさまされたものか、お父さんの廣右衛門は「榮之助か、今頃なにをするか」と尋ねられた。そこで榮之助は「先刻歸りましたが、よくお寢みのやうでありましたから、お起し申しませぬでした。今宵栗三郎が辻の堂にお通夜に行かれたから、今からお尋ねせうと思つて、いりものを致して居るところでござります」とお答へした。お父さんは「おーさうか、それは感心じや行け行け、だが厚着をして風邪をひかぬようにしてゆけ」と許可を與へた。榮之助は父上の許可を得て一層元氣づき、急ぎ炮烙をかき廻して居るところに母上のおやなは寢所から出て来て、いりものの手傳をされたので、思の外いりものは早く出来上つた。それで榮之助は上に一枚の重ね着をなし、山岡頭巾(今の外套の頭巾のやうなもの)をかぶり、いりものを袋に入れ、霜ごねりを風呂敷に包み、兩刀を腰にさし、兩親に挨拶をして、勇み進んで杵築上の町の家を出たのが、彼是四つ半頃今の十一時頃であつた。札之辻口の番所を出で、十王穴居の地藏二本櫻八坂を経て八坂川長瀬の飛石を渡り

出原の坂を登り相原道に入り、駕籠立場に着いたころには二十四日の片われ月が東の山の端に出でた。この相原道は、兩側の木立生ひ茂り、晝尚暗き山道で、よく追剝の出るこいふ淋しい所である。そして木立の彼方此方には、梟もなく、霜夜の狐も鳴くされど常に心身を武術に鍛ひたる榮之助は、今は義に勇み、一時も早く親しき友を慰めんとの一念に燃わたり、それ等のことは耳にも入らず、急ぎに急いで辻の堂に着いたのが、彼是九つ頃今の午前十二時頃であつた。榮之助は堂の前に立つて内を透かして見たけれども、二十四日の片われ月は上つてはゐるが、堂の中に栗三郎の姿も見ねぬので、いりものの入りたる袋を板の間に投げ、「栗三郎、栗三郎」と呼んだら拜殿の奥で、「今頃こゝで私の名を呼ぶのは誰じや、何人じや」と云ふ聲がした、まぎれもない栗三郎の聲である。「おう私じや、榮之助じや、今宵そなたが、ここにお通夜といふことを阿部先生から承り、今お尋ねしたところじや、嘸寒かつたらう」と榮之助は簡単に來意を告げ、一言慰めの言葉を添へた。栗三郎は榮之助の一言を聞き、「おうそれは」といつたきり熱い涙がたらたらと頬を流れたまゝ暫く無言であつた。榮之助も暫く無言であつた。この無言と無言の交換こそ親しき二少年の熱情の發露であつた。これが十一月二十四日の草木も眠る丑三つ頃である。

それから榮之助と栗三郎は拜殿の板の間に敷いた薄い藁の上に行儀よく相對坐して（二人とも足袋をはかず）榮之助の持参せられたる真心のこもれるいりものや柿を食しながら、阿部道場のやはらの修業談や杵築藩中今古の文武達人の逸話談に時の移るを覺えざる有様であつた。そしていよいよ夜が明け離れ、二少年とも口嗽ぎ顔洗ひたる後栗三郎は改めて恭しく拜殿に額を、眼痛平癒を祈り、相携へて歸途に就いた。昨日歩みし二里餘の道も今日は思ひの外早く杵築上の町の家に歸り着いた。これが今より九十二年の天保六年十一月二十五日の五つ頃今の午前八時頃であつた（栗三郎は十五歳で榮之助が十七歳の時）

此の榮之助は成人して家督を相續し野上安兵衛和義と名乗り、杵築藩主松平親良親貴の兩公に仕へお小姓となり、日置流の弓術に達した人である。今杵築町金比羅社に現存して居る、射的奉納額に、野上安兵衛和義とあるは、榮之助が四十七歳の時の元治元年晴れの場所、藩主但馬守親貴公を初め數多の弓術家と競技し、名譽ある射的の實物を奉納したものである。因に以前久しく杵築尋常小學校に奉職したる訓導野上捨一氏は、この野上安兵衛和義の長男である。

又栗三郎は成人して家督を相續し、前田壯左衛門光重と名乗り、杵築藩主松平親良

親貴の兩公に仕へ中小姓となつた。さうして槍術の傍插花を學びその奥儀に達し宗匠と仰がれ多數の門生を養成し、宏道流を興隆せしめた。晩年大分縣立大分高等小學校の創立せらるゝや聘せられて插花の教授を囑托せられた人である。今杵築町正覺寺にある前田先生の墓は、其の後八十七歳の高齡を以つて亡くなられた栗三郎(前田壯左衛門光重)の墓碑である。因に久しく杵築高等小學校に奉職された訓導前田光利氏はこの前田壯左衛門光重の長男である。

此の榮之助と栗三郎とは少年時代共にやはらを稽古し、中年には同じく松平侯に仕へ、(幾度の參勤交代の長の途中も互に相助け、相慰めて往來した美談もある)又晩年には朝夕相往來して將棋に耽り、昔物語などして睦じく餘生を樂んだ。かゝる人こそ眞に教育勸語の「朋友相信じ」とのたまはせられる聖意の一端を實踐したものであるまいか。(速見郡八坂村工藤覺治氏提出)

元田 伯倫 (勉學)

元田彥、字は伯倫と云ひ又百平と稱し、竹溪とも號してゐた。豊後杵築の藩士父は長敏母は井村氏である。享和元年家に生れた。伯倫幼にして、穎悟、強記人に絶してゐた郷里に良師がないので、仍て獨學默識、齡つもつては群書を涉獵した。詩を作るにも機敏のみでなく且つ風致に富んでゐた。十七歳のとき、帆足萬里の門に入りて經義及窮理の説を受けた。會々、藩命によつて徒士と爲り、屢々江戸に祇役したるも未だ嘗つて業を廢したことはなかつた。天保年中、學館句讀師に任せられ、ついで嘉永三年教授に進められた。このとき、學制を修め、訓導を置き、釋菜を行はん事を請ふて聽かされ一番はために駁々として是より化に嚮つた、藩主は特に諭して便宜事を建上せしめた。この時に當りて、國家漸く多事であつたので、伯倫數々建議する所が多かつた。文久中、時事に感ずる事があつて、攘夷私論を作り、海防の方略及び互市の便を叙して、男直をして東行之を開老に上らしめ、又書を幕府の當事者に寄せて、之を痛論した。慶應三年、故あつて職を停められ門を閉ぢ禁錮せらるゝこと二年、偶々王政復古して伯倫の父子始て赦宥せられた。直ちに太政官に奉職するに及んで、伯倫

亦、藩主の信せらるゝ所となり、皇學者物集高見をすゝめて、學職となし、内外の教に與らしめて、文風大に復振ふにいたつた。明治二年、藩主杵築縣知事に任せらるゝや、伯倫はあげられて、大屬となり、藩政に參し、且つ藩學の教授を兼ねしめた。仍て、力を藩政の改革と、民税の減免とに盡して功があつた。同五年文部省學制を天下に頒つとき、會々病患に罹り、諸生の業を視ること能はず、靜養する事數歲、終に、明治十三年二月三十日を以て卒したり、享年八十。伯倫天資孝友で時に憂にいたると、哀毀度に過ぎることあり、既に老いて、二親を追慕する毎に悲泣して言ふ事能はざるものがあつた。姉一人、弟二人あつたが各子性を異にしてゐたが少しも意見の衝突することもなく、俸祿を弟に分ち、姪及び親族の困難なる者を撫養してゐた。身の行修潔であつて、人と交はるに信なり、幼者と雖ども必ず禮を以つて交つてゐた。帆足万里に師事するの故を以つて、終生の詩文中万里の字を用ひなかつた。万里は門人を遇する事は極めて峻嚴であつた。微しにても過があると、輒ち立ろに籍を削つてゐた。高足弟子勝田某毛利某の如きも亦之れを免れる事が出来なかつた。唯伯倫終始嫌ひなく、相親しむ事父母の如しであつた。帆足門中推して長者となつてゐた。

伯倫人となつて、方正にして義で勇あり、常に楠判官の風を慕ひ慨然として身を以

元 田 伯 倫

つて國に報ひんことを思つてゐた。言古今忠烈の事に及ぶと、未だ嘗て涕泣せざる事はなかつた。其の學は師の説を承け、諸家を折衷し而して、實用を以て主となしてゐた。文華を街ひ、名譽を釣るを喜ばなかつた。書を讀むこと、甚だ精緻であつて一字一句だをも放過しない風があつた。尙書を談するや發明する事が極めて多かつた。日出の米良倉をして、稱して、漢以后未だあらざる者としてゐる。その著はす所に大學標註、中庸集解、十七帖略解、攘夷私論、詩文若干卷である。(大分縣傳人傳に據る)

協 蘭 室 (勉學)

蘭室は速見郡小浦の人である。天資穎敏、幼より學問を好んでゐた。その寺子屋通の時から、讀書習字などに勵みたるのみならず、行狀も又正しく、朋輩共の模範となるべき程であつたので、殊の外師匠に愛せられてゐた。その頃のことであつた。島清齊といへる人、一日蘭室が遊び友達と話して居るのを聞き、深く感ずる所あつてか、傍への人に向つて、「この兒こそ世の謂ゆる鳳雛兒である今から良師に就いて、學ばしめたならば、必ず偉大の人物となるであらう」と云つた。長ずるに及んで、器局沈

協 蘭 室

厚内行諄正至孝の聞へ高かつたが十九才の時、仔細があつて、歳間漫録と題する小冊子を著はした。この書は男女の間は須らく、謙まねばならぬと云ふ事を細に論じたるもので、文章の流麗なるは、思想の高尙なるは、老成の學者も及ばざる程であつた然れどもこの書の世に傳らざることには惜しき事である。

後浪華に赴き、中井竹山に事へて、教を受けたり。竹山は、當時儒流の泰斗と仰がれたる人にして、遠近の學生、多くその門下を集つたけれども、蘭室の右に出づる者はなかつた。竹山大いにその才を愛し、蘭室こそ、實に余が賢友であると云つて、愛してゐた。此の時、蘭室は年僅に二十三、その學才天品ならざれば、どうして此の如くなる能はざるべし。惜しきことには、こゝに長く留りて研究する出來ず、將に辭せんとする時、竹山は左の國歌を贈りて、餞別としたり。

よしあしも分ぬ浪花の岸によせて
心つくしに歸る波かな。

(大分縣傳人傳に據る)

大分郡

工藤三助 (公益)

工藤三助は大分郡谷村の人である。寛文元年父理右衛門の家に生れた。三助は幼時より天資豪邁、克く物に耐へ毀譽得喪などすこしも意に介せぬといふ風があつた。年甫めて十三歳の時思ふ様、吾が郷は田水灌溉の利に乏しく早魃の絶へ間もない、どうかして水路を開鑿して世の人の爲になり度いと。

直ちに大分郡榎木村初瀬溝渠の堰頭に行つて、水理の如何を研究すること三日その間一食もせずして、研究考察し、大いに得るところがあつた。

當時野津原郷(谷村も野津原郷の中)總庄屋小野治兵衛も亦同じ志をもつてゐたので、相共に相談して、日々山谷をあるきて測量をつゞくること十四年間、その間の苦心焦慮、眠食を忘れし有様はまことに言語に絶するばかりであつた。

元祿元年にいたつてはじめて水路の測量を終へ、水を大分郡野畑村熊群山南麓の溪川に取り、大龍五ヶ瀬等の稻田に灌溉せやうとするのである。けれども封建の當時、野畑村は府内藩に屬し、大龍、五ヶ瀬等は肥後藩に屬してゐたので、事が仲々面倒で

ある。三助はその間に處して異議の紛出をしづめ、官の許を得ることにつとめて、漸く元祿十一年三月に到り、はじめて起工するにいたつた。

爾來多少の困難には出合つたが、三助の勉勵と忍耐とは僅かに二ヶ年そこ／＼で工を竣へたのである。之が渠程一里二十五町、稻田百二十餘丁歩に灌漑してゐる大龍溝渠である。三助はその後元祿十四年に又別に一の泳溝開鑿を企てたのである。それは水源を直入郡大野郡の郡分は岡藩に屬してゐるので、同藩民が水路開鑿に反對したのである。

三助は之に屈せず、自ら水路の測量に着手し、漁樵又は獵師の風をし、或時は煙草商賣人の風をして、一本の杖に筆櫃と尺度とを刻んだものを持つて、土地の高低曲折をしらべ、朝は星を戴いて出で夕べは月を仰いで歸るといふ様にした。かくすること三年に及んで漸く測量を終へた。そこで直ちに起工を官廳に乞ふたのである。官廳ではあまり困難な事業故成功の見込み立たぬ爲と、今一つは他管に關することであるので許されなかつた。三助之を聞きあくまで成功を期する爲、自ら奉行所に行き日々廳吏の側に黙座する三十日に及んだ。役人はあやしみ、そのわけを問ふと三助事の次第を歎願して速に允許せられんことを懇願した。しかし官廳では尙ほ決

工 藤 三 助

しかねて、使を派し實地を精密に調査し、果して其の事の間違なきことをたしかめた上之を許し、且つ岡藩とも全く交渉済となつたのである。元祿十六年二月始めて工を起す。人々は皆この大事業を危難した。三助は屈する色もなく、益々奮勵必成を期して、工事を督勵、漸く水源より一里ばかりに達した。ところがこゝに廣い面積にわたり、鐵の如くかたき鉅巖に出合つたのである。石匠汗水流して働いても一日に割り得る石屑は僅かに三合ばかり、その困難は名狀すべくもない。三助の智術殆どつき、切腹を覺悟するにいたつた。

三助は鉅巖をにらみつゝ、自分は今國家の爲に大利を興し、永く公衆の福益をはからふと思つてゐる。それに天は何で我をかくの如く惡むか。たゞ今日まで徒らに廳議を期し、人力を勞費した費はまことに大である。むしろ死して愧を黃泉に雪がうと決した。

この晩のこと、夢とも現ともわかぬ間に、忽ち一佛現はれ告げて云ふ様、「汝三助、何をか憂へん、巖上多く薪炭をつみ、火をもやして後水をそゞげ、整樋を加ふれば、縦令堅靱なる大岩と雖も粉碎難からず、吾は汝が常に信仰する不動明王なり、疑はず努力せよ」と。三助夢よりさめ、大いに冥助を感じ、試みにその如くにしたところが、果して

奇効があつた。後人が不動岩といふのは又故あることである。三助は之より益々尊信して居村及隣村に不動の像を安置した。里人は三助不動といつてゐる。

かくて寛永四年に至り漸く大分郡上詰村字湛水に達することが出来た。之が鑰小野溝渠である。三助は拍手踊躍もう大丈夫だといふ。下流の村民は老若男女雲の如く集つて、欽喜の聲は山をふるはし、遂に覺わす溝渠の泥水を掬ふて飲んだものもあるといふ。

この渠程五程、費す所の人夫は二十三萬八千七百九十五人灌漑を受くる所の水田三百餘町歩の多きに及んだ。三助晩年の事業として、更に一線の渠溝を計畫して、たが、工を起すにいたらず寶曆八年三月病を以て没した。人皆恰も赤子の父母を失ふ如く哀悼した。(大分師範學校附屬小學校提出)

吉岡妙林尼 (勇氣)

吉岡妙林尼は、吉岡宗秋の妻である。夫宗秋は、天正六年日向高城で戦死したので、平甚吉と共に鶴崎に居つた。

天正十四年島津義久大軍を率いて豊後に攻め入つた。義久は兵を分つて鶴崎城を攻めさせた。伊集院美作守、野村備中守、白濱周防守を大將として、總勢三千は鶴崎城へとおしよせた。

妙林尼はやがて大軍襲來を知つてゐたので、軍慮をめぐらし城の砦を構ふるにも自ら出て繩を張り、堀を薬研堀に堀らせ、菱を種へ、柵を造らせ、其の外には、陷穽をつくりその上を平地にして、武士を城中に止めて待つてゐたのである。薩軍來るや、妙林尼は鎖鉢巻を固くしめ、着込の上に、羽織を重ねて長刀を持ち、續く女房連も皆枯袴鉢巻に太刀を佩びた粉装である。妙林は日夜城中を徘徊して士卒をばげましたので、流石の薩摩勢も一度は引き退いたが、再び城近く推し寄せたが、陷穽忽ち落ちて人の上に馬重なり馬の上に人重り杭に貫かれて死するもの數を知らずといふ有様であつた。薩軍驚いて引退くところを城中より鐵砲打ちかけたので討たるゝもの無數

かくて寄手攻寄すること十六回に及んだが妙林尼が術をかへて防戦につとむるので、仲々陥らなかつた。そこで薩軍の大將等は一策を案じ、妙林尼譜代の家臣、中島玄佐、猪野道察を以て和睦を申し込んだ。兩人も大勢を察して妙林尼に和睦をすゝめた。妙林尼も兩人の云ふところ理ありといふわけでこゝに表面上薩軍と和睦することになつた。

天正十五年豊臣秀吉親しく出馬するとの噂あるや、薩軍の鶴崎に留つたものにはかに引揚げの用意をした。妙林尼は此時敵を欺き伏兵を乙津川のほとりに伏さして大に薩軍の退却を追ひつめ敵の主腦を切り、或は捕へた。後秀吉妙林尼の武勇を聞き親しく引見したといふ。(川登小學校提出)

吉岡妙林尼

毛利空桑 (進取の氣象)

毛利空桑

毛利空桑は大分郡高田村の人、寛政九年正月に生れた。空桑は十四の時鶴崎の儒者脇蘭室に學び、次に帆足萬里に師事し、又福岡の龜井の塾に入つた。空桑は豪邁で龜井の塾に居る頃は常に長劔を帯びてゐた。師龜井は空桑の豪邁を愛し、一里以外に外出する際は必ず空桑をつれてゐた。空桑は歸國の後、家塾を開いたがついて學ぶもの殊に多く、後肥後侯に仕へて次第に重んぜられた。空桑は熱烈なる勤王家で當時の諸侯志士等にして、空桑の門をくゞるもの亦少くなかつた。晩年に及びても氣骨稜々たることは壯者も及ばぬ程で年七十六歳に及びても未だ、かつて逸居せず時々兒孫を相手に劍術を試み、或は馬に騎り、或は水泳をして体をねり、意氣を養ふことにつとめた。されば心身の壯健なることは壯者も及ばぬところであつた。この年(明治十年)薩兵、竹田、臼杵を陥れ、進んで大分縣廳を圍まんとして、大分郡畑中村にいたつたとき、大分は防備嚴重といふので東に轉じて去つた。この時聲名して、云ふ様「鶴崎町の士族を説きて之を降さう。若し鶴崎の士族は之を聞いて議論百出の結果若し賊兵來らば、區長某が先づ出で、之を應接するといふことに決した。某はかつ

大分郡 七〇
 て空桑に學んだものである。故に空桑はこの男の柔弱到底役に立たぬと見るや直ちにその男の家を訪ひ「今日の事は心配するに及ばぬ、賊が來たら俺に云へ萬事は俺が引き受けた」と云つた。人々は皆胸撫であろして安んじたといふ。明治十六年空桑年八十八に及ぶ時に陸軍中將谷干城來り空桑を訪ふて時事を談ずることがあつた。この時大分縣知事は師範學校長坂口某縣屬菊村徳及警部某を中將に隨行さした。坂口は空桑に一言の教を乞ふたのに曰く「人は不憂不懼の氣概を養ひ居らずしては緩急用をなさず」と坂口氏深く感じ萬謝して去つたといふ。

(川谷小學校提出)

永富金左衛門夫婦 (孝行)

大分郡高城村は日州延岡侯の所領なり。金左衛門といふもの夫婦至孝の聞へあり。延享二年丑正月、侯より銀一貫目給はりける。金左衛門は幼き時より親を敬ひ人となるにしたがつて孝心篤く、家を出づれば親の前に手をつき、その行くべき所、歸るべき時をつげ、歸れば草鞋ながら先つと内をのぞき、親のつゝがなき体を見て、後足を洗ひ、手をつきおそかりし由を告げ、猶見聞せし事を物語るを常とせり。又夜親の用を辨するたび毎に、夫婦先づ起きて扶けかゝへざるなし。家のいとなみは必ず親に問ひその指揮にそむくことなし。朔望二十八日には必ず氏神佛院に詣り、村の役人隣りには、月三度は必ず問へり。家もこより貧しきに、老と幼とがうちかさなり、衣食に苦しみ持ち來れる田地も年を追つて減り、人の田などかりて貸し猶たらず。この四五年は近きに口戸村といふに、月に二十日ばかり日をわきて身を賣り、上は租税に給し、下は舊債をつぐのひ、主人に願ひ、夜ふすべき隙には歸り、夜と共に種子をまき草とり力をつくすといへども、冬とても身には拾一つ、布子ひとつの外たはへなし。寒き夜には親の眠るのを待つて己が布子を以つて父にきせると妻も着たる着物を

脱いで母にかけてゐた。親の老ふるに従つて寺に詣ふずることが出来難くなつて親はどうか佛一体でもあるならばと願つたので、あちらこちらと尋ねまわつて田尻村に一つの阿彌陀あることをきき、出したが出す金がないので衣をかへてやつと親の志を遂げさせた。一年冬寒さが平年に勝つて、父の心に梟一つを望んだので、金左衛門如何とかしてこれを求め様と思つたけれども家に一錢のたくわねがなく、力及び難いが只忘れず心にその事をこめて思つてゐたのは誠に孝心の厚いものである。この事天に通じてか、師走末つかた朝早く口戸へ行く途に川筋に釣瓶の淵と云つて五六反もあるところがある。ふと見ると手負の梟一つ漂つてゐたので、金左衛門何とかして近づかんとするけれども、水深く岸滑であるのでいたし方なく唯見守つてゐるところに、又川上から五六間の竹ひとつ流れて来た。金左衛門嬉しくて衣をぬぎすて、浅い方からつたつてその竿をとり、遂に梟を得て家に歸つたときは、身体がこどえてしばらくは覺へなかつたと云ふ。(川登小學校提出)

山村富太郎 (博愛)

明治十七年六月二十六日大分縣一帶に低氣壓襲來し、午後一時頃からは降雨車軸を流すが如く暴風吹き荒れ、翌二十七日にいたるや、風はいよゝゝ荒れ、雨は益々甚だしくなつた。時に東國東郡田深港沖合に難波船のあることを見出したものがあつた。忽ちそれと村役場に届け警察に報じ、村民は海岸に雲集した。しかし波は荒く雨は強く、適當の船さえ見當らず、人々はあれよゝと叫ぶのみであつた。この時山口縣都濃郡大津島の漁人高松藤吉といふものこの港に停船してあつたので、役人等は之に救助することを論じた。藤吉は速に了承してその伴なる同國の高松宇三郎高松重左衛門、石丸仙吉、石丸實藏、大分縣東國東郡鶴川村吉田藤吉、小川梅吉、中野文吉、中野岩吉、吉由田伊三郎、大分郡三佐村山村富太郎、愛媛縣高見島箱達慶治等十二名一船に乗込み、漂流人を救はんものとして漕ぎ出したが、烈しい嵐の中、波騒ぎ潮躍り、港を去ること僅か七八間の所で、激濤のためにさへぎられて進むことも出来ず、漕ぎては歸り、歸りては漕ぎすること再三爲に櫓三丁を毀損したが、目的を達することが出来ぬ、しかし空しく時を費せば人命の救助をすることも出来ぬ。こゝに於て一策を案

じ、先づ錨をなげその繩を以て漂船を繋ぎ留むるの外はないと決し、綱付の錨二丁を積み、十二人一層協力必死を究め、怒濤を犯し、辛うじて漂船にと近づいた。富太郎は大膽にも彼の漂船に乗り移り、その乗組の者を救助船に移さうとしたが激浪又も之をさへぎり再び近寄ることが出来なくなつた。又も吹きもどされんとするとき、石丸實藏は勇を鼓し死を以て成功を期し、積みのせた錨繩をたづさえたまゝ、激浪中におどり入り、游泳して漸く難破船へ近づくこと僅か二間ばかりとなつたが之よりは近づくこと出来ず困り居るところへ、富太郎漂船上から繩を下し之を投じたので實藏はその繩を自分の携へた繩に結びつけ漸くにして船の覆没をまぬかれる様にした。こゝに於て富太郎は一人漂船に居残り力をつくし、他は助船に乗り陸地へ漕ぎかへつた。しかるに岸より四五間の所で、船は荒波のためにくつがへり、乗込みの人々は海中に沈んでしまつた。岸の人々は、すはやと之をたすくる繩や樽をなげこんだが一人も之により得るものはない。乗込の人々は死力をつくして漸く岸へついたが石丸仙吉、吉由田伊三郎の二人が見えぬ大騒ぎで種々さがす中風少しく静まつた、午後二時頃、二人の死骸が港口に漂着した。人々は大いに驚いて治療を加へたが遂に蘇生しなかつた。自己の危きを顧みず奇特の行をした人々の行爲は實に崇高なものである。(川登小學校提出)

山 村 富 太 郎

田 末 健 一 (孝行)

健一は大分郡吉野村卯三郎の次男で、當年十二才同村吉野尋常高等小學校尋常科第四學年生である。

田 末 健 一

母は三十の時、健一を生んだが産後の経過が順當でなく、健一が六才の歳から、頓と半身不隨の病人となり病床より立つことのできない人となつた。健一はそれから今日まで、全く病床にある母の大小便から、食事、洗濯のこと迄、自分の手一つでして、少しも倦怠の色を見せたことがない。夏季は多くの子供は水に戯れて余念のないのに、健一は洗濯物一切を裏の小川に持ち出して、子供ながらも衛生に注意を怠らない。健一には兄一人、姉一人あるが、家庭の貧苦と病母の長病ひの爲他家へ奉公に出て家に居ない。父は家に居れども日傭稼で常に他出、常に家に居るのは健一只一人、而も學校に通はねばならぬ身遊ぶ暇とては更にない、たまに遊ぶことがあつても、母の呼ぶ聲の聞ゆる範圍内で、母の聲を聞けば如何なることがあつても、直ちに其の命に従

田末

ふ。三度の食事も必ず母と共にするといふ風で、晝食の時は學校から七〇〇米の距離を飛んで歸つて母に食を差上げ一度も欠がしたことがない、然るに母の病氣は更に快方に向はないのみならず遂にリュウマチで膝關節が曲つてしまつたのである。而し食事の方は量に於いて常人と異りはないが、多く飲食すれば、自然大小便に關係するので、健一の手を煩はす事が氣の毒と思ひ成るべく減食して今では習慣となつて別に飢を感じない様になつたと。茲にも涙ぐましい母の慈愛が覗はれる。健一は斯くも貧苦と戦ひながらも、而も學校の成績は可なり好い方で、其の上學校の缺席日數も少く、益々孝養を怠らず、今では近隣の嘆稱の的になつてゐるとの事である。

(大分郡吉野小學校提出)

著曰、田末氏は誠に奇特の少年にして實に稱賛に値するものなり、將來に於いても益徳行顯著なるべきことを豫想して且つ衷心より希求しつゝ本稿を載録することにせり。

北海道郡

石井 正圓 (公益)

石井 正圓

氏は北海道郡青江村の人である。少ない時から才智があり常に何にか社會の爲めになる事をこころ掛けゐた。その志は強く氏を勵ました。そして先づ手初めとして自分の部落の畑を田にかへやうと思ひ立つた。其の方法については色々に研究し苦心した。先輩にも相談しいよゝゝ決心して、部落の人々にも説き、相談をかけた。部落の人々は、その無謀を笑つて、誰一人、此の話に耳を傾くる者はなかつた。しかし氏の志は堅かつた。氏はこれによつて益々決心を堅くして、本事業の成功を期した。寛文三年二月、冬まだ深く烈風肌を貫く寒さの中から、水の取越しを思ひ立つた。即ち部落の人々の嘲りを少なくしやうと、夜毎、夜毎に、人目を忍んで、測量に掛つた。二月空の寒さと、その上の夜風は、唯ならぬ苦しみであつた。しかし、堅き氏の決心は、此等の困難は物の數でもなかつた。此等の苦しみにます困難は、測量方法の不完全であつた。今の時代の如く測量するに、精巧な機械があるでなし、その道の指導を受けたるではなし、困難は測量するその事であつた。其上夜毎の仕事であり、仕事は思ふ

にまかせなかつた。氏はこゝに色々の考案をしてこの事の成就を祈つた。即ち一案として切火繩に火を點じて、要所要所に立て、其の高さによつて土地の高低を量り或は蠟燭の光によつて、方向を定め、水路を通すべき位置を定めた。そして漸く部落の畑に水の通るべきことを確めた。氏のよろこびは一通りでなかつた。しかしこの水路の中央には、是非とも川を渡さねばならぬ所があつた。川幅は十五間もありこれを渡すことは、難中難であつた。氏は色々に考へた。そして一案を工夫した。それは川底を穿つて隧道を通すことであつた。即ち氏は川底に木管を通すの計畫を立てた。かくて全部の設計は終つた。そして同部落に水の通ることを自信した。畑は水田に變ることを信じた。事の次第を時の庄屋仲野氏に告げた。そして水路を開くことの利を説き計畫の實行を願つた。庄屋仲野氏も大いによろこびこの事の成就を祈り極力應援することになつた。直ちに關係者部落民の了解を求め、この企の實行に着手することになつた。氏のよろこびは一方でなかつた。氏は自ら率先し、直ちに此工事に取りかゝつた。

氏の計畫は、刻々に實現した。工事は日に進んだ。氏は日夜勵精、工事の指導と監督に、つとめ、工事の完成を急いだ。寛文六年三月水路は完成した。水路延長十五町

石井正圓

部落の畑は水田と化した。新田二十三町には水が溢れた。かくて畑村は水田の村となつた。その功は長く傳へられた。部落民はその功を稱へた。大正七年氏の功を傳へる爲めに、部落民は、氏の記念碑を建てた。(北海道郡青江小學校長柴田實提出)

宮崎勝藏 (公益)

宮崎勝藏

大分驛から南方に、約二十九哩を汽車で走るとセメントと蜜柑で有名な津久見驛に着く。汽車の窓から首を出して、あたりを眺めると、一望隅なく青々とした柑橘園が見えるから、一見直ちに蜜柑の本場であると氣がつく。今此町が蜜柑の名所として、柑橘の栽培が隆盛に趨いた際には、幾多の苦心と犠牲とを拂はれた人々の許多ある事を忘れてはならぬ。就中其の功績の最も顯著な人を擧ぐれば、宮崎勝藏氏である。氏は文久二年四月二十日元の津久見村の一農家に、呱呱の聲を上げた。青年時代から家業に専念に勉勵し、常に能く、讀書に耽つた。又農閑を撰んでは、地方の視察見學に出掛けて、見聞を廣める等、専ら修業に怠らなかつた。従つて當時村内に於ても、人に優れて時勢に精通し、且勸業的知識が該博であり、農業の經濟的知識の富豊かな

當時には稀な人であつた。

當時津久見村一帯の蜜柑の品種は、殆んど全部が、小蜜柑と云ふ菓粒の小さい結果の悪い、極めて劣等な原始的な品種のものであつた。又其栽培法の如きも、別に研究したものでもなく、只慣習のまゝに肥料を施したり、培ふたりする位のものであつて一口に言へば、自然になつたものを、もいで採ると云ふ様な、眞に、素朴的な至つて生産的な栽培に過ぎなかつたのである。

茲に於て氏は、先づ産業の改良に志し、本村柑橘園の改善をとき、其第一歩として、品種の改良を圖つた。そして頻りに温州蜜柑や、ネーブル等の栽培を勸奨し力説した。次いで橘園の中耕や施肥の方法に改善を加へ柑橘園の改良に腐した。尙當時、同地方の蜜柑は貯藏法の不完全なため、收穫後に良果を多量に腐らしたり、或は貯藏庫のなきため、賣急ぎをして、少からぬ不利益を受けてゐた。氏はこれにも改良の必要を認め、完全な貯藏を圖らうと、日夜、貯藏庫の建設を奨励した爲、村民も漸次其の熱心に動かされて、次第に各戸その改良に努むるに至り、遂に今日の貯藏法の完成と、貯藏庫の完備とを得たのである。農家の是による利益は、實に大きなものがあつた。

是より先き明治十七年頃より、津久見地方一帯には蜜柑に一種の被害が発見され

た。それは年により一定ではなかつたが、その被害は大きかつた。爲めに蜜柑の腐敗も甚だしく、その被害は年々増加し、其儘にする時は、遠からず同地方の蜜柑は全滅するやも知れぬ悲運に傾いた。しかし其原因に就ては、何物であるかは一切不明であつた。従つてその驅除も豫防も、不可能であつた。氏は此事を大いに憂慮し、これが原因の發見と、豫防驅除の方法に全力を擧げて、苦心研究した。而かもその研究には全く私費を投じ、寢食を忘れて没頭奔走したのである。時偶々同村に、久保田松治といふ熱心家があつて、之が又その研究に腐心してゐたのであつた。しかるに松治氏はその後久しからずして、苦心の結果は空しからず、その原因を發見するに至つた。それは一種の蠅(蜜柑蠅といふ)が蜜柑に産卵する爲に、成果後收穫した蜜柑が、腐敗するものである事を確め、續いて之が驅除法として、捕虫器の考案を行ひ、それが使用によつて、非常に好結果を得てゐる事を聞き及び、さながら自分に發見した如く嬉んで、直ちに同氏と協力し、日夜、之が驅除につとめると共に、人々にも盛に奨励して、極力驅除豫防に力めさせた爲め、漸次其被害は減少し、村民一同大いに愁眉を開くことが出来た。更らに勝蔵氏の業績として、特筆すべき一事は、品種改良の事である。それは明治廿七年の事である。氏の伯父に當る人に川野仲次と云ふ人があつた。川野

氏は隣村青江村の人であつて、代々壘製造を業としてゐたが、土地柄幾分の柑橘園も持つてゐた。所がこの川野氏の同園内に唯一本他の蜜柑より約壹ヶ月も早くから熟れて其味も極めて甘味しく、房成も至つて美事な珍らしい蜜柑があつた。川野氏は珍重に思ひ或日之を隣村津久見の甥勝藏氏に一籠を贈つたのである。勝藏氏はこの珍果によつて品種の改良を思ひ立ち、翌春の接木の時季に至り、一樽を携へ伯父川野氏を訪れ、その穂木を貰ひ受け、是を枳殻の砧に接木し、自園に植えて育てたのである。そしてそれに早生温州と名づけて、之が繁殖に努めたのであつた。かくて早生温州は次第に其の數を加へ良果を得たのであるが、當時利を見るに敏ならざる村民の多くは誰も之れに耳を傾くるものなく、その繁殖も極めて微々たるものであつた。然るに越つて明治三十五、六年頃、廣島縣豊田郡大長村より、柑橘の視察員來るに及び、早生温州の良果なるを認め、その苗の存するを聞き、大いに喜び移して繁殖するに至つたのである。今日津久見地方に於ては、其の良果なるを認めてか、熱心に繁殖され、柑橘園中にその多くを見るに至つた。かくて津久見蜜柑の名は一層高くなつた。勝藏氏の創見による賜であつて、郷黨の人々は皆勝藏氏の功績を稱へて昨年

宮崎勝藏

大なる記念碑を設立した。

氏は如斯き人であり、地方開發に専念した爲、村内の信望も極めて厚く、明治二十以來、區長、學務委員、村會議員等の公職にあること二十有餘年、其間地方自治改善及産業開發の爲に努力した事は、實に枚擧に遑がない程である。其の功績は遂に郡長の知る所となり、明治四十二年五月、時の谷北海部郡長より、産業功勞者として表彰されるに至つた。越つて大正十四年十月、更らに公職にあること二十有餘年、その功績の顯著なる廉により、時の山田北海部郡長より表彰せらるべき筈となつたが、惜しいかな老體病魔の襲ふ所となり、全年九月廿九日享年六十四歳を以て、不歸の客となつた。村民一同氏の逝去を悼んだが、全年十月廿一日には、豫定の如く、輝く自治功績者として郡長より表彰せられた。氏の榮譽は永遠に傳へられたとして氏の業績は津久見柑橘園の隆盛と共に長へに、その影を残した。(北海部郡津久見小學校長指原實提出)

宮崎勝藏

小手川長十郎 (公益)

蜜柑で名高い津久見驛を、佐伯へ向けて進む車中、町外れの小鐵橋を渡つて、海岸に沿ふて走る時、その海岸に、浦をよぎり、出鼻を廻つて、うね／＼と鐵路に沿ふて走る二間幅の道路を認めることが出来る。更らに汽車は短い隧道を脱くると、右手の崖が急に打ち卻いて、打ちひらけた所に出る。こゝに立ち並ぶ家々が、津久見町大字千怒の部落で、戸數は約三百位である。小手川長十郎はこの部落に生れた人で、元治元年九月十日呱々の聲をあげたのである。

三十九歳の時、此部落の區長に推され、八箇年續いてこの區のために骨を折つた。その間推されて町會議員、學務委員の公職にもつとめた。その間は最も眞面目に、熱心に同地方の開発につとめた。然かも前掲の道路の開発には、氏の功勞が餘程大きい。從來この千怒道は、道といへば道で、陸上の不便は、口にも云へなかつた。津久見から、幅三尺にも足りない小路が、有るは有つたが、兩側からの雜草は伸びて道を被ひ、露の朝や、雨の夕には、この草露に打ちぬれずに通ることは出来なかつた。その又小路が今の隧道の上を通つてゐて、急勾配のだら／＼越し、それを越せば、急に海に下つて

そのさきがすぐ海にせまつてゐたので、天氣のよい日、若者でも、汗びつしよりにならなくて、通れなかつた。まして雨の日や風の夜、老人子供が、この山坂を越すことの困難が思ひやられる。この道は、この調子で隣村日代へも通つて居り、同じ苦しみで日代へも通つてゐた。

かうした險惡な道も、千怒の人達にとつては、津久見に出るにも臼杵に通ふにも、寺に詣るにも、是非共通らなければならなかつた唯一筋の道であつた。千怒の人達も不便だとは思ひながら、この山坂路をどうせうにも、かうせうにも、工夫の一つも出来なかつたらしい。この道の不便は、延いては千怒部落の發展の上にも影響して、諸般施設にも非常の差異があつた。産業の不振、經濟の逼迫、教育の停頓など、文化の遲退は甚しかつた。

この部落の現状を苦にして、我事の様心配したのが、小手川長十郎氏で、如何とかしてこの道路の開鑿をしやうと考へた。そして矢が降つても、火が降つてもこの成就を期して、日蔭者同様の千怒の部落を明るみに出して、文明の惠澤に浴せやうと決心した。それから氏は、その改鑿に日夜心を苦しめた。床の中に居ても、あの急な坂はかう工面しやう、あの危い崖はかうして取除けやう、あの海岸はかうして堀割らふ

なごとしきりに考へをめぐらした。そして一夜一睡もせず考へ通した事は幾日かあつた。此頃よく千怒の部落の人が、津久見へ越すのに、朝早くこの坂路に人影を見たものである。朝と云つてもまだ明けきらぬ夜の曉方に、誰通らぬ先きにナラハラ黒い人影を見たものだ。この坂道の黒影が、木の株やら人影やら判らない朝にすれちがふ様になつて、「お早う」といふ聲をかけるのが、いつも區長の長十郎氏であつた。氏はかうして、毎日々々新しい路の計畫に、こつそり人知れず、自ら實地の調査を行つた。

それから間もなく部落寄があつて、道路開鑿の話が氏によつて持ち出された。此時の議論は随分沸騰したもので、極小數の人を除いて、多くはこの大事業に不賛成であつた。而かもその論點が「今迄さへ辛抱の出来たあの道だから、今更我慢の出来ぬことはない」といふのであつた。部落寄で賛否の議論がつかれきつた頃氏は靜かに口を開いて説き初めた。部落を思ふ熱誠は色にはあらはれ、言葉をついて出た。そして淳々と説き出す一語一語の前には、村民一同自然頭がさがつた。かくて、不賛成を以て葬れむとした道路の開鑿は、直ち滿場一致可決された。新しき道は開かれることに決した。そしてこの大事業は行はれた。

千怒への道が、二間幅に擴げられ、草道は除かれ坂はとれ、危険は去つて、立派に出来つた時、千怒の人々は、救はれて蘇生した思ひがした。暗から明るみへ出た。部落の人はよろこんだ。老人は涙を流して泣いた。新道には今自轉車が毎日通つてゐるかくて昔の草靴がけの汗は忘れられて、十年前に夢にさへ考へなかつた新しい世界の恵みに浴してゐるのである。氏はまだ現存して健在である。

(北海郡津久見小学校長指原賢提出)

仲 家 太 郎 吉 (勤 勞)

太郎吉は豊後佐賀關の人である。家は代々漁業を以て渡世してゐた。父の官吉は熱心家で早くより漁業、漁法を改善せやうとし、紵繩を以て小鱈をとる方法を考へたが、完成せずして歿した。太郎吉は父の遺志をつぎ、益々漁具、漁法に改良を施し、安政三年遂に大鱈をとる漁具、漁法を案出して、之を佐賀關近海に試みたところ、果して成功して大漁があつた。しかるに却つて同業者の嫉むところとなり種々障害を加へられた。太郎吉は此時心ひそかに思ふ様、我國は四面海をめぐらし、到るところに漁族の蕃殖して居らぬところはない、強ち豊後海峡だけが漁場でない、斷然意を決

し志を遠洋漁業に立て、之を従弟橋本權太郎に謀つた。權太郎はかねて同じ意見を
持ち居ることゝて大いに賛成し、同心戮力、此の業に従うといふことを誓ひ、一の小船
を醸して、北は對馬、朝鮮方面から、南は薩南、硫球邊までも乗り廻し、漁撈の場所をさが
した。この探險中は時に怒濤狂瀾と戦ひ、時に濃霧逆風のためになやまされ、備に辛
酸をなめたが百折不撓の勇を鼓して之に従つてゐた結果、明治二十一年朝鮮近海で
馬鹿鯊の群を漁して意外な大漁を得てこゝにはじめて、その目的を達した。太郎吉
權太郎はこの利益を獨占せず、却つて之を九州、中國の漁業者に披露し、大いに遠洋漁
業をすゝめたとのことである。(川登小學校提出)

仲 家 太 郎 吉

鶴 峯 戊 申 (志を立てよ)

庭すゞめうづくまりゐておふもかな

われを雲井にたれかすゝめし。

鶴 峯 戊 申

これは戊申が頭髪漸く霜を帯びんとする天保九年、ゆかりなくも、水戸烈公の知遇
を得て、屢々その邸に出入し、駒込の邸内花月の進講愈々信任を辱うし遂に安政三年
藩士の列に入りたるとき、感慨の余り誦じたる歌である。戊申は天明八年わが大分
縣臼杵町に生んだる國學者で十七歳笈を負ふて京に入つた少年時代より、自由に
て生氣ある一生の大部分三十五年間の處士時代を満足に通過し、安樂にして隱居的
なる二十二年の任官時代をも無事に送り安政六年七十二歳にして病没したのであ
る。その最も得意時代は即ち處士時代で國學に關する百余卷の著書中創見ある重
要の書は皆此時代の作である。戊申の著書に「海西漫録」あり一讀その人となり
を知るここが出来る……以下海西漫録による……

予甫五六歳の時、百人一首、今川狀などは習ふともなく誦誦しける。八九歳に及び
手習素讀を忌嫌ふ事、灸治にひとし。はじめ父なる人の、自ら句讀を授け給ふに、大學

を持ち來とあるや否や、こそ〜と馳出し、或は土藏に匿れ、或は長屋にて日を暮すこと多かりき。據なく句讀を受くる時は、早く覺ゆなば、早く置き給ふなるべしと心得かくて速に覺ゆれば、よく覺えたり。さらば次を讀むべしとて、次章を教へ給ふ。さては覺へたるは損なりと思ひ、つらさに堪へかねワツと泣き出しけるに、父なる人もあきれ給ふて、役に立たぬ奴かなとて、置き給ふことしば〜なりき。然るに十一二の頃にやありけん。父なる人膝下にて、論語を復習しけるとき此の朱喜集註と申すことは、いかなる意にて候ぞ。と問ひけるに、此は朱代にて朱天子ときこえたる方が註を集められたと云ふことなりと答へ給ふ。然らば道春點と申すは、いかなる義にて候ぞ。道春と云ふ先生も朱代の夫子にて候やといふ。否道春先生と申すは、今東都にて、林祭主の御先祖にて、訓點をつけおかれしといふ事也と答へ給ふ。然らば日本人にても書物に名前を出して苦しからず候や。それは云ふにも及ばん事。祖來先生といふは論語徴とていみじき書も著はされたり。其の方とても學力ありて、書あらはさむこと何ぞ憚るところあらんと論し給ふ。こゝに於て及ばぬことながら學術に志を立つるやうになりし。……後略……

戊申が後日國學者として大成し百餘卷の著書をのこして學界を裨益し世道人心

を導きたる亦故ありと云ふべきなり。(川登小學校採用)

陶山 淺野 (貞操、志を堅くせよ)

淺野は、岡山縣岡山市大字西中山下に生れ、二十五歳の時、大分縣北海部郡佐志生村萬春寺住職陶山某の妻となつた。當時先妻の子、長男、長女、次男の三人があつた。己れも三人を生んで、後には六人の母となつた。

陶山某は従來時々精神に異狀を來してゐたが、遂に躁狂性の精神病者となつて、大正七年以來監禁せられ、長男と次男とが寺役をつとめて、貧しいながあやう〜寺を維持して來たのに、やがて長男も次男も相ついで精神病者となり、父子三人を同時に監禁する悲しい有様となつた。

されば寺役に差支ゆるは勿論、生計も次第に困窮して、悲しさ苦しさは一通りではなかつたが、淺野はよく諦めて心を腐らすこともなく、一心に三人の狂人を監護し、四人の子どもの世話をする傍、獨りで經を讀みならひ、女ながらに檀家を巡つて、患まるゝ布施料で家計を支へ、ひたすら父子の平癒を待つてゐた。

かくて大正十二年に至つて長男は病死し夫は今もなほ監禁室にあるけれども、次男はやうやく快方に向ひ、昨年以來寺役をつとむる様になつた。

淺野がかゝる逆境に處して、志は飽くまで堅く、其の貞操を變へない美しい行には見聞く人々感嘆せない者が無い、淺野は大正十三年大分縣より受けたのを始めとして、表彰を受くることが四回にも及んでゐるといふことである。(大正徳行録に據る)

稻 葉 良 通 (勇 氣)

良通の祖は、伊豫の皇子より出づ、皇子五十四代の孫、河野通直の季子通富、僧となりて安藝國安國寺に居り、名を祐宗と號せしが、河野家世々王事に勤め、名門の譽高かりしも、この時に至りて家聲漸く地に墜ち、復振はざりければ、祐宗深くこれを嘆き、沙門を捨て、俗に還り、美濃に行き、名を更めて守護土岐氏に屬し、初めて稻葉と稱し、曾根城に居れり、その子通則多子あり、長を通勝、通明、通豊、通廣と云ひ、その季子は即ち良通にして幼名を彦山と呼び、後に伊豫守と稱す。大永五年、牧田の戰に於て通則五子と共に戰死しければ、良通齡十一にして家を嗣ぐ、良通年少にして能く部下を統べ、士民の心を得、封疆を保ちければ、皆その器度に服せり。長ずるに及んで勇武絶倫、兼て文學に精通せしにぞ、龍虎翼を生ずるの比喻に漏れず、孰れも舌を捲かぬはなかりき。當時岐禮清水に移り、氏家、安藤等と並びて西美濃の三人衆と稱せられしが、特に良通はその盟主として畏敬せられしとぞ。初め齋藤氏に屬し、後永祿七年、織田氏に歸し、井戸十郎を河戸の塞に攻めてこれを抜き、子貞通等をして代つて守らしめ、自己は曾根城に居れり、元龜元年、信長京師より國に歸るに際し、江人及野武士等これを途に要

すと聞き、良通貞通と共に馳せて難に赴き、叱咤厲聲忽ち撃つて賊を破り、首を獲ること實に一千二百の多きに達し、これを實檢に供へしかば、信長喜ぶこと斜ならず。同六月信長朝倉義景、淺井長政等と姉川に對陣し、徳川家康兵三千を率ゐて來り援ふ。同廿八日家康姉川を隔て、越人に對しければ、良通兵一千を率ゐて後軍に列せり。時々信長長政と戦ひて利あらず。わが軍殆ど破れんとしける所に、越人三万餘家康のために討ち破られたれば、良通機を逸せず、崩れ立つたる味方の兵を盛り返し、奮戦する程に、さしも勝ち誇つたる長政勢も、忽ち色めき立つて總崩れに崩れける。信長大にその功を賞し、諱を取つて長通と名乗らしむ。同二年九月、信長叡山を圍みければ、長通佐久間信盛と共に密に山僧を招き諭すと雖服せず。天正元年七月、將軍足利義昭宇治の眞木島に據る。信長兵を出して襲ふに方り、長通父子先登して終にこれを抜く。八月信長營を越後に移すに及んで、長通等軍勢を分ちて朝倉景鏡に謂つて曰く、宜しく速に義景を斬つて降るべし。若し猶豫せば六坊を屠り、妻子を併せて汝までも誅戮せん。と景鏡恐れて應諾し、遂に義景を殺して降りければ、長通その首を獲て信長に献ず。同二年七月、長通加齊口を攻め、次年柴田勝家等と加賀の賊徒を征伐して功あり、三年七月、長通髮を剃りて入道し、一徹と號す。初め一徹信長の諱を

受け長通と稱するや、心私に憚はず、子右京亮をして、舊名良通を名乗らしめしが、遂に髮を剃り號を更むるに至れり。一徹曩に信長に屬せしも、京より衷心服するにあらざれば、信長これを疑ひ、後難を虞るゝ餘り、一日一徹を招きて、茶の湯の道に事托せて殺さんとせり。然るに一徹室に入りけるに、接伴役の者三名、これを請じて床に掛けたる軸書の贊を讀ましむ。一徹素より文學の素養あり、これを視るに韓退之潮洲に下る時の詩句なり。一徹高らかに吟じて曰く。

雲は秦嶺に横たはつて、家何處にか在る。

雪は藍關を擁して馬前ます。

と三人その意味を問ふに、一徹流るゝ如く詳しく説明しければ、壁の後に隠れ居たる信長もこれを聞きて、その風流洒落なるに感じ、遂に殺すことを思ひ止まりしと云ふ。信長紀伊の人難賀孫一郎、及若右衛門を歸降せしめんとして、人を遣し説かしむれども應せず。且つその使者の生死存亡さへ定かならず。再び一徹を遣し説かしむるに及んで、難賀兄弟先づその禮節あるに感じ、忽ち歸降せんとなん。後、秀吉に屬し、天正十二年、森長可と羽黒に戦ひて敗北す。この時一徹奮然として、參、遠の軍鋒何ぞ恐るゝに足らんや。老者より先駆けして臆病者の坐睡りを覺し呉れん。と、槍

捻つて雲霞の如き群り来る敵兵の真中央に突いて入るにぞ、味方の兵これに機を得て、敵勢を忽ち追ひ返す。同年四月長久手の役、秀吉わが軍の利あらざるを聞き、樂田を發して龍泉寺の邊に到るに、早家康は兵を引き上げし後なりければ、大に怒りて軍を進めんとせしに、一徹その不可なるを説きて苦諫し、遂に思ひ止まらしめしかば、秀吉後に關白を拜せし時、その功を追懐し、一徹を三位法印に奏薦せり。同十六年十一月、齡七十三を以て卒し清光院と號せり。(太和民族の犠牲的人格に據る)

(註) 大分縣北海部郡白杵町丹生島に鎮座せる稻葉神社は其通の靈を祀る所なり。

井澤幸兵衛

井澤幸兵衛は北海部郡下の江村大字大野の人である。素から實業に熱心な人であるから、同郡に藍作のないのを嘆いて、天保十二年阿波から藍種を取寄せ、自分の畑に蒔き付けたが、發育が悪く、損失だけ打續いたので、幸兵衛は大變に心配して、自分自身に阿波にいつて、播種培養と藍玉製造のことを習ひ、かやうな失敗は二度とすまいと、萬延元年阿波に往つて、耕作の事業を問合はせて見たが、藍は阿波の特産物であつて、従て収益も尠くないので、徳島藩から嚴命を下して、其の耕作は勿論、製造方法まで一切之を他へ洩らすことを禁じ、若し犯す者があれば死刑に處する旨を申渡されてあるので、誰一人として取り合ふて呉る者がなく、幸兵衛は非常に失望したが、元來氣象の強い人であるから、之に屈することなく、種々工夫を凝らした末、順禮姿に身をやつして、藍の産地を巡歴して、終に耕作及び藍玉の製造の模様を會得したので、直ちに故郷に歸へつて之を試作したのに、尙ほ功を奏することが出来なかつた。そこで文久三年には私費を投げ出して、阿波の人村松五郎といふ人を傭ひ入れて、傳習を受けること一ヶ年半に及んで、始めて其の概要に通することが出来、其の上藍製

造秘傳書一冊及び藍神明王の靈像一軸を傳へ受けた。そこで彼は益々奮發して藍の有益であることを唱導し、又其の方法を傳へてあるいたので、其の業に従ふ者が年々増加して、遂に臼杵物産の主要产品となつたのである。而も其の賣上代金の額は數萬圓に達し、同地方財源の一つとなるやうになつた。

明治三十二年同郡有志者が相圖つて、翁の爲生藍碑を建て、其の功績を永遠に旌すことにした。(大分縣偉人錄に據る)

莊田貞子 (貞節)

貞子は、北海道郡臼杵の藩士、莊田子璋の長女である。かたち心ばえ共に勝れて美しく、裁縫織機の業は特に秀でて居り、其他讀書武藝に至るまで、一つとして達せないものは無かつた。歳十六の時、同藩の士大町直堅に嫁して一女を挙げ、中睦しく暮してゐるうちに、夫直堅は病の爲めに此の世を去つた。貞子は夫の死後愈々節を守り一步も門を出ないばかりでなく、又人とも語らず、年老いた姑に仕へて孝養を怠らなかつた。程なく姑も病に罹つた。彼は寢食を忘れて看護すること三年間、人々は何れも感じ合ふたと云ふ。

其の始め嫁いた時は大町の家は大變貧しかつたけれども少しも憂ふることなく「貧は元より我れの甘んずる所、されど武人の家にして、甲冑の具へ無きは遺憾の極みなり、さりながら我れ嘗て聞ける事あり、貨悖りて入る者は、また悖りて出づと、悖りて富を得んよりは、寧ろ正うして費さざるこそよけれ」と語つたと云ふ事である。それから總て衣服や身のまはりを節約して、自ら婢僕の役を務むるなど、大變儉素を旨として生活した爲家もだん／＼富み、生計も餘裕を生ずる様になつた。即ち刀槍

を繕ひ、甲冑を求めた。そこで彼の晩年には諸々の武器は一つとして備はらないものはないやうになつた。

貞子は最も裁縫の業に巧であつたので、彼に就いて學ぶ者が數十人もあつたが、中には心掛けの良くない者もあつたが、少しもこれを憎まず、諄々と説き諭して其の過を悔いあらためさせ、決して色を變へて怒り罵る等の事はなかつたので、子女は皆敬ひ親んで、其の間柄は丁度母子のやうであつたといふ事である。

また其の外孫白須子罷が八九歳の頃貞子の許にあつたが、貞子は紡績の傍ら、四子唐詩を授け、夜寝てからは、古の賢人君子の行を語て聞かせ、朝起れば劍法を教へ、常に子罷に向つて言ふ様には、「御身をして士たらしむる事能はざるは、罪我れにあり、御身もし自ら勉めずんば、我が食は咽喉を下らす」といつたとか。貞子が子孫を教へ勵ますことは、古の賢婦才媛と雖ども及ばない様であつた。さうであるから、後年子罷が遂に士となる事が出来たのである。又貞子は常に人に言ふやうには、「人の美醜は形にあらずして心であり、苦樂も亦貧富によらずして心によれり。たとひ麗はしき衣を着け、金殿玉樓に住みたりとも、内に憂ふる事あらば何かせん。寧ろ茶屋なりとも、清らかなるに住み、粗衣なりとも垢つかざるを着け、心安く世を送ること

子 貞 田 莊

人生の楽しみならぬ」と。

おしなべて婦女子は、衣服調度にだけ心を惱すものであるのに、貞子の言動は實に婦人の龜鑑となるものである。

或夜盜賊が忍び入つて、門に火を放つて逃げ出たことがあつたが、貞子は驚きあはてることなく現場に行き、手足は焼け、頭髮は焦るのも厭はずして、消防につとめ遂に大事にならなかつたといふ。其の頃同藩士の妻で、男子にも劣らぬ氣節のある者が凡そ三人あつて、人々は彼等を三女丈夫といつた。而も貞子は其の内の第一番に稱へられてゐたのである。此をみても彼は如何に心の雄々しい賢婦であつたかわかる。然るに嘉永五年十月十二日病を得て歿した。時に年七十一歳であつた。

(大分縣偉人傳に據る)

子 貞 田 莊

南海部郡

三浦カ子 (貞操、姑舅、慈愛)

三浦カ子は、安政六年正月七日南海部郡青山村に生れ、明治十三年下堅田村三浦良吉に嫁した。當時三浦家は、中産以上の資産家であつたが、夫良吉の異母弟常吉が大工職で、工事請負のため多大の損失をなし、尙其他不祥事打續き爲に家運漸次衰へ家政益々困難となり、資産殆んど人手に移る様な悲境に陥つた。

カ子はこの間に處して人を恨まず、益々家業に勵むばかりでなく、悲觀せる夫を勵まし、自暴自棄の義弟を諭し、家庭の中心となつて家政の整理、恢復に孜めたから、其幾分を取り止むることが出来た。

特に舅平七は八十歳以上の老軀、加ふるに數年前から病褥にあつて、食事便通まで委く之を病床でなすの有様で、時に衣衾を汚すことがあつても、少しも不快の色も見せず、常に清潔なものを進め、苟も其の心を慰め喜ぶものは敢て勞を厭はなかつた。稲麥の稔つた時には、自ら脊負ひ、田圃を逍遙し、或は神佛祭典の際は脊負ふて參詣し、親族間の訪問から花時の眺めに至るまで、悉く脊負ひて見物させ、以て只管慰安に

三浦カ子

努むること、至れり盡せりといふ有様であつた。斯く舅に孝養を盡せしばかりでなく、多數の弟妹子女を親切に勞はり、身を以て範を垂れ、嘗て家庭に風波を起したことはない。複雑な家庭の主婦として又弟妹の養育より、夫への道其の他家政の整理皆世人の師表と仰がれ、其の聲譽は四隣に聞へ、遂に南海部郡長、大分縣知事より其の善行を表彰された、而して、其の翌大正七年一月病歿した。(南海部郡下堅田小學校提出)

田村ヒチ (孝行)

安政二年十二月十五日南海部郡下堅田村に生れ、幼時父を喪ひ、家は、大變貧しく、而も母は生來の病弱で家業に従事すること事が出来なから、親子二人の糊には、實にヒチ女のかよわい腕によつてつがれてゐた。

家に一步の田地もなく、寸厘の蓄財もないヒチ女は終日終夜他家に日雇となつて僅かの賃金を得て漸く生計を立てゐた。然るに母は益々病重く、遂ひに四肢の自由を失ひ、起居もまゝならない身となつた。そこで彼も遠く離れて勞働することも出来なくなつたので、朝は未明に起きて家業に就き、其間藥餌を母に進め且つ懇に慰め

田村ヒチ

ては外に働き、夜は遅くまで働いて家に歸つて炊事、洗濯、掃除をすますといふ風で、寸時の暇もない様な有様であつた。

此の様な中に病母は生來酒を嗜み魚肉を好む、ヒチ女はこの苦境にあつて、母を慰むる爲少許の魚を求め、夜遅く歸宅し勞れてゐるにもかゝらず、酒屋に一合の酒を求めに行つて之を母にすゝめ、其の喜ぶ様を見て、無上の樂みとしてゐた。

かやうにして、孝養を盡すこと實に二十年の久しきに及び、身は妙齡を遠くに過ぐるまで一身を家の爲、母の爲に犠牲にして少しも恨むことなく、一度も我が身の不遇をかこちし事もなく、其間行狀端正で、浮いた風評を立てられたこともないといふ有様であつた。

かくて、彼の孝順な行爲に對して、郷黨皆賞揚せない者はない様になつた。其後間もなく、二十年このかた病床にあつた母も、八十九才の高齡を以つて、心盡しの孝養によつて眠る様に逝いた。

今は彼女も故人となつてゐるが、大正七年まで、南海部郡長、大分縣教育會、大分縣知事より三度までも尊い孝順の生涯に對して表彰を受けた。

(南海部郡下堅田小學校長吉田忠藏氏提出)

田 村 ヒ チ

大野郡

赤 峯 岩 三 (公益)

赤峯岩三は大野郡野津市村の人にして、資性篤實、行方正にして事を處するに公平懇篤且頗る果斷の士にして堅忍不拔の精神に富み、地方公共の爲に盡力せしこと幾ばくなるを知らず、されば明治四十年六月勅定の藍綬褒章を賜はり其善行を表彰せらる。左に其の事蹟の大略を述べれば、

(一) 假屋津井路開鑿

岩三の父岩右衛門(南野津村大庄屋)並に廣田勘解由(川登村大庄屋)安政五年之が開鑿に着手し地方農民のため計りしも費用多額を要するため、遂にその目的を達せざりき。岩三之を甚だ遺憾とし、百方村内を奔走して之が再起を計り明治十七年二月議をまとめ、工事に着手せり。もとより事至難の業なれば紛議續出之が完成を見んことは、おぼつかなるものなりき。然るに彼が堅忍不拔の氣象は幾多の非難紛議を廢して全年六月事業を完成す、今その成績を述べれば、水利により開田したる段別は二十六町八畝二十一步にして、開田前耕作段別の十三町に比れば大なる相違にして

赤 峯 岩 三

米收穫に於ては以前の十倍を得るに至れりといふ。

(二) 道路開修

岩三が發議又は後援により道路の貫通開修せしものは、亦少なからず

1. 三重町より臼杵町に通ずるもの(延長八里明治十五年十一月上旬起工、十六年三月末日竣工)

2. 野津市川登村(延長一里、明治十八年三月起工、全年四月三十日竣工)

3. 三重町市場より内山に至るもの(延長一里、明治二十一年二月起工、全年三月竣工)

4. 野津市犬飼間(延長二里、明治二十七年二月起工、七月下旬竣工)

5. 野津市より田野に達するもの(延長一里、明治二十八年二月起工、全年十月竣工)

其他彼が地方産業の發達改善に、教育の普及振興に、或は衛生思想の普及に盡力せしことは少なからず、藍綬褒章を授與せられ、其善行を表彰せられ、芳名永へに盡きざる所以亦想ひ知らる。(川登小學校提出)

赤 峯 岩 三

伊藤俊次郎 (公益)

伊 藤 俊 次 郎

俊次郎は大野郡上井田村大字志賀の人なり、文政七年三月を以て生れた、その祖先は代々大友氏に仕へてゐたが、大友氏が亡びて後は農業に従事したのでその門地から地方の人に推されてゐた。父の嘉平治は早く歿して叔父嘉五郎の家で生長したが、人となり剛毅能く断じ幼時から里人に畏敬せられて年十八のときにあげられて村の組頭となつた。此の組頭役は老功で文筆に達せなければ任せられないのに、少壯の俊次郎を推して之に當らせたのは、その文筆に秀でたると、剛膽であつて大人の風があつたからである。その後岡藩の貢米出納方となつたが、此れ又確實と清廉とで名をあげた。志賀、宮生、下野、夏足の四ヶ村は大野平井の二川がその南北を環流するけれども、地形高く、水利不便であるので溪間に僅かの水田を開くのも、天水に依らねば豊穰を見ることが稀であつた。それ故に舊藩制の頃、屢々井路工事を設計したるも、何時も失敗に終つてゐた事は遺憾の事であつた。俊次郎は早くからこの事を慨し、是非とも之を遂行し様として、明治八年私財を投じて測量に、着手したが、俊次郎の手控帳に依れば明治二十四年十二月迄に、測量費、總圖面製造費、賃金支拂等に私

財を投じたるは實に五千百五十二圓四十錢六厘であつた。元來伊東の家は富豪と稱すほどのものでなかつたので之れがために、祖先傳來の財産を賣却したるのみでなく、巨額の負債を負つた。けれども、俊次郎は少しも之れに屈せず、一意専心、之が成功を期し、金主としては熊本縣阿蘇郡虎屋、大分郡戸次の帆足を遊説し、工事請負人として、岩手縣二戸郡浪打村の渡邊耕平、山口縣人横田永助に謀りたるも、悉く失敗に終つた。明治二十五年には、年六十九に達し、身体強く衰へたけれども、猶杖にすがつて、金主を歴訪し、毫も屈する所もなかつたので、世人は、俊次郎を井手様と稱する様になつた。けれども、天はこの翁に幸をあたへず、同年十月二十八日憾を吞んで、黄泉の客となつたが、死に至るまで一言の井路外の事は言はなかつたことは、遺族共の涙と共に語る所であつた。後數年同村の人、田仲義一郎その志を繼ぎ、遂に此の大業を完成し之を若宮井路と命じた。(川登小學校提出)

伊藤 俊次郎

直入郡

田能村竹田 (自信)

世人は畫聖としてこの竹田を知ることはいが、詩人學者としての竹田を知ることとは、稍少く、人間としての人物としての竹田を知るにいたつて更に少ない。竹田は安永六年六月竹田町に生れた。初め醫學を修めたが、性之を好まず、遂に藩命をうけて之を廢し、儒を以つて藩に仕へた。竹田は幼時修學の傍ら書を淵野眞濟、渡邊蓬島に學び、後江戸に出て修學する頃、谷文晁について學んだ。竹田は年二十二歳の時、藩の司業に任せられた。この頃岡藩は綱紀弛み政治に弊事默視するにしのびぬものがあつた。竹田は性至誠剛直弱冠の青年であるが、大義の前には何者をも恐れず上書して時弊を諫めた。上では何等採用するところはなかつた。竹田は再び上書した。しかし用ひられなかつた。三度上書して切諫し、三諫而不用、別去矣の教にしたがひ、慨然として骸骨を乞ふた。三十七の壯年にして致仕した所以はこゝにある。この一事竹田の人物如何を知るに十分である。(川登小學校提出)

田能村竹田

廣瀬中佐 (志を堅くせよ)

明治十六年一月、中佐の父は飛騨高山の裁判所長から、岐阜縣始審裁判所に轉勤を命ぜられた。父は家族を残してかの地に行くことになつた。時恰も早春積雪梅枝を埋め、寒刺骨に泌み、ことに又出立の日は夫惜げなく鵝毛を飛ばして、こし方行くすべさへ見わわらず、三尺以上も降りつもるといふ有様であつた。

中佐は時に土地の小學校を卒業して、直ちに代用教員を務めてゐたが、常に思ふに我を生みなし、父は維新の勤王家である。兄はすでに海軍將校となられた。家は遠祖勤王を以て名だゝる菊地家の裔である。忠誠の精血は何代となく廣瀬家の脈管を流れてゐる。我れのみひとり深山の埋木と咲くべき運命を幽間の塵埃に捨つるはいかにも残念至極である。どうかして父に隨がひて一意學業にいそしみたしと父に岐阜行を嘆願したが、父上は老父母をのこしてはその儀は叶はずとて許されず、そこで中佐は高山から七里許ある小阪といふところで、二人の下男と父上を見送り、こゝに一泊して父上と涙ながに別れた。父の駕籠が凡そ十町も行つたころ、一旦歸路についた中佐は一封の書狀を下男に渡し、これを家に届けよ、自分は寄らねばな

廣瀬中佐

らぬところがあると云ひて、足早やに父の後をしたい、見えつかくれしてつきまとうたのである。父上はかくとは知らず道の折目にある岩かげに休んでゐると、まっしぐらに走つて來た中佐はこの折目で思はずもバツタリ駕籠につきあつた。嚴格なる父上は目を瞞らしてその不心得を説いた。中佐はふりつむ雪に兩手をつき、ひたあやまりにあやまつて、しほくと高山さして立ち戻つた。

同じ十六年のこと、青雲の志を懷いてゐた中佐が、父の許を得て笈を負ふて東京に出たときの心中は如何にあつたことだらう。中佐は後日海軍兵學校入學試験合格の報を嚴父にもたらした時父は「正直を本として日本第一等の人物となれよ」と訓へられたが、之に對して中佐は「御獎勵感銘仕候、豈日本第一等を期せんや、五大洲中第一等の人物たらんを期し候心組」と對へた。(川登小學校提出)

廣瀬中佐

廣瀬中佐 (身体)

廣瀬中佐は明治十六年上京して師山縣虎勝非常な勤王家志士でいつも酒に酔うと「武士の腹切刀右に持ち、左の手にて事をなさばや」と歌ふのを得意としてゐたの家に寄遇し、此處より攻玉社に通つて勉學してゐたが、その頃中佐はたゞ一人で紹介状も持たず、嘉納先生の講道館に行き入塾を願つた。勿論柔道によつて身体をねるつもりである。先生に面謁し、將來の決心など話して目出度く入門が出来た。

やがて攻玉社も卒業し學科もいそがしくなつたが、中佐は餘暇をぬすんで築地から一里余のところを、雨と云はず風と云はず、必ず該館に通うて指南を受け、明治二十一年初段をゆるされた。

二十二年四月兵學校卒業後は公職艦務繁忙を極めて、講道館にもあまり通へぬ様になつたが、中佐の發意で江田島に柔道の一科を置くとか、機關學校の一部に柔道の係を見るか、又は甲板上にあれ、碇泊中にあれ、水兵までも一寸の暇にも柔道を試みるやうにすゝめて益々身体の鍛錬につとめた。二十三年十二月の講道館の試合の時の如きは中佐は軍艦海門に乗組、品川沖碇泊中であつたが、暇を利用してわざ／＼

廣瀬中佐

二三日前より講道館にゆき試合を待つて、愈々試合となるや、目覺しき働をなし黒帯五人をなげ、六人目で引分けとなるといふ様な有様であつた。中佐はいつもかくの如くして身体を鍛錬し、一朝有事の際に十分の御奉公が出来る様心掛けてゐたのである。(川登小學校提出)

廣瀬中佐 (忠實)

中佐は大阪を通る毎に西區江戸堀町南通一丁目旅人宿、竹の屋事川村タケ方に止宿するを常としてゐた。中佐の露國に行く前にも又同家にとまりたるあつたが、その際タケは中佐に對し一場の戲言の如く「露西亞から歸りの時には、名物更沙をお土産に願ひます」と云つたのに中佐は唯一言「よし」とのみを答へしが其の後異郷の旅を終つて歸つた中佐は、一日突然川村方の玄關先より「ソレ約束の土産だ」と一卷の更沙を置いて行つた。タケは前年に頼んだことさへ既に忘れてゐて何のお土産かと當初は怪しみし位であつたが、後に前日の事を思ひ出し、偕ても軍人といふものは、義理に固きものであると、徐ろに感服の念を増し、今はその更沙もて勇

廣瀬中佐

士紀念の座蒲團を作りて珍藏してゐる。(川登小學校提出)

小河一敏 (皇室を尊べ)

武士の八十字治川の清き瀬の

つきぬ流れに名をやながさん。

よしや身は碎けて土とならばなれ

皇國を守るたまをとごめん。

これはこれ幕末多事の日、薩の西郷、筑前の平野、長の吉田等と相往來して、王事につとめたる我が小河一敏が薩藩主島津久見の東上に従ひて、國竹田を出づるの日詠じた國風二首である。その志を見るに足る。一敏は文化十年を以て竹田に生れ、はやくより、皇室の式微を嘆じ、中古以來政柄、武門に墜ちたるを嘆じて、毎月六回讀書會を開き、彼の有名な淺見安正の著「請献遺言」を講演し、尊王の志氣を鼓舞してゐた。一敏は東奔西走或は志士と一交りて志を談じ、或は京都の貴紳の間に周旋して王事につくした。文久二年八月敏藩に歸るや、聖上は島津久光を経て寵感狀を賜ふた。

(川登小學校提出)

工藤力馬 (孝行)

工藤力馬は、明治二十八年十二月直入郡樞嶽村の神原といつて、あの祖母山の麓に貧しい家に生れた。

常でさへ苦しい生活をしてゐるのに、彼が四歳の頃から父は人の忌む難病にかゝつたので、一家の烟は立ちかねた。併し彼の不運は此の位ではすまなかつた。

六歳の暮には、母は看病の辛さか家計の苦しい爲か、無情にも、病夫と幼兒を捨て、何處へか出奔したのである。途方に暮れた彼は、やうやう隣近所の人々の助けによつて、晝は或ひは子守に傭はれ或は薪取りに行つて糊口をつなぎ、夜は健氣にも懇に病父を勞はり慰めて孝養を怠らなかつた。

けれども父の病は少しも快方にむかはないので、今は神佛の加護によるの外はないといつて、附近の神社に日參して祈願をこめた。かうして何年か續けたが、やはりよくならなかつた。併し彼は如何にしても、なほさうと思ひ其處彼處の名醫、良藥を聞きあるき、出来るだけの醫藥や、父の好物を捧げたいとて遂に馬を或る人から借りて駄賃稼となつたのである。

そこで彼は毎日未明に起き出て彼が不在中病父に何の不自由をさせない様に支度して、往復六里半の竹田の町に出で晝食なども他の者にはなれて店にもよらず、ひそかに川端などで水を飲んですまし、歸途は留守の父を氣遣つて急いでかへり、買ひ求めた薬をすすめ、好物を差上げて、父の喜ぶのを見て何よりの樂みとした。彼様に於て病み衰へた父に少しも苦しみをさせず、氣苦勞もみせなかつた。それは彼の十九歳の頃の事であつた。

其後間もなく、一日僅に三十錢位の駄賃の中を辛抱して、十六圓余りの貯へが出来たので、兼ねての望みを遂げやうと病父を伴ひ九州各地の靈地靈場を巡禮し、只管祈願をこめた。そして喜ぶ父を勞りながら、長の道中も無事で故里に歸へりついた。時に最早一文の金もなかつた。而も父の病は快方に向はないのみならず次第に重るばかりであつた。けれども彼は少しも氣をとさず、今は父の傍をはなれ兼ねて遂ひに駄賃稼を止めて、附近の祖母山製材所の人夫に雇はるゝことになつた。其後といへども晝の休みは必ず一度家に歸へり父を慰め、病は夜中看病し、一日も勤勞と孝養を怠らなかつた。

彼の十數年に涉るこの善行は、近隣の嘆稱する處となつて、遂ひに明治四十四年時

工藤力馬

工藤力馬

の郡長さんより表彰され金一封を授與された。

而も益々身を慎んで孝養を怠らなかつたが、其翌年遂に父は此の世を去つた、彼は非常に悲み且落膽し、他の見る目も氣の毒なほどであつたが、間もなく、亡父の跡を慕つて死んだ、時に年二十八歳

因に氏の受けた表彰文左の如し

大分縣直入郡 嶺村

工藤 力馬

資性温良風ニ孝道ノ志厚ク父ハ重忠ニ懼リ身体ノ自由ヲ缺キ母亦家ヲ出テ生計ヲ營ム者ナシ依テ些少ノ家財ヲ糊口ノ資ニ充テシモ幾何ナラズシテ炊烟立タザルノ悲境ニ陥ルヤ幼少ノ身ヲ以テ他家ノ雇傭ニ應シ或ハ自ラ勞働ニ勵ミ其ノ得ル所ノ賃錢ヲ以テ家計ヲ支持シ夙夜承歡懇到看護ニ誠ヲ盡シ毫モ倦怠ノ色ナク孝養益々努メ志操愈々堅ク十有二年一日ノ如シ洵ニ奇特トス依テ別紙目錄ノ金圓ヲ授與シ其ノ善行ヲ表彰ス

明治四十四年三月二十二日

大分縣直入郡長從七位

小野 秀 胤

(直入郡嶺村小學校山室壽提出)

矢野勘三郎（忠君）

（出典、玉來町教育資料 大分縣偉人錄 直入郡誌）

幼名は義和、字は子節と云つて文政四年十二月、日出藩士藤井權藏の三子として生れた。

幼い時から父に従つて、學問武術を學び、二十歳の頃直入郡玉來町の豪商矢野勘三郎の養子となつて養父の死後は其の名を冒して勘三郎と改めた。矢野家は岡藩屈指の豪商で松屋といふ、祖先以來慈善家として人々に尊敬された。特に藩主に献金して褒賞されたことは屢々であつた。

勘三郎は生れつき剛直で氣概があり、詩歌を好み、弓馬の術をよくし、その他煎茶、聞香の儀にも通じてゐた。早くから小河一敏等と通じ、尊王攘夷の義を唱へてゐたが万延元年水戸の浪士が大老井伊直弼を櫻田門外に撃つてから天下は騒しくなり、和宮様の御降嫁の後は幕府の行ひ屢々勅に反する事があつた。それ故勤王の志士は非常に之を憤つた。此の時、勘三郎謂へらく、「今や國家危急存亡の秋なり、因循姑息以つて一日の安逸を偷まんか、何の面目あつて他の同志に見ゆん。我家幸に富みて

多くの珍品寶什を有す、悉くこれを賣りて以て國家の用に供せん」と。家財を賣つては、同藩士たると他藩士たるを問はず、勤王同志の士には必らず資を與へて活動を助けた。それ故、松屋は天下の浪人間屋といはるゝ様になつた。岡藩に來る勤王志士は、小河氏を訪い必ず松屋に泊つた。大抵十數日、その間に國事を談じ、密使を京都にやつたり、東西に飛脚を飛ばせたりして、諸藩の志士と氣脈を通じてゐた。文久二年三月小河一敏急ぎ鹿兒島より歸り久光公上京の由を同志に知らせ、此の概に事を舉げん事を議決するや、勘三郎直ちに旅費を調へて、小河氏等八名を平野二郎と出發させ、數日後れて出發、京都に向つた。その時襯衣に左の一首を書して決意を示した。

谷ざくら世にあらはれて咲き出でぬ

散らばちりなん花の都に

京都に着いてから、伏見、寺田屋の事變の後、伏見の薩摩邸に居る様になり、その間百餘日、同志の旅費は盡きて失つた。勘三郎、大阪に下り、商賣から金を求めて同志の用に供した。岩倉公は彼等の困却を聞かれて二十兩を與へた。この金は公が陛下から賜つたものをそのまゝ與へられたのであるといふ。歸藩後小河一敏と共に幽

閉され明治元年赦されて士族に列せられた。後山口藩の不平黨の主魁大樂源太郎が逃れて、勘三郎に救護を頼んだので、窮鳥懐に入るの情で士道やむなく、自家に潜伏させ後久留米に送った。事あらはれて禁獄九十日、除族された。(時は明治五年)

その時彼がいつた言葉に「予(勘三郎)多年國事に奔走し、これによりて家財を消費すること四十万兩、今資財殆んど盡きんとするに至れるも、聊か勤王の素志を達したるを思へば毫も惜むに足らず。而も生來の俠骨抑へがたく遂に大樂のために刑餘の人となりたるを遺憾とす」と。

其の後宇佐神宮、西塞多神宮の禰宜に任せられた。明治二十一年一月十三日、有栖川宮、大分縣に行啓の時は縣廳にて拜謁を賜り、翌二十三年、復權復族の恩典に浴せらる、二十七年六月六日七十四才で卒した。その墓は小學校の西約一丁の中山にある

(直入郡玉來小學校提出)

矢野勘三郎

嵩地白孝 (公益)

直入郡玉來町に生れ、醫を業とす。白孝性磊落不羈敢て他の言を省みず、自ら信すれば、難事といへどもこれを貫徹せり。嘗てその聘せられて肥後に到るや、カマスカ魚を嗜して、その美味を賞す。仍りてこれを熊本通町の金魚屋茂兵衛なるものに托して、その魚を水槽に生養し以て二十餘里の山路を運搬し、居村玉來村に送り來らしむ。白孝長途自ら之を監督し、頗る困難を嘗め、その費するところ百金を超わしも、毫も意とせず、これを附近の河川に放ちしが、後同魚漸く蕃殖し、遂に大野川の全部に及びり。明治八年大分縣令森下景瑞、その功を賞して金員を送り、且つこの魚を稱して白孝と名命す。また水産博覽會より銅牌を授與して、これを賞せり。

(直入郡玉來小學校提出)

嵩地白孝

玖 珠 郡

久留島信濃守通祐 (皇室を尊べ、職務)

久留島通祐公は、森藩第六代の藩主で、今カラ百九十年餘り前に江戸の藩邸で御出生になられた。明和元年封を嗣れ信濃守に任官された。其後大番頭、二條城大阪城番となつて、天明五年に伏見奉行となられ、寛政三年伏見で薨せられた。

公は忠君の志深く、二條城番の時には皇居の護衛から、京都市中の取締等よく行届き、士庶百工に至るまで大變悦服してゐた。天明三年には將軍家治公の御名代として、朝廷に八月朔且の御祝儀を申上げ、中にも伏見奉行となられてゐた時のこと、丁度天明八年一月三十日京都四條驛手から出火し、烈しい風の爲忽ち大火となつたので、早速馬を馳せて御所に至れば、時すでに南の櫓が燃上してゐる時であつたから早速手勢を督して消し止めたが、又二の丸に火が移り、續いて本丸も危くなつたので、自ら危険を冒して廊下に立ち差圖をして、伏見の同勢で消し留むることが出来た。間もなく風下にある裏御殿が危くなつたので直に馳せつけて見た處、主上には御立退きの御用意中であつたが、風輩が参り合せないので、直接龍顔に接し奉り平伏して「伏

見奉行久留島信濃守、守護し奉り候間恐れながら御安泰の御儀」と奏上した處、感斜ならず、仍て背負ひ奉り下加茂の方へ御避難遊されつゝある時風輩併びに公卿百官追ひ付き奉り遂に聖護院へ行幸の御供を申上げた。全年四月假皇居で公の働きを賞せられ且つ天盃御肴料並びに絹三匹を賜た此の遺風歴代の藩主にも傳り其後禁裡御造營の時又王政復古前後勤王の働きが多かつた爲め、度々御賞詞を賜つた。又通祐公は藩主となられた翌年論書を下し、忠臣孝悌の善行を奨められ、翌三年には儒臣桑原左學へ命じて、論語學而篇の講義を聴かれ其他家老久留島右門を始め郡代用人にも聞かせ其後毎月五回經史の講義をすることに定めた。天明八年には家中士分の者に文武の研究を奨励されたが之が本となつて其後修身舎といふ學校も出來、教官を定め學則を立て、士族の子弟の教育を勧められた。森藩が小藩の割合に維新後にも比較的多數の人才を出した原因もこゝにあるのである。特に武藝の方面では、山鹿流、越後流の兵學、日置流の弓術、大坪流の馬術、寶藏院流自得流の槍術、眞影流、一刀流の劍法、荒木流の柔術等夫々師範を定め、生徒は必ず文武兼修として盛んに修業させた。維新當時日田の一揆御許騒動等にも大藩と伍して相當の成績を顯はしたのも元は此處にあるのである。

久留島信濃守通祐

通祐公又民政に深く心を用ひられ、他から入百姓があれば鍋釜等の炊事用具を給與し、牛馬糶種等を貸し與ふることとしてゐた。其他産業獎勵の爲檀や漆等を植付け、薬用人參を日出生村今宿に試植した等其の例が少くなかつた。特に伏見奉行の職に就いた時、前奉行小堀氏の虐政の爲義民文珠九助の直訴となつて騒動した後で直ちに税を薄くすること十五、六ヶ條市民は其の德に感激し、よく悦服す。又前年來諸國凶作の爲め、飢餓するもの多いのを見て、京都所司代に御救米を願ひ困窮の者へ米二百石を下渡したこともあつた。其後伏見川船元締坪井喜六から新船運上が重く難澁である旨申出たから、幕府へ申立減額の取計ひをしたので伏見では、久留島家に對して永代御用船を差出すことになつた。而も大藩以上の御用船の取扱をしてゐた。其他種々下々の幸福の爲計る處があつた。

かくて、今上陛下攝政の宮殿下におはした時御成年式の御盛典を擧げさせらるゝにあたつて、贈位の御沙汰に接したことを以つてしても、公が如何に皇室の爲、人民の爲に盡したことの顯著であつたことを思はせらる。(玖珠郡森小學校提出)

長 野 伊 助 (公益)

長 野 伊 助

九州アルプスの高原を背にうけながら、夏尙肌の寒さを感じる玖珠の大盆地に、足を引くもの、關西の輕井澤なるこの地に、車を運ぶもの、皆この仙境のの旅の夕餉一碗の河魚に、舌鼓うつ、この地の佳魚の味を忘るゝことは出来ない。

九州アルプスにその源を發し、この大盆地の中央を潺湲として流るゝ玖珠川は、急流の名にはなぬ筑後川の上流である。この急流に躍る魚は實に佳魚又その味も唯ならぬ。潺湲なる急流に歌ひ、沫打つ川瀬に飛んで育つた佳魚の數々は、此地、此民の無二の獲物である。

數ある佳魚の中に一段その味を増すものに、河魚の唯一たる鮭魚がある。鮭魚は今日玖珠川魚中の唯一の獲物であり、唯一の味物である。その唯一無二の獲物の背にひそむ苦心談がある。

時は今から百四十餘年前にかへる。當時玖珠郡小田村に長野伊助と云ふ人があつた。伊助翁は現長野熊太氏の高曾祖父に當る。伊助翁は玖珠川の清澄の流れに佳魚の少なきを憾に惟つた。玖珠川の下流、正に玖珠盆地を去つ、日田の地に入らむ

とする所、水量の偉大を集めて、飛瀑十餘丈、一氣に飛下する三ヶ月の瀑がある。俗稱魚返の瀧と云ふ。絶壁高く瀧壺を穿つこの瀧は、その名の如く、魚族上進の一大難關であつた。事實香魚多く、この絶壁に止まり、日田水郷の佳魚又この偉大なる玖珠川の清澄に躍ることは出来なかつたこの難關を見て取つた翁は、誰に指圖されるでなく、佳魚の養殖に心をふるひ起した。

此川に釣するものも、この瀬に網する人も共に「日田水郷の佳魚の一つ、二つを美まぬものはなかつた。しかし誰一人その養殖を圖つて百年の計をなすものはなかつた。

天明五年の夏翁は意を決し、鮭魚の養殖に着手した先づ漁夫泊里、新右衛門なるものを頼み遠く日田の地より數十尾の鮭魚を取寄せた。そして之を放養するに決した。幾度か地を相し、河を選び、淵を求めた。さうして翁は、同村下の一淵を選んだ。岸に並び立つ杉林の影さす「尾園淵」に放つた。そして翁はこの魚の流下と、釣られ、網さるゝことなきを祈つた。

それから後幾年か、翁の努力はくりかへされた。この間の苦心と、私費の投盡は大きかつた。そして、尾園淵は鮭魚の名所となつた。清澄なる玖珠川には、鮭魚がをど

るに至つた。郡民はよろこんだ。しかし、その功を知る人はなかつた。地下の翁はたしかによろこんだのである。今日の佳魚はかくて生れた。今尾園淵は禁漁區である。

年月は流れて百餘年、玖珠川の清澄に住む鮭魚の影だに見るを得なかつたのに、佳魚波に走り、瀬に腹反らす銀鱗の鮭魚は全郡に満ちた。翁の功少しとせず。

(長野氏の家録による)

(玖珠郡小田尋常小學校提出)

日田郡

孝弟烈女廣瀨秋子（兄弟）

京都三條の里に、今も尚、孝弟烈女として世人に仰がれてゐる廣瀨秋子女は、廣瀨淡窓先生の妹である。

秋子女は十五歳の時から、兄の病氣に侍ることを自分の任として、四年の間大小となく親切に手厚く介抱した。

そのうちに十九の春は來た。誠こめた秋子女の介抱も、その効なく、兄は病氣が日に日に重くなり、一室に閑居して全く人事に交はれない身となつた。父や母は之を非常に心配し、いたく嘆きかなしんだ。秋子女は、此の父や母の嘆き悲しみを見るにつけ、聞くにつけ、如何とばかりして、兄の病氣を癒さんものと、誰にも知られぬやうに、遂に自分の命を以て、兄の命に代りたいものと、神佛への大願をかけたのであつた。

その後、秋子女の誠が通じてか、兄の病氣は治した程なく秋子女は、京都に上つて佛門に歸依することになり、京都の官女兵衛佐局、風早氏に仕へる身となつた。風早氏の寵遇は一方ならず、實の妹のやうに愛された。然るに不幸にも、姉ともたよる風早

廣瀨秋子

廣瀨秋子

氏が、亦た、重い病氣にかゝつた。女は看護につとめたが、その効なく四ヶ月の後、とうとう逝去してしまつた。懸命に看病した女の悲嘆は一方ならず、即日剃髪して佛門に入り、法名を慈等と名けて、氏の後を繼に弔つた。しかし秋子女の生涯は短かつた。葬儀の日から秋子女は、主の病に感染して、臥床の身となつた。看病中の困苦と、主を失つた落膽に身も心も痛みつくした同女の病は重かつた。病床にあること僅か十日ばかりで、再びかへらぬ客となつて、主の後を追ふた。

此の悲報は、日田の母のもとに達した時、母は絶え入り、兄は嘆きつくした。その悲痛は骨髓に徹した。兄は、喪中父母の喪と同様に、嗚呼孝弟烈女と云ふ碑を立て、厚く女の壺を弔つた。

兄の看病に友愛の至情をつくし、父母の愁を案じては、一命捧げてその病に代はらんことを祈り、遂にはその主に侍しては、その病に殉じた。女の孝、悌、實に烈女である

淡窓全集による（日田郡有田小學校中島市三郎提出）

廣 瀨 淡 窓

(一) 規 律

○身の上のことは、たゞ業を勤むること、生を養ふこと、徳を修むることの三つだけである。

○今一晝夜を分けて十とし、その五分は業を勤め、その二分は散歩、三分は眠る。

○散歩と眠るのは即ち生を養ふのである。唯だ徳には形がない。二者は當に理することが出来る。徳は外に求めない。此は成し難き課ではなす。

此は淡窓先生の自新録の上編に言はれてゐる言葉である、而かも先生はこの日課を正しく實行した。すべて日課は精細にすぐると實行に困難であり、永續きが出来ない。要は先生のやうに大別して實行することではあるまいか。

(二) 勉 學

○一日に二十枚宛書物を読めば、十年積んで七萬二千枚を読むことが出来る。一

日に百言宛文章を作れば、十年積んで三十六萬言の文章を作ることが出来る。

二日に一首宛詩歌を作れば、十年積んで千八百首の詩歌を作ることが出来る。

廣 瀨 淡 窓

徐々として之を爲せば十年後には何事も出来ないことはない。

此は先生の修學に於ける信念であつた。うまず、たゆまず業に勤めた淡窓先生の面影は、今日その日その日の修學に、眞面目な豫習や復習に、不斷の努力の極めて大切なことを悟らせるものである。

(三) 衛 生 健 康

○一日三飯。一飯一合のこと。此を過ぐると害があつて益はない。酒は飲んで
はならない。極めて胃腸にとごうりやすい。おこはや飴や砂糖の類は最も
食べてはならない。

胃腸の弱かつた先生が間食を禁じ、食量を一定せられて、消化の悪いものを特に慎
まれたことは、よく七十五才までも長生して、大きな事業を成し上げられた基である
先生の食物の節制は實に大切な金言である。

(四) 反 省 德 器

先生は十八歳の時、一萬善を思ひ立つて、六十七歳の時にとうとう成し上げられた
更らに七十三歳まで續けて、一萬善を再修してゐる。しかし先生は、十八歳以來一萬
善の實行を志したが、思ふだけで行はなかつたから餘り出来なかつた。この時のこ

廣 瀨 淡 窓

とを五十四歳の時深く後悔して云はれてゐるやうである。即ち

○嗚呼予をして十八歳、一萬善を志すの時に當り、即ち其の言を踐み行はせたならば、どうして唯に萬善の功をなすばかりであらうか、さつと一萬以上の善い事を成し上げてゐるにちがひない。そしてこれを階段として進んだなら、さつと賢哲の域に入ることが出来たであらうものを、實に残念なことをした。

○四十三歳の時強め強ひて善を爲すばかりだ。日曆事を記すのは實に煩雜なのに堪へ忍びないと言つて、少しも記録して行かなかつたために、永續きがしなかつた。

○四十三歳の時は晚いやうにあつたけれども、今から言へば十年の昔であるから四十三歳の時からでも一萬善の功は完成せられてゐる筈だ。所が今となつては、日が暮れて途の遠いやうなものだ。其の務も漏る所の水瓶をかゝへて、まづかに焦げついてゐる釜に、水を入れるやうなものである。どんなにあせり、嘆きかなしみ恐れても、おひつかない。今後は、もう、病氣とか、さしつかへがあつても思ひ切つて行ひ、決して改廢せず、どんな場合でも、特例を許さず、一々嚴格に日曆を編み、行事功過を具さに此に載せ、月に計り、歳にして考へ、さつと一萬の數を

充さう。昊天土よ、實に此の言を聞いて下さい。

かうした切迫詰つた覺悟を定め、天地神明に誓つて特例なしの勵行をつゞけ、十二年七ヶ月かゝつて、さつと一萬の善を積み上げられ、尙進んで七十三歳で再修を續けられたのである。先生はこの實行を示してこの遺訓を残して下さつた。先生が五十四歳の時、この深刻な反省と、この大覺悟を以て、人生の眞意義に徹した徳行の蓄積に十分努めたものである。更らに先生の座右の銘に曰く

○義欲に勝つ者は昌へ、欲義に勝つ者は亡ぶ。善を爲すは最も樂し。

○敬意に勝つ者は吉、怠敬に勝つ者は凶。善小なるを以て爲さざる勿れ。惡小なるを以て之を爲す勿れ。

○師に孔子の徳がなければ、どうして顔淵の行を強ひることが出来やうか。先生の反省と修養とは、實に我々の常に守るべき實行すべき眞言である。

(日田郡有田小學校中島市三郎提出)

鹽谷大四郎 (産業を興せ)

鹽谷大四郎が日田郡代として、赴任したのは文化十四年十月二十五日で、爾來在職十九年間民福を増進したる事蹟は今日まで輝いてゐる。

大四郎は先づ水路を開き、荒地に灌漑せんとして、文化六年四月より小ヶ井手を開鑿せやうと思ひ立つた。この井手は日田郡上井手村字小ヶ瀬に起り十二町村にいたつて花月川に合するものである。殊に小ヶ瀬より由島村に出づる間は非常の難工事で一時は爲に百姓一揆を起さうとするにいたつた。しかし大四郎は百姓に利害を説き示して之を鎮撫し、同八年四月にいたつて漸く竣工したのである。

この水田の養ふところは附近十三ヶ町村五百町歩に達し、昨日の荒畑今日は變じて良田となつたので、人民は大いに喜んだ。

文政八年四月、即ち小ヶ瀬井手落成の月に、隈川通船工事に着手し、十二月に至つて落成し、はじめて船を通ずる様になつた。

文政八年十月には、豆田町の北にある花月川から關村にいたるまで、通船せやうと思ひ之を試みたが、水淺く船を通ずることが出来ぬ故、中城川より十二町村字新原に

通船する事に變更し、同年十一月より川普請に着手し、且つ上井手村小ヶ瀬井手の増水をはかり、中城川に注ぎ以てその目的を完成した。

又宇佐郡に於る寶曆以來の廢渠を再興して沿道を灌漑し、延いて海岸新田に及ばさうとし、偶々交代して日田を去り遂に之は成功しなかつたが、當時宇佐郡に於る新開反別は次の通である。

濱高家新田

文政八年正月着手天保三年落成

反別 凡二十三町一反、内鹽田十町五反、堤防延長凡七百五十間。

工費 二千二百十余兩

乙女新田

文政九年四月着手、同十年落成

反別 凡十六町七畝、歩堤防延長五百八十間

工費 二千百兩

順風新田

文政八年着手、天保三年三月落成

日田郡

反別 三十八町一反八畝一步
堤防 七百八十九間

郡中新田

文政八年着手、同十年落成
反別 十二町七反七畝
堤防 七百十五間

神子山新田

文政九年八月着手、同十一年八月落成
反別 三十一町二反
堤防 三十一町二反
堤防 延長一千七十六間
工費 五千五百九十兩

南鶴田新田(和間村)

文政十年正月着手、同年四月落成
反別 十四町一反五畝

堤防 延長九百三十間
工費 千八百兩

北鶴田新田(同)

文政七年正月着手、五月落成
反別 十九町二反
堤防 延長三百二十五間
工費 三千兩

久兵衛新田(同)

文政九年着手、同年落成
反別 十一町
堤防 延長三百二十五間
工費 二千五百兩

岩尾新田(同上)

文政八年五月着手、十年四月落成
反別 八十二町一反

日田郡

穴井六郎右衛門 (進取の氣象)

日田は天領に屬し、代官が之を管轄してゐたが、岡田某が、代官の時代人民はその苛政に苦しみ、最早その負擔に堪へずして流離散亡するものが少なくなかつた。こゝに馬原村里正穴井六郎右衛門は、義氣に富み進取の精神に富んだ男で、斯様の慘狀を見るにしのびず、各里正と相談して、人民の窮狀を訴へ、減租を嘆願した。岡田は立どころに却下した。そして苛政は年と共に加はつた。今は強訴のやむなきに至つた日田の佐倉惣五郎を出すことゝなつたのである。穴井は岡田を除くことを各里正に相談したが、一向まゝならなかつた。しかし穴井は己が義舉に加はるもの、少ないにも拘らず、之に屈せず自分所有の田地一町六反七畝歩を悉く賣却して訴訟費に充て、家事は長男用助に托し、家族とは生き別れのさかづきを交し、延享二年十二月、同志馬原村粗頭飯田惣治と共にひそかに郷里を脱出し、明るる三年一月、訴狀を幕府に

訴へたのである。かくて穴井、飯田の兩人は、強訴の廉を以て獄につながれたが、同年十一月訴狀は評定所の聞きとどけるところとなつて出獄を命せられた。兩人は事の以外に驚き、直ちに國に歸らうとしたが、幕吏の中にはしばらく江戸にこもり機を見て歸つた方がよろしからうと云ふものがあつた。しかし二人の歸心矢の如く十二月郷里に歸つた。評定所よりは岡田代官に對して、穴井等の強訴は、上をはゞからぬ不都合な行爲なれば夫々處分せよとの達示が來てゐたのである。

穴井が郷里に歸るや、代官は直ちに、捕吏を穴井、飯田の家につかはした。穴井はかねてこのことがあるを覺悟してゐたれば、自若として捕吏に捕へられ、代官所に引致されて即日、淨明寺川原で斬られ、獄門にさらされ、飯田も亦罪せられた。穴井及飯田の遺骸は財津村龍泉寺の僧が請ひ受けてその境内に埋葬した。(川登小學校提出)

伊藤壯兵衛 (誠實)

壯兵衛は十五の時、日田郡豆田町製蠟業草野忠右衛門に仕へ一意専心主家のために忠勤をつくした。

先代忠右衛門が死する時その子に遺言して、自分の亡きあとには壯兵衛を俺と思へと云はれた。忠右衛門は遺言に従ひ、大小壯兵衛の指揮にまかせてゐたが、忠右衛門は引續き二回の火災に會ひ數万圓の損害を蒙つて一家非常に落膽した。

壯兵衛は主人をはげまして云ふ様「天が私共の根氣試しをやつてるのでせう。落膽することがありませうか」と。忠右衛門その言に感激して、直ちに建築に着手して比較的速に復興をはかつたのは全く壯兵衛の助力である。壯兵衛は段々草野家に重用せられ、番頭となり、家事一切から、金銭出納のことまで悉くまかせられたが、少しも私心なく、給金の多少など意に介せず日々孜孜として主家のためにつくしたかくの如くにして、壯兵衛が草野家につくすこと四十余年の久しきに及んだ。

(川登小學校提出)

伊藤壯兵衛

日隈多聞 (公民の務)

日隈多聞

日隈多聞は、日田郡五馬村の村長である。多聞は公共事業に當ること二十年八月にあたり、その間終始勤勉一日の如く熱心懇切村自治のためにつくした。明治二十四年より三十三年まで十ヶ年間一ヶ年二百圓宛の積立金をして村基本財産の蓄積をはかり、此規約に追加して、村内の結婚、出産等あるごとに貧富に應じて二圓以下を出させたが、初年には三百圓を得た。又學校基本財産については、各學區毎に、土地に應じて、樹木を植へさせた。又訴訟調査規約を設けて勸解委員を設け、徳義に依つて訴訟をとくの方を講じ一致共同の實をあげた。又牛馬改良の必要を感じ、自費を以て種牡牛を飼ひ、種類の改良をはかつた。又有限責任五馬狂農牛種改良規則を設け洋種四頭を購入して漸次改良した。又納税規約を設け、青年談話會を組織し、風雨の際は自ら田畑を巡視する等一意公共のためにつくした。(川登小學校提出)

廣 瀬 旭 莊

(一) 禮 儀

旭莊容貌魁梧、軀幹は短小而して普通にいふ人品は聊か粗野に近い方であつたら
しい。篠崎小竹、菊地琴溪等初めて旭莊を見たる後に曰ふ

吾輩平生胸中に旭莊を描けり。思ふやう、長身玉立、清俊の氣眉宇に見れんと、料
らざりき、其の魁梧にして矮く、村氣體に溢れんとは

と、廣瀬宗家に藏する所の累代の畫像に見るも、淡窓は靜肅温雅、南亥は活達端嚴、林
外は才氣早發皆眉宇に溢れ、何れも好男子であるが、旭莊は如何にも豪宕磊落で體面
をつくろはぬといふ風に見ゆる。併し旭莊は極めて禮儀の正しい人であつた。其
の内藤侯に謁する時の如き、侯の儒臣は、侯の人物を説明して禮儀に頓着せぬ人なれ
ば、其のまゝにてよしと言ひしも、旭莊は今日は途中の事とて袴をつけざればとて強
いて辯して、其のいよく對面となつても、侯と二室を隔て、平伏し、侯より勸められ
て漸く次室に進んだが、尙手を疊につきて面を上げざりしに、侯は自ら起ちて旭莊の
手を上げしめ、相對して座するに至つた程禮儀の正しき人であつた。

廣 瀬 旭 莊

(二) 友 情

旭莊は又極めて情義に厚き人であつた。篠原小竹とは深き交際もあつたが、其の
子訥堂が病逝した時、往いて弔はんとし、途に田能村小虎(直入の人)を訪ふた。小虎の
言へるやう、「彼死して妻子なし、吾往きて弔はんも誰か之を知らん、且彼は流行病の
ために死す往かざるを可とす。」と、旭莊罵つて曰ふ、「生には交はり、死には負く、輕薄
も亦甚し、何ぞ傳染を恐れんや。」と、更に途に藤井藍田を訪ふ。藍田も亦小虎のいふ
所に同じ、旭莊笑つて去り、篠原氏に至り賻を贈り、門人に弔辭を述べ、門人よりその死
狀を聴取して歸つた。

(三) 義 憤

天保七年旭莊三十歳の時上方さして上り、泉州堺に於て帷を下したが、血氣旺んな
頃とて、奇行珍談も少なくない。近所に風呂屋あり、主人強慾にして、湯熱けれども水
を和べず、而かも一旦裸體となりたるものは皆湯錢を徴してかへさず、旭莊門人の訴
を聞き、「よしよし我に従ひ來れ。」と、連れゆき、皆々入浴せんとし、「熱ければうべよ
と促せども、主人例の如く聽かず、旭莊即ち門人に令し、三助を捕へ裸體と爲し浴槽に
投ず、三助悲鳴をあげ、「死ぬる〜。」と叫ぶ、旭莊更らに主婦を裸體となし之を試み

廣 瀬 旭 莊

しめんとす。茲に於て主人平謝りに謝りたれば之を許し、水をうべさせ入浴して歸る。其の翌日門人たちは最早あの湯にゆかずといふを、旭莊は「かくては彼の商賣に差支ゆることとなれば往くべし。」とて自ら背を連れだちて往く。僅かなことなれどもかかる所にも旭莊の面影は窺はる。(橋爪春秋樓遺稿「廣瀬旭莊」による)

廣瀬久兵衛 (公益)

廣瀬久兵衛は、豊後日田郡豆田町の人である。父は三郎右衛門、母は後藤氏。寛政二年八月二日に生れた。兄を淡窓といつて、幼よりときから學問を好み、長じて後儒を業として、堀田村(日田町の内)に私塾を開き、子弟を教育してゐたので、家業を視暇がなかつたので代つて家督を相續した。廣瀬家は久兵衛の祖父平八の代から、日田郡代所及び諸藩の用達を勤めてゐて、暮し方豊裕なるのみでなく、父は桃秋と號して、俳諧を能くし、廣く世に知られゐた人物であつたので、家庭の教育も、自から他と異つてゐたと見えて、實にこの家より、淡窓、旭莊の様な、碩學を出してゐるのによつても知らるゝのである。

廣瀬久兵衛

久兵衛はその志に方面こそ異つておれ、をさく兄弟に劣らない人物であつたので、壯年に達した頃から深く意を殖産興業に留めて、國利民福を増進することを自分の任務と考へ、これを一度經營するとき實に、勇往奮進して之を成し遂げねばやまないたちであつた。

日田の郡代鹽谷太四郎は、久兵衛の人となりを知つて、水利、通船、築道等の事業をまかせたのに對して、久兵衛は深く其の知遇に感じ、その後日夜暈勉、只管報効を圖り終に皆克く之を竣功せしめてゐた。次に久兵衛が従事してなしたげた二三を擧げてその熱心を物語る實例を示さう。

(イ)水路開鑿 文政六年、鹽谷郡代の命を承けて尾ヶ瀬路(三芳村大字日高字尾ヶ瀬に起る)の開鑿に従つた。此の井路は其の界限十三ヶ村の水田五百餘町歩を灌漑し早魃の患を除かしめたので、士木の仕事が、竣ふるや、郡代から其の功勞を褒賞せられて、帷子一襲を下賜せられた。

(ロ)水路開通 文政八年、郡代の命に依り日田川開通の事に従ひ、翌年に至り之を完成した。その水路は從來屢々計畫して、ことごとく失敗したけれども、到底人力の及ぶ所でないとしたけれども、此に至りて始めて通船の便を開いた。日田郡より水運

をかつて、貨物を筑後地方に通運したのは、之を嚆矢とする此時も郡代から賞として荷積船十五隻の株を下賜せられた。

(ハ)新田改築 文政九年、鹽谷郡代の設計に従つて、豊後國東郡の地先に新田を開いたが、此の事業は數年の後に於て、始めて竣工し、吳崎新田と名づけた。此の時郡代から賞として、袷一具を賞與せられた。同年、豊前宇佐郡の地先に一區域を相して、新田を開いた。此の業成るや、郡代其の勞を慰し、久兵衛新田と名づけた。其の功績を永世に傳へしめた。此の新田の耕地反別は六町五反九步程であつた。

(三)道路改築 文政年間の事であつた。日田、玖珠兩郡の通路改築に従ひ、女子畑村川原(日田郡)の山岳に隧道を穿ち、此れまでの様な險峻を通らなくてすむ様になつた。久兵衛が従事し、前述の事業中には或は大で且つ難であつたにもかゝらず、悉く成功したのである。然して、久兵衛が土木殖産の業に精通する風説が一たび傳播する所となるや、福岡、嚴原、府内の諸藩は先を争つて之を招聘して、灌漑、疏水、財政整理等の事を委託した。天保九年對州藩の招きに應じ、其の領地肥前基津郡田代村の番代所に往つて、その藩の財政を整理し、且つ水害防禦工事を施したるに、悉く成功を告げてゐる。又天保十一年の府内藩の招きに應じて、財政改革の事に従つた。もとこの府

内藩は財政紛亂を極めてゐたのであるが、久兵衛がその救済の事業に當つたとき、藩士の多くは之を喜ばなかつた。そして或者は、暗夜銃を擬し、或者は、劍を按じ、頗る危険であつたけれども、久兵衛は泰然として動かさず、終に克く富殖の基を樹てた。今その改革の主要なる二三を左に掲げて見る。

(甲)七島筵會所を創立し、海路大阪及び江戸に輸送し、廣く販路を開きし事。

(乙)豊前宇佐郡の親族和氣某と謀り、數年間に植苗數万本を取寄せ、之を下毛の地に植付し事。

(丙)吉兆原及び庄の原の原野を開墾し、田畑數十町を得、各地より農民を移住せしめたる事。

(丁)大分郡武宮村から野田村に至る七里の間に、元治井路を開き、武宮村外十箇村の水田に灌漑し、良田數十町歩を得たる事。

久兵衛が府内藩の財政顧問であつたのは、天保十一年から明治三年に至る三十一年間であつた。この間、數々日田、府内の間を往來して、大いに力を財政改革に盡したので、創業後二十有餘年で、藩庫始めて充實するに至つたのである。

又嘉永年間に、福岡藩の招きに應じて、同藩の財政整理に従ひ、同年から文久三年に

至る迄の間、屢々同地に赴き、又調金用を帯んで數回上阪した。がその後其の調金に係る七千四百五十五兩を献納し、之がため永代扶持三十八人口を給與せられた。

其の他自費をもつて、設計したのは、元治元年親戚數名と謀つて豊前宇佐郡の地先に岩保新田を開き、耕地鹽田反別五十五町歩を得たること、慶應元年同郡廣瀬、井手の開墾に従事して、金七千餘圓を支出して此の事業を完成せしめた二事である、又天保七年の凶作には、窮民に粥、白米を施したる外、金二百三十三兩、銀三貫四百目、調錢千五百文を施し、又、自費を出して、高野、祝原間の谷川に眼鏡橋を架設したる等、慈善救濟の事業に盡瘁したるかごによつて、幕府から其の功勞と善行とを賞せられて、金若干を賜はつて、永代苗字と一代帶刀を許された。明治三年十二月、老を以つて府内藩の顧問を辭し、同四年九月二十九日八十二歳にて歿した。(大分縣傳人傳に據る)

宇 佐 郡

倉 成 龍 渚 (忍耐)

倉成龍渚は、中津藩の儒臣である。藩侯奥平昌高は學を好み事大小となく常に龍渚の意見を聞いてゐた。龍渚もその知遇に感じ、夙夜奉公に努めた。

龍渚は寛延元年宇佐郡上田村の農家に生れた。父實常一日龍渚を膝下に招いて云ふ様「今の世農家に生れて立身出世するには儒、醫、僧、三者の何れかを選ばねばならぬ。汝は今より學問修業にはげめ」と。龍渚深く父の教訓に感じ、日々課業をばげんでゐたが、十才の時父を失ひ家道はなか／＼に衰へ、ほそ／＼と朝夕の烟を立つるまでに落ぶれたので、子供心にも非常に心配した。母はよく龍渚に諭し苦しさ中にも學問には一入の力をこめさせた。龍渚の學問日々に進みて今は四書五經をも誦習し得る様になつた。しかし家は赤貧洗ふ如く、親戚故舊も唯一人、その志を上げさせてくれるものもなく頗る悲境に陥つた。

尋常普通のものならこの時挫折するのだが、艱難の中に育ち堅忍不拔の氣力を養つてゐるので、これしきりのことに屈せず尙も修養をつとめた。後中津に遊學し藤

田敬所にその才學をみとめられ、敬所は京都に遊學することになった。時に龍清は二十三才の壯年であつたが、京都では愈々熱心に修學し、冬の日でも衣を重ねず寒と戦ひ夏は蚊帳をはらず、蚊軍と戦ひつゝ、明誦暗思、夜は鷄鳴に達すれば、机にもたれてわづかに坐睡するのみといふ有様であつた。文化九年歿す年六十五。

(川登小學校提出)

南 一 郎 平 (克己)

南一郎平は宇佐郡高森村の人である。抑も一郎平居所附近十數村に亘るところは、一帯の臺地で適當な水路なく、ために數百町に亘る田地は、溜池等の水を以て養はねばならず、そのためこの地方は毎年の如く早ばつにあつてゐたのである。されば昔からこゝに水路を通したいとは志ある者の願ひで、事實度々工事に着手した人もある。時には日田代守の手によつて計られたこともあつた。しかし水路を引くには數里の山奥から河水をとらねばならぬので、仲々の困難で、これ等の計畫は悉く失敗に歸したのである。一郎平の父一郎兵衛は死に至るまでいつも無念だと云つて

終つた。一郎平は父の遺志をどうかして達したいものだ、且つは又此大事をしとげて數百町歩の田地に利益したいと、こゝに大勇猛心を起したのである。時恰も文久元年のこと、近年にない大日照で人々は塗炭の苦に陥つた。一郎平、時やよしと、各村の有志の間を周旋して水路事業をすゝめたが、誰一人賛成するものはない。お上でやつても出来ぬ仕事は吾々の力にはおへないことだと云ふ。一郎平はそれでは殘念なりと再度言をつくして説き廻つた。人々はそれ程成功の見込が立つなら君一人をやつて見給へ。もしこの稻田に水が溢れる様になつたらそれは有難いことだ。その折には君の出した費用は、反別に割り宛てゝでも出すことにせう。といふ。一郎平はもう人々を頼らず、よしでは成功して見せると遂に一人の手でこの大工事に着手することになつたのである。一郎平は自己所有の田地二十町歩と質屋商及製蠟醬油製造等の營業資金を悉くなげだしてしまつた。しかしそれでも足りさうにない。日田廣瀬氏に二千兩の金を借り愈々慶應元年二月工事に着手したのである。これより家政をなげうち、妻子をかへり見ず日夜碎身刻苦したのである。疏水は凡そ五里その内二里餘は丘原田圃の中を通るのでさほど困難はないのだが、他の三里餘は山巒起伏し絶壁屈立して見るもの心配せぬはなかつた。しかし一郎平は屈せ

す堅岩をうがち絶壁をつらぬいて行つた。しかるに工事は半に達せぬ頃から物價は、にはかに騰貴し、工事は意外にはかざらず、費用大いにかさみて豫算を超越すること七千兩の多きに及んだ。一郎平はこゝまでやつて中止するは如何にも残念だと又々百方人々を勧誘して出金を願つたがやはり之に應ずるものはない。他に債主をつのつたが之にも應ずるものがない。遂に窮餘の一策井手切手といふものを發行し、さては頼母子講を起し漸く工事をすゝめていつた。工事七八分まで成り將に成功を見んとする頃に至りて又々債主等苦情を出し、一郎平鎖撫の手にをへず、遂に官廳に處分を仰ぐに至つたが、容易に澤せぬ、會々明治維新に際し松方公日田縣知事となるや、明治二年親しく工事を檢分して遂に、一切の事務を日田縣で總轄することとし、その取扱を一郎平に擔任させることになつた。これより工事はずん／＼進行し、遂に明治三年五月ほど成功するに至り、その他の殘工事等を全部終へて、全く完結したのは明治六年である。この工事は文久二年着手してより實に十二年の久しきに亘りて始めて竣工したものでその間一郎平は所有田畑を悉く賣却し、その營業たる質屋業醬油製造業をも廢し、多額の債務さへ生じて一時は五尺の身を容るゝところなきまでになつた。しかし不撓の精神を以て盡瘁し、實曆以來代官の權力を以

てしても尙成功することの出来なかつたこの大事業を完成したのは實に偉大なりと云はねばならぬ。(川登小學校提出)

孝 女 い ち (貞操、孝行)

孝婦いちち字佐郡矢部村今の西馬城村上矢部彌平の妻である。資性温良、孝順、貞節眞に一世の模範婦人である。

彌平の家は赤貧洗ふが如く、其の母は目しひで(盲目)不自由勝であつたが、彌平も程なく悪疾の病に冒され見るもあやしい姿となり果て、人々は皆忌みきらつた。而していち女は眞心こめて看護に餘念なく、彌平の幼弟と共に、終日田畑を耕し、夜は舊いつゞれをさし、殆んど寢食を忘るゝ程であつた。彌平は妻の優しい看護、けなげな働きに強く心をひかされて、其の勞苦を見るに忍びず、或時枕邊に妻を招いていふには「お前は自分に代つて母によく仕へ醜い此の身の看護も厭はず、多年一日の様に盡してくれた志、誠に感謝の言葉もない程である。けれ共自分の病氣は到底癒ゆることはない、それ故にお前は早く實家に歸つてよい縁を求めて他へ嫁づくがよ

孝女いちち

いそしたら日頃のお前の恩にも些か報ゆる事が出来て、自分も安心だ、どうか早く歸つてくれ」と身は病み衰へてゐるが其の言葉は誠に嚴かさのこもつたそして又親しみ深いものであつた。いち女は其の言葉を聞きもあはれず、熱き涙をはら／＼とこぼし、「これは誠に思ひもよらぬお言葉です、夫婦は一身同体とかきゝます、あなたの御不幸はつまり私の不幸です。殊にあなたの御無事の時は相添ふて、一旦病に冒されて病床に呻吟する様になつて見捨てるなど、何んでそんな事が私に出来ませう。何も天命です、私の事等は心に留められず氣を安らかに持つて一日も早く御全快をなさいます様神かけて祈ります」と其の慰めの言葉には凛として堅き意志の中に優しい女性の心ばへが十分に仄いてゐた。夫彌平はそれを聞いて無言の裡にも衰へる顔の表に深い感激の色をあらはし眼には熱き感謝の涙が溢れ出てゐた。

其後幾年か貧しく不幸な而し麗しい年月が過ぎた。世の人々は折ふしの花紅葉に樂しむ中に運命の惡戯はまだいち女を苦しめた。それは夫の弟も又同じ惡疾の病に冒されて床に臥す様になつたことである。今は三人の看護奉養に女のかよはい身は夜も十分寝む暇もなかつた。いち女は大に決して、岸迫といふ一里ばかりの山坂を辿つて日に二度も宇佐の町に出て薪を賣りまわり辛くも其の日を過す事

孝女いちち

が出来た。

寛保元年(櫻町天皇)夫彌平は妻の心盡しの看護の甲斐もなく、秋風やうやく身にしむ頃、空しく野邊の露と消えて仕舞つた。いち女は死骸に取りつき泣き悲しみ食も取り得ない有様であつた。漸く氣を取り直し、形ばかりの葬をすました。五十日の法會が終つた時集つた縁家の者や近所の人々はいち女に向つて「そなたの孝貞は誠に感激の至りであるが、此の儘なれば遂に一家乞食となり果つるより外はない、此の上そなたに苦勞をかくるにしのびず、今度こそは故郷に歸られよ」と懇に勧めた。いち女はさも不興氣に「これはあなたの方のお言葉とも覺えませぬ、目しひの姑、病める小しうと二人の看病を何で棄て置くことが出来ませうぞ、垢づける着物の洗ぎ、炎暑、酷寒の奉養を誰がしませう、たとひ身は乞食となつても、此處を去ることは出来ませぬ。どうぞ何にも言はずに置いて下さい」といつた。丁度松の緑の多くの雨雪を経て益々其の色を増す様である。

間もなく大雪の降りつゞく寒の日が來た。山に樵することも出来ず、一文の貯へどともなく、病者に供へる何物もない、正月も近づいた。いち女は悶へに悶へた。もと此の地方の習慣の若藪といつて、正月に貧者は鹽を盆に盛り家毎に新春を賀する

風があつた。いち女は世間の務廢されずと思ひ、糧の基と頼みにしてゐた唯一挺の鎌を入質して、錢八十文を得た。それで早速鹽を求め若鹽の祝儀を滞りなくすました、里人は深く同情して米、粟等を贈つて彼れを慰めた。お陰で辛じて其の春を迎ふることが出来たのである。

いち女のこれ等の徳行が中津藩公奥平龍源公に聞へた。公は潜に家臣を遣して其の有様をうかがはせた。途中弊衣、蓬髮鞋ばきの薪賣りの姿の貧婦に會つた。家臣は直ちに孝女いち女であることを知つて、あとをつけて家にたどりついて見るに、露雨もしのぎかぬるあばらやで、内には二人枕を並べて寝む病者がゐる。やがて、いち女は今日町で調へたるものを炊事して、二人にすゝむる様恰も賓客をもてなす様に極めて手厚いものであつた。此の有様を見た家臣は、急ぎ城に歸つて、其の由を具に上達に及んだ。藩公はいたく感激されて、直ちに米若干を賜ひ盡くれば又有司に告げよとの篤きお言葉をも賜つた。爾來いち女は藩公の篤き恵みに感泣しつゝ、細き烟を續けてゐたが、明和五年十一月十二日終いに病氣に罹り六十八歳を以て靜かに世を去つ。

其後奥平昌高公先君の志をつぎ、光格天皇の文化四年いち女の墓を建て、碑面に自

筆にて「孝婦伊知墓」と題し、婦官野本亮右衛門をして碑文を作らしめた。いち女の死後彌平の一家は絶えたが、文化五年其一族傳右衛門命を受けて、其次男龜松に彌平の家を興さしめて、名を彌平と改め家造の料から田畑等まで賜り又その上碑は諸人の龜鑑たるべきものであると屋敷内若干歩の墓地の年貢諸收を免せられた。其他公は後世に此の事蹟を遺さん爲に家臣に命じて詩歌を作らしめ、輯めて一卷として世に傳へた。

爾來藩主領内を巡回し、いち女の碑前を過ぐる時は必ず下馬して拜し、時にわざ／＼墓參の爲御出向の事もあつた。

近く明治三十三年彰善會員蟻木八衛翁主催となつて、いち女追福祭を行つた。一般參拜者は勿論、會長高崎正風男等の弔辭をよせられ、追彰の詩歌等も多く集り、大變盛大に行はれた。近郷今尙「おいち墓」「孝行墓」と稱へて參拜するものが絶えな

い彌平の子孫も今尙其の碑前に住して香花を怠らない。(宇佐郡西馬城小學校奥作治氏提出)

河野 勇平 (勤勞、義務、公共心)

勇平は大分縣宇佐郡明治村大字富貴野に住み、農業を營んでゐた。幼い時父を失ひ、母に事へて大變孝行を盡した。家は貧しかつたが、年來勤勞の結果、追々豊かになつて、一町二段歩ばかりの土地を所有する迄になつた。

勇平は常に納税が國民の重大な義務である事を忘れず、納税の令書を受取る時は期限に先だつて、必ず自ら税金を携へて、一里余りの山路を辿つて、村役場に出頭すること、五十余年間曾て變つたことがなかつた。之が爲に郡長、村長等から表彰を受くること四回にも達してゐる。

勇平は又公共心に富み、明治三年には、私費を以て烏鵲橋記念碑を建て、正八年には蓬萊橋の架けかへ及び富貴野坂道の改修工事に多額の寄附をなし、又同九年隣部落の寒水といふ處が火災に罹つた際には、金と米とを義捐した。其他學校、神社、佛閣等に對しても屢寄附をなし、慈善事業にも義捐した金額が少くない。寄附義捐の總額は實に二千圓以上に達してゐるといふ。勇平全年八十五歳、なほ壯健で、若者と同じく、毎日農事に精を出してゐる。(大正德行錄に據る)

赤尾三左衛門 (公益)

桂掛の井堰は、宇佐郡二川村大字山本に至る水路で、延長凡一里の長渠である。寛保延享の交、開鑿したものであつて、當時では非常な大工事で、灌漑の利益も隨つて莫大であつた。俗に赤尾井手と云ふのは、舊中津藩の大庄屋中剛邁英敏の聞のある赤尾三左衛門が監督成功させたのに因つたのである。此の三左衛門は安永二年二月十五日に歿したが、是より先き下毛郡伊東村田より丹治といふ人を迎へて婿養子としたが、養子に劣らぬ人物であつた。初め三左衛門の起工した桂掛堰の工費は、中津藩領内の田畑に賦課して加免と云つて、五ヶ年間之を徴收する旨を布達したるに拘らず五年を過ぐるも、尙ほ徴收して復舊しなかつたので、領内の人民は屢々加免復舊の儀を歎願したが、之を聞入れないのみでなく、却て新税を増課したから、人民は之を赤尾井手の結果なりと思ひ、いたく赤尾家を怨み、到る處に非難の聲が起る様になつた。丹治は憂慮惜く能はず、頻に善後の策を講究し、幾度となく歎願したが、其の筋に於て顧る所がなかつた。既にして赤尾佐野の二ヶ村は衆議強訴に決して、稍々不穩の舉動さへあつたから、丹治は文化九年二月、林傳藏、林助次郎、松原源左衛門、横光喜平

等、有志數名馬立神社の拜殿に招き、加免及び新税廢除の事を協議した所が、昔の衆曰く、「此の事は尋常手段を以てしても聞入れられる見込のないのは既往の經歷を徴して顯然としてゐる。いざ此の上は御領内の百姓と語らい、竹槍席旗を押立て、領主に逼りて強訴する外に途なし」と。丹治は徐ろに説諭して曰く、「亂暴を以てすれば事に害ありて決して益はない。故に自分一人、城下に至り飽く迄理由を訴へ、哀願して農民全般の悲惨を救ふことに努めよう。自分は假令磔刑に處せられ、首を獄門に梟せられても、素より甘心する所である」と。云つて、辭氣慷慨決心の在る所を示したけれ共、傳藏等は之を聞かぬのみならず、領内の農民を集め、各自に藁を持ち運ばせて城を燒棄しやうと計つたので、丹治は猶百方順逆の理を説いて之を制止したが、彼等は益々激昂して終に抑ゆる事が出来なくなつた。丹治は仍て羽檄を領内各村に飛ばし、加免新税廢除哀願の事は自分一己の名義と爲す様に誓ひ只管動搖を止める事に努力したが、騎馬の勢の如き彼等を止める事は到底出来ず、遂に同年三月十九日中津城内一般竹槍席旗の大騒動を惹き起し、之が爲め翌文化十年十一月廿一日丹治外七人は斬首に處せられたる上、夫々其の郷里で梟首せられたが、藩廳の議は前約を履んで加免を復舊する様になつたと云ふ。(大分縣偉人傳に據る)

上田春莊 (公益)

春莊翁は、宇佐郡驛館村大字上田の人である。通稱を俊藏、諱實道と云ふ。春莊は其號である。父は金作と云ひ世々本村の里正をしてゐた。天明四年二月十五日に生れ、明治六年十二月二十一日享年九十歳を以て死んだ。翁は年少くして里正の職を次いだが、其の人と爲り温厚朴實であつて能く人を愛し、村民は皆悦んで服した。尙其の資性は剛毅であつて、何事でも初むれば、成る迄は止めず、最も經濟の術に長じてゐた。日田代官鹽谷大四郎が、宇佐郡住江新田を創設する事になつたが、其の時翁を擧げて此の土工を監督せしめた。そして屢々其功勞を賞揚され又物を賜ひ、遂に幕府に知れて、苗字を稱する事を許された。翁日常勤儉であり率先して事を爲し、村民を奨勵した。其様は丁度二宮尊徳翁の如くであつたと云ふ。村内驛館川の東方は土地高燥であり水利の甚だ乏しき事を嘆き、大に榎樹栽培法を研究し、品類を諸州に購ひ、其善美のものを撰びて、之に移植して、従前不毛の地であつた所より年々良實十餘萬斤を産出するに至つた。又其種栽、培養、分苗、接樹等實地得る所の方法を記録して、榎育口傳試百ヶ條と名づけて、これを世に公にした。所が遠近争つて之を傳へ

たので、其贏利極めて博く、遂に苗を高知、山口諸縣に輸出するもの巨萬に上る様になつた。嘗て苗木二十萬本を延岡藩に献上した所、藩主大いに喜んで、招聘扶持しやうとしたが、翁は年老ひ、且名利を願はぬ人であつたので、之を辭した。そこで藩主は特に家老戸田文藏を使として、御紋付の衣服を賞賜された。村人は翁の徳を頌して、相與に謀つて、米良東嶠先生に碑文を請ひ、榿樹碑を建てて、翁の功績を不朽に傳へた。明治十五年十月十五日、農商務卿其の功績を嘉みして、金貳拾圓を追賞された。鈴木重胤翁嘗て歌を賜りて之を頌した。其歌に

房澤に榿の實のりのよくなりて

國を富ませる業を尊き

其追賞授與證は左の如くである。

金貳拾圓

大分縣下豊前國宇佐郡上田村

上 田 春 莊

多年の刻苦を以て享和年中、遂に榿蠟栽培の法を講究實驗し、從來の面目を改むるのみならず、書を後世に傳へ、之れが餘澤を承くるもの少なしとせず、茲に其功績を

嘉みし、特に追賞す。

明治十五年十月二十五日

農商務卿正四位勳一等

西 郷 從 道

(大分縣偉人錄に據る)

下毛郡

今津億五郎 (衛生)

今津億五郎 今津 億 五 郎

明治二十八年八月下毛郡櫻洲村大字今津にコレラ病發生し、全十日に至る三日間に患者十一名に及び益々漫延の様子があつた。その患者中の十中八九は漁民でその居住の地は甚だ狹隘、しかも不潔の家屋が二百戸も密接してゐて到底普通の豫防法位では、傳染を防禦することも出来ぬ故、警察官郡吏等協議の上、一面には速に避病院をたてることをくはだて、一面には病家に接近して危険と認むる漁民二百五十名を寺院、學校に隔離させ、豫防吏員等皆極力豫防をつくしたが尙續々新患者を發生し一時非常の混雜を來した。此の時にあたり、此の村の今津億五郎は、繁忙の家業をなげうち挺身豫防に盡力して、消毒上の注意は勿論、避病院建設については、ひたすら村民を説諭し、爲に大いに其効を速にし、その上小學校、寺院に隔離した健康者に對しては、日々健康診断を施して、飲料水の不十分なるものには日夜沸湯を施與する等、懇切の限りをつくした。之に要する費用一切は私費を投じて毫も公費を費さなかつたといふ。(川登小學校提出)

前野良澤 (仕事にはげめ)

前野良澤 前野 良 澤

前野良澤は中津奥平侯に仕へ、明和の頃藩醫として鐵砲洲の藩邸に居た。その頃同藩士某が一日良澤を訪れ蘭書一冊を示めて云ふ様「この頃書肆でこんな書物を購つたが、隻句片言も讀めぬ。願はくば翻譯して下さるまいか」と良澤とりて之を見るに同じく片言隻語もわからぬ。しかし良澤思ふには日本と和蘭とは國が異ふ故、言葉も異ふ之は何も不思議はない。されば急に文字を解し得ないとも、彼も人なり我も人なり、彼のなし得ることを、我のなし得ぬ筈はない。今より奮發して蘭學を研究し和蘭醫學を究めて世の爲に貢献せやうと、決心したのである。時恰も青木昆陽がその自分の學習した蘭語數百餘言を熱心なる同志に傳へようと思ひその人を求めてゐると聞き直ちに謁を請ひその志をのべたところ、昆陽もその篤志に感じ、記録せる蘭語集と、和蘭文字略考とを授け、且つ懇に奨勵を加へた時に明和六年良澤四十七才の時のことである。之より良澤研究の都合上長崎に遊學する必要を生じ明和八年藩主の許を得て長崎に赴いた。同じ年長崎より歸つたのであるが其の時「人身内景圖説」といふ一書を買つたのである。明和八年良澤藩主

に従ひて、江戸に祇役した。當時松田玄白、中川淳菴、柱川甫周などの人々も同じ志を
いだいて互にはげました。丁度千住骨ヶ原に於て罪死者の解剖があるといふこと
を聞き早速松田等の同志を彼の「人身内景圖説」を携へて觀に行くことになつた
解剖の任に當る男は老人であつたが仲々熟練してゐて、心臓、肺臟、肝臟、胃、腸など夫々
解き分けて、「こゝにか様のものが」^と一々説明したが、その位置と云
ひその形状と云ひ、一々内景圖説と符節を合する如くにあるので何れも覺えず感嘆
の聲を發した。

松田、中川の諸子は翌日良澤の所に来り、如何にもして内景圖説を翻譯せばやと種
々相談した。即ち三八五十の日を會日と定めた。扱て初回の會議では一言隻句も
理解することが出來ず一同呆然として顔を見合はすばかりであつた。その後二回
三回と回数を重ねるが單語の翻譯さへ仲々の困難で、例へば眉といふ關語を字書で
もとむるに、目の上にはえたる毛とある。何人もまゆだと思ふかも知れぬが仲々左
様には行かぬ。第一回の會合ではこの譯さへつかなくたのである。まして二三
の新語を交へた短句、短文を讀み解くのは非常な困難であつたのである。鼻と云ふ
原語を字引で引くと「フルハツベント」せしものとある。之について意見をたゝ

かはすが仲々不明。良澤が長崎で買つた字書に「木の枝を伐りたる迹はフルハツ
ベント」すとある。又庭園を掃除すれば堆くなる。鼻は面にあつて堆くなり居る
故鼻といふ字ではないかと考へついで一同思はず拍手するといふ有様である。か
くの如く困難であつた仕事も回数を重ねるに従ひ難澁の度も次第に減少したが「
シンネン」といふ原語を精神と譯するといふ様なことは思ひもつかぬことで、數回
の會議を重ねたが適當の譯字を得ない。遂に良澤の意見に従ひて此の如き難語は
今後とても、いくつとなく出て來ることなれば、一々適當な譯字を定めて進行するよ
りも、むしろ之に不審の符合をつけ置き、他日審議することにし、丸の中に十文字を引
きて、符號とし適當の譯字のないときは苦しさの余り「辨十文字」といふてその
符號を記してゐた。

かくて毎月十二回の會には必ず一同出席し、譯讀にはげんだので開會後一年を経
た頃からは一回の會合には十行位は譯述することが出来る様になつた。その間或
は長崎の通詞に質問し、或は獸類を解剖して研學の参考としその苦心は一通りでな
かつた。かくて明和八年より經ること四、稿を換ゆること十一回にして漸く脱稿し
たのが彼の有名な「解体新書」である。

その後良澤は益々研學の功を積みたゞに醫學のみならず天文、地理、算數等の諸書に眼を曝し、且つ「蘭學入門」「蘭學階梯」等の卑近の書を著して後進者の便に供した。その間尋常普通の勉學を以てしては、此の事業を成就せんこと到底困難な事故門を杜ちて外出せず、終日書齋に端坐して、廁に上るの外は起たず、偶々來客があれば病氣といふて面會を謝絶したといふ。(川登小學校提出)

禪海 (忍耐)

禪海幼名を市九郎と云ひ、貞享四年越後高田に生る。藩士福原勘太夫の息なり。性狷介不羈爲に郷人に容れられざるところやありけん。年二十にして飄然江戸に出で、淺草に住む。一日感ずるところあり、劍を賣つて僧となり、禪を學びたり。求道の情熱はもゆるが如く、更に安逸をゆるさず益々修練を積み、安心決定の好境に達せばやと、一鉢一衣行方定めぬ雲水勤苦の旅に出立ちたり。

一簣一節幽林にさまよひ斷崖にのぞみ、魂を練り身を鍛へ行き行きて暫しの疲れを醫すべく風景佳なる京洛に入れり。京にありても只管佛道修業に心を勵し諸佛に詣で經を誦し行を積み、道心愈々堅固となりつゝ、靜かに万人救済の機縁熟せんことを祈りたり。幾許もなく京をたちて中國の旅に向ふ。行く／＼諸國の靈場を拜し、善根をつみつゝ、西へ西へと進めども、遂に諸人救済の端緒だも發見せず、我が九州に巡遊せしは實に享保年中のことなり。禪海は豊前にて名高き、耆闍崛山羅漢寺の靈場へと志して、中津町より途を南にこれり。水清き山國川に沿ひ、左には青屏の如き八面山、右には真離なす犬ヶ岳、刈股、檜原の重嶺を望みて旅情を慰めつゝ、次第に寂

しき山林を過ぎ山路をこへて桶口驛につきたり。

溪流に沿ひて南に進めば道は益々難道となれ共、簇出の奇巖清流に影をうつし、万境静寂神氣自ら清浄なり、枝を頼りに山徑をたどり行けば、道は遂に絶壁に閉ざられたり此處は名に負ふ鎖戸とて、山國第一の難所なり。

往來の人馬動もすれば過つて水中におち、命を失ふと里人に聞きしところなり。淵に臨みたる絶壁の中腹に狹隘なる數町の棧道を通じたり。怪岩に縋りて漸く渡り行けば直下は深淵水道巻きて藍を湛へたり。さすが心膽を練りたる雲水の身も慄然として足暇けり。

禪海は今自ら此の難所を過ぎ多數行人の不便を默然沈思したり。其刹那隧道開鑿の大願勃然として起り來れり。これぞ多年求め得ざりし万人救済の大業として宿願茲に熟せりと自ら心の躍動するを禁じ得ず、勇心勃々として工事に着手したり。近村の托鉢にまはりて隧道開鑿の功德をのべ、喜捨を乞ひ、勸進に全力をつくすといへども、一笠一杖見すばらしき旅僧を見ては郷人皆其大業の望みがたさに驚き、狂人の言として一笑に附し、事業を好餌に金を貪る怪僧として、顧みるものなく、果ては迫害を加へんとするものさねありて、禪海の真意は俗人の容易にみとむるところな

禪

海

らず、遂に一人の助力に應ずるものもなかりしなり。

されど禪海は更に勇を鼓して奮然として、獨力此難業を就さんと決心し、心眼明に絶大なる佛の冥加を念じて、遂に單身鑿をとり、槌音勇ましく此の大業をはじめたり。たとひ幾十年を費すとも渴仰の難行なり、隨喜の苦行なり、世の嘲笑も人の迫害も何にかあらん。身の苦勞も暑熱寒苦も悉くこれ安心決定に至るの試練衆生濟度の誓願なり。單純簡素の苦行的生活こそ年來の理想なれど。感じ食は托鉢に求め鐵腕は目前に立ち塞がる岩壁に一揮一下しつゝ、専心槌の音を續けたり。鑿痕遅々として抄らぬ工事を露懈怠の念も起きず十年一日の如き忍耐に村人等は今更の如く歎異の眼を開きささの日の嘲笑迫害は轉じて同情賞讃の聲となり、食を贈るもの財を施すもののみを振ひて工を助くる者頻りに生じ一日も早く洞門を開通して禪海の志をも遂げしめ其の思澤に浴せんとする多數の協力者を得たり。

然るに速成を期して力を添ふる村民は始めの程こそ多數にして、血氣の勇を振ひしが變化なき勞役運々として進まぬ工事に倦怠しては成就の程も疑ひ何時しか一人減り二人減り遂に初めの如く禪海のみとなれり。

禪海は默然不動更に意を介することなく發願は年と共に益々堅く春風秋雨幾星

禪

海

霜度の労働に健康は損なはれ身は老衰すれども勇猛心は頻りに燃わ、經文を誦しながら一心に瘠腕を振ひ續けて時は夜中に及ぶことさえあり。終始一貫衆生濟度の大理想を欣求して絶へず眞摯の態度を以て力を續け行く禪海は再び多數の村人に無限の感銘を與へたり。

村人は禪海を見て聖僧の如く尊信敬慕し過去の無知を心より恥ぢ近村の人々を語らい我も我もと協心戮力の誠を盡して、隨喜するに至れり。

禪海の肉体の苦勞を忘れ法悦の高潮に達したるとき三十年の大業を目出度成就して歡喜の涙に咽びたり。

當時握屑一升米一升と云はれたる難工事を其高さ二丈其長さ三百有八步數十歩毎に窓を穿ちて日月の光を通し往來の人馬始めて安き思ひをなせり。

禪海其後山のふもとに僅かに膝を容るゝに足る草庵を結びて靜かに半生の疲勞憔悴を休め佛恩報謝に衆生濟度を願ひつゝ安永三年甲午八月二十四日、靜かなる大往生を遂げたり。享年八十八歳、今を去る實に百五十余年の昔なり。

(大分縣師範學校附屬小學校提出)

海 禪

大 分 市

賢 女 之 碑 (孝 行)

賢 女 之 碑

蓬萊丘のほとりに賢女の碑とよぶ石碑がある。これは寛政の頃の人孝女甲斐きせを永久に記念するものである。きせは大分市元町の人である、その母は初め人に嫁して、一子を擧げたが寡婦となり、再嫁してきせ女を生んだ。然るにきせ四歳の時父を喪ひ、母と共に道士正徳院といふに養はれてゐたが數年の後、正徳院は此の母子を残して行方不明となり、ついで母も死し頼るべきものゝなくなつてゐるのを、寒田村の異父兄なにかしに引き取られて養はれてゐたが、後大分笠和町の彦助といふものゝ家に奉公することゝなつた。

かくてきせは十九の春媒介するものがあつて同町の人房吉の妻となつた。しかるに夫彦吉は不幸にして悪い病にかゝり、起臥も自由にならぬ身となつたので、深く之を心配し、神佛にもいのり薬も用ひさせていろ／＼手を盡すが更にその甲斐もなく、手足もなく手足腫れたどれて、見るも淺間しき姿となつた。

きせの悲歎やる方なく、我身のことは露ほごも思はず看護のたけをつくした。も

ごより豊ならぬ家計はいよ／＼窮迫し女は人に備はれなどして僅かばかりの賃錢を得、それを以て朝夕の飲食何くれとなく世話をし、夜具などは垢のつきたのを用ひず、着物も時々姑と夫との洗濯して清らかにし、己一人粗衣を身にまとい粗食に甘んじ、夜具もろく／＼身につけず、晨はやく起き日々の業にとりかゝつてゐた、房吉はつく／＼女の身の上を思ひやり、坐ろに憐れを覺えたので或日女に向ひ、

「おまへも貧しい中に、よく辛抱して呉れるは有りがたいが、わしの病もはや到底全快の見込はない、はやく里にかへつて再び他に嫁したが宜からふ」といふ聞せたがさせ女は更に聞き入れず却つて夫のかく云ふは、わが所爲の病を忌み嫌ふ様に見えるためだらふと思つて、之より更に心をつくし前にまして業にはげみ、衣食に不自由なからんことを心掛け、他家に備はる折など、姑と夫との晝食を調へ片時もいとはず疾く家にかへつて看護につとめた。

しかるに夫の病は次第に重り、いまは身動きさえ堪へぬばかりとなつた。させ女は夫の心ふさぐを慮り、閑あるときは、夫を背負ひて、家の近傍を幾度も廻り或時は景色のよい所をさすらひ、或は茶菓をすゝめ、又雪降る寒き日は己が懷で之を温むるなど看護すべて至誠をつくした。

賢女之碑

賢女之碑

その後正徳院も歸つて來たが、便る方もなくさせ女の許に來たので、させは幼き時の恩義を忘れず、正徳院は別宅に住はせ、か弱き女の手一つに夫、姑及正徳院の三人に奉養する様は男子も及ばぬ雄々しさであつた。かくする中房吉十三年病みて逝つたので、させは平素苦しき中にも貯金し置いた金で葬儀も懇ろに營んだ。その後姑と正徳院につかへてまめやかにつくしてゐる中、房吉死後二年を経て姑も亦他界した。親族の人々は、夫も姑もなき今は家に歸りて心やすく暮す様にすゝめた。しかし思ある正徳院の老いて、さまよふを見るにしのびず、夫、姑の追善供養も心にまかせねばとて、従はなかつた。

させ女は三十二歳にして夫に別れたが夫よりも終身魚肉を口にせず、節正しく、日毎に墓を訪ひ、家にありては、夫、姑さては、實家の父母などに靈前に仕ふる生ける人に供ふる如く、夏の夜は、位牌を蚊帳の中に安置し扇子もて、之れをあほぎ、冬の晩は位牌を懷に抱きて、暖氣を移すなど、心なき人には、狂氣の如くに思はれた。させの孝養上に聞え弘文四年、女五十八歳のとき、藩主大給侯之を賞與して月俸を賜ひ、その後は無事に餘生を送りて、明治二年七月八十歳の高齡を以つて歿した。

(大分縣師範學校附屬小學校提出)

三ヶ田ツル (貞操、孝行)

ツルは大分縣大分市三ヶ田某の養女であつて、明治三十六年夫有平を迎へた。結婚の翌年日露戦争が起り、有平も召集されて従軍したが、明治三十七年名譽の戦死を遂げた。ツルは此の時二十二歳の若盛りであつたので、養父母をはじめ親族の人々は、しきりに後夫を迎へることを勧めたけれども、ツルは聴かず。ひたすら夫の冥福を祈り、又夫の残した形見の一人娘を守り育つることを以て樂しみとした。夫を失ふてから、ツルは女の獨力によつて三ヶ田の家を支へ、老いた養父母に事へて年月を送つたが、大正八九年の頃から、養母は中風症に罹つて全く起臥の自由を失ひ、養父も老衰して、やうやく室内を歩み得るに過ぎない。孝心深いツルは、兩親の苦痛を思ひやつて、女主人の身の忙しい中であつて、日夜懇に介抱して、寂しい心を慰めてゐた。又一人娘は、ツルの心盡しによつて高等女學校を卒業し、既に聳を迎へて、今京都にゐるといふ。大分市長は、大正八年節婦孝女としてツルを表彰した。

(大正德行録に據る)

三ヶ田ツル

幸フク (勤勞、公益)

幸フクは明治二年三月十五日、大分郡桃園村字三ツ川、寺司茂四郎の四女に生れ、二才の時同村幸重春平の養女となつた。幼少の時から手仕事を好み、何時からともなく機業のわざを知り、殊更ら誰に習ふと言ふこともなかつたが、好きな事として熱心に勵み、十一二歳の頃には早やくも其の道の上手と言はれる様になつた。暑さ寒さの差別なく、ひねもす夜すがら、勤勉と努力を以て只管機織の業に志し、十四歳の頃には技倆も大いに進み、一ヶ月二十四五反から三十反の精巧な木綿を織出して、之を商店に賣り生計の助けとした。

彼女が十七歳の冬の事であつた。早や節季も近づいたと言ふので、母と共に織り蓄へた百二十反の木綿の賣り捌きを、商用で竹田に行く叔父に依頼した。然るに叔父は自分の商用に忙しく彼方此方と奔走して居るので、木綿の事など更に氣にかけず、彼女等の元には消息さえしなかつた。只管其の消息をのみ待ちあぐんで居た彼女は日一日を経る毎に或る種の不安を感ずるに至つた。が其の後木綿は竹田町の山久と言ふ宿屋に置き去りにしてある事を知つた。人と言ふものが如何に頼り無

幸フク

い者であるかを今更らの様に感じた彼女は、此の百二十反の木綿を自己の手に依つて賣捌かうと考へた。彼女はけなげにも意を決し、十二歳の弟を連れて家を出た。旅に出るのは今が始めてである。而も此の幼い二人が、當時往き來もまれな山間の道を十三里、出遇ふ人には道を聞き、或は馬子に連れられて、てく／＼とか弱い足を引づり／＼して、やつどの思ひで竹田に着いた。そして百二十反の木綿は無事彼女等姉弟の手にかへつた。それより二人は百二十反を分ち背負ふて四里半、緒方を經て牧口に出で賣捌きに着手した。時恰も節季なれば、新らしい年を迎へる晴着にとて人々競ふて之を買ふと言ふ有様なので、瞬くうちに百二十反は賣捌いて終つた。而も意外の利益が擧つたので二人の喜びは一方ではなかつた。

此の偶然の出來事が彼女に強い自信を與へた。今後決して人には頼るまい。そして今から行商を始めやう。と決心しました。翌十八歳の春より彼女は、附近の人達が織出す木綿を買ひ集め、弟を一人の道連れとして愈々行商を始めた。竹田、牧口方面を手始めに、庄内方面へも得意を求めて歩いた。山の中腹に見へる一軒家、彼處こそは商人も多く行くまい。需要も必ず多からう。と只管山間僻地を目標に、か弱い女の身でありながらいそ／＼と商賣を續けた。が年若かい二人、旅馴れない二人

の事なれば、路を途中に行き暮して途方にくれ泣き悲しんだ事なども一度や二度では無かつた。然し其の度毎に二人は勇氣を鼓して進んだ。苦しみの尙ほ此の上も積れかし、限りある身の力試めさん。と彼女は努力に努力を以て働らいた。

斯して彼女は二十四才、同じ反物の行商人幸荒太郎に嫁した。爾來、彼女は舊に倍する努力を以て夫と共に行商に従ふこと四ヶ年、今は資本も稍々整ふたればとて、大分市明碓町に空家を借り、此處で吳服商を營んだ。而して薄利多賣主義、客に報いるに善良なる品を以てし敏捷に約束を違へざる勤勉と努力との効空しからず、門前市をなすの勢ひ實に九ヶ年、商業上に於ての彼女等が基礎愈々堅固に、販路も愈々廣ろまりて今では店も甚だ狹隘を感ずるに至つた。此處に於て、大分市三ヶ田町の現在の箇所を選んで家を建て、大商店を建設した。彼女の勤勉と努力とは更に従前に數倍して、夫に事へて良く働らいた。朝は下女の起きない間に獨りこつそり、注文の蒲團に綿を入れ、夫の起き出でた時は既に折重ねられた蒲團が天井裏にございて居たと言ふ。斯くの如く彼女は自己の勞を惜まらず暇を惜しんで働いた。下女に命令する前に先づ自ら働らいた。一家の盛衰は主婦の雙肩に負ふ所多し。彼女の勤勉と努力とは又以て一家の和合を來し、今や市内屈指の資産家となり、豪商と數へらる

ゝに至つた。

斯かる間に夫は五十三才を一期として此の世を去つた。夫の死後、彼女は家財産を子に譲り、専ら社會奉仕に志した。近郷近在の社寺への寄進は言ふも更らなり、青年團へ團旗の寄贈をなして青年の意氣を鼓舞し、或は敬老會に、或は日校協會と提携して日曜學校を經營し、少年男女の善導に志し、或は盲啞學校に寄贈をする等、數へ來れば實に枚擧に遑あらずと言はなければならぬ。のみならず日本赤十字社に多額の金員を資出し、社資を幫助して特別社員に推薦せられ、畏くも大正十五年十一月二日には親しく皇后陛下の御面謁を賜はり有功章を拜受した。尙大分市南大分小學校に幼稚園設置のため金一萬圓の寄附をなした。今は幼兒嬉々しく此處に楽しく遊んで居るが、之等の篤志に對し、大正十五年十一月十六日、宮内省賞勳局より紺綬褒章を下賜されて、其の善行善徳を表彰された。

最近に至つて、女史は青年子女の實際的教育振興に着眼され、私財を投じ學校建設の計畫を進めつゝあるを聞き、益々女史の徳行の篤いのに感激す。

(大分市南大分小學校古澤魁氏提出)

編者曰く 幸フク女史は誠に奇特の女性にして、實に稱賛に値するものなり。將來に於いても益々徳行顯著なるべきことを豫想して、且つ衷心より希求しつゝ、本稿を載録することにせり。

小野惟一郎 (公益)

小野惟一郎

氏は大分郡大分町(現大分市)の人、嘉永元年十二月十三日に生る、父を喜三次といひ母は左喜と云ふ。明治三年舊熊本藩廳に養蠶起業の議起り、同藩廳下に養蠶試験本部を設け、藩内全体に九箇所の支部を置くに當り、其の一を鶴崎町に設くる事となつた。時に氏は鶴崎郡務出張所在勤中であつたから、藩命を受けて同養蠶試験所擔當となつた。更らに命を受け、上野國佐位郡嶋村田嶋武平氏について、清涼育養蠶法を習得して、同年十二月、遂に養蠶試験所を設立するに當り氏は歸り來りて桑苗園一町歩、養桑園一町歩を開拓した。同五年春、始めて傳習生數名を募りて試育せしに蛆害なく頗る好果を擧ぐる事が出來た。氏は是に於て、九州一帯ことに一縣下にも、蠶業の適するものなることを知り、益々本業を擴張隆盛に専心を、鞏固にすることになつた。けれども、當時まだ製絲法を修めざりしため、成繭の處置に苦しんだ。そこで養蠶と製絲の相伴ふべき必要を感じ、養蠶試験所本部擔當人長野潛平氏の門を敲いてこの事を謀つた、その時潛平氏の養子親藏夫妻が會つて上野國前橋に赴き製絲の法を學んで歸り、製絲器械を設置してあつたので、この人に就いて其法を傳習し、歸